

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月23日
【発行者名】	三菱地所物流リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 坂川 正樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	三菱地所投資顧問株式会社 常務取締役物流リート部長 坂川 正樹
【電話番号】	03-3218-0030
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	三菱地所物流リート投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 380,000,000円 <small>(注) 発行価額の総額は、2018年8月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。</small>
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

#### (1) 【投資法人の名称】

三菱地所物流リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）

（英文では、Mitsubishi Estate Logistics REIT Investment Corporationと表示します。）

（注）本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。

#### (2) 【内国投資証券の形態等】

本書に従って行われる募集の対象とされる有価証券は、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）です。

本投資口は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「社債株式等振替法」といいます。）の規定の適用を受ける振替投資口であり、社債株式等振替法第227条第2項に基づき請求される場合を除き、本投資口を表示する投資証券を発行することができません。

また、本投資口は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズドエンド型です。

本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（注）投信法上、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位を「投資口」といい、その保有者を「投資主」といいます。本投資口を購入した投資家は、本投資法人の投資主となります。

#### (3) 【発行数】

1,515口

（注1）上記発行数は、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）に関連して、SMB C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）の発行数です。SMB C日興証券株式会社は後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の口数について申込みを行い、申込みの行われなかった口数については失権します。

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		1,515口	
払込金額		380,000,000円 (注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 清水 喜彦	
	資本金の額 (2018年6月30日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主 (2018年6月30日現在)	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数 (2018年7月31日現在)	461口
	取引関係	一般募集 (後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項/オーバーアロットメントによる売出し等について」にて定義します。以下同じです。)の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、2018年8月14日 (火) 現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(4) 【発行価額の総額】

380,000,000円

(注) 発行価額の総額は、2018年8月14日 (火) 現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(5) 【発行価格】

未定

(注) 発行価格は、2018年9月3日 (月) から2018年9月6日 (木) までの間のいずれかの日 (以下「発行価格等決定日」といいます。) に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

(6) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(7) 【申込単位】

1口以上1口単位

(8) 【申込期間】

2018年10月10日 (水)

(注) 申込期間は、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間は、発行価格等決定日の繰り下がりに応じて、繰り下げられることがあります。申込期間は、発行価格等決定日が2018年9月3日 (月) から2018年9月5日 (水) までの間のいずれかの日の場合は2018年10月10日 (水)、発行価格等決定日が2018年9月6日 (木) の場合は2018年10月11日 (木) となりますので、ご注意ください。

(9) 【申込証拠金】

該当事項はありません。

(10) 【申込取扱場所】

本投資法人 本店  
東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

(11) 【払込期日】

2018年10月11日（木）

(注) 払込期日は、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記払込期日は、発行価格等決定日の繰り下がりに応じて、繰り下げられることがあります。払込期日は、発行価格等決定日が2018年9月3日（月）から2018年9月5日（水）までの間のいずれかの日の場合は2018年10月11日（木）、発行価格等決定日が2018年9月6日（木）の場合は2018年10月12日（金）となりますので、ご注意ください。

(12) 【払込取扱場所】

株式会社三菱UFJ銀行 本店  
東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(13) 【引受け等の概要】

該当事項はありません。

(14) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(15) 【手取金の使途】

本第三者割当における手取金上限380,000,000円については、借入金の返済資金の全部又は一部に充当します。なお、残額が生じた場合には手元資金とし、実際に支出を行うまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金7,615,000,000円については、後記「第二部 参照情報／第2 参照書類の補完情報／2 投資対象」に記載の本投資法人による新たな特定資産（当該特定資産を本書において総称して「新規取得資産」といいます。）の取得に伴う借入金（126億円）の返済資金の一部に充当します。

(注) 上記の手取金は、2018年8月14日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(16) 【その他】

- ① 申込みの方法は、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所へ申込みを行い、前記「(11) 払込期日」に記載の払込期日に新投資口払込金額を払い込むものとします。
- ② S M B C 日興証券株式会社は後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の口数について申込みを行い、申込みの行われなかった口数については失権します。

## 第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

## 第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

該当事項はありません。

## 第4【短期投資法人債】

該当事項はありません。

## 第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### オーバーアロットメントによる売出し等について

本投資法人は、2018年8月23日（木）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口30,300口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が、本投資法人の投資主であり、かつ、三菱地所投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」又は「三菱地所投資顧問」といいます。）の株主である三菱地所株式会社（以下「三菱地所」又は「スポンサー」ということがあります。）から1,515口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本第三者割当の払込期日の3営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMBC日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMBC日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、SMBC日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われません場合があります。

なお、上記の取引に関して、SMBC日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

## **第二部【参照情報】**

### **第1【参照書類】**

金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

#### **1【有価証券報告書及びその添付書類】**

計算期間 第3期（自 2017年9月1日 至 2018年2月28日） 2018年5月28日関東財務局長に提出

#### **2【半期報告書】**

該当事項はありません。

#### **3【臨時報告書】**

該当事項はありません。

#### **4【訂正報告書】**

該当事項はありません。

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類である2018年5月28日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関し、参照有価証券報告書提出日後、本書の日付現在までに補完すべき情報は、以下に記載のとおりです。

なお、以下に記載の将来に関する事項は、本書の日付現在において本投資法人が判断したものです。また、以下に記載の事項を除き、参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本書の日付現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（注）本書に記載する数値は、別途注記する場合を除き、表示単位未満を切り捨てて記載し、比率については表示単位未満を四捨五入した数値を記載しています。したがって、各項目別の金額又は比率の合計が一致しない場合があります。

## 1 投資方針

### (1) 基本理念及び成長戦略

#### ① 基本理念

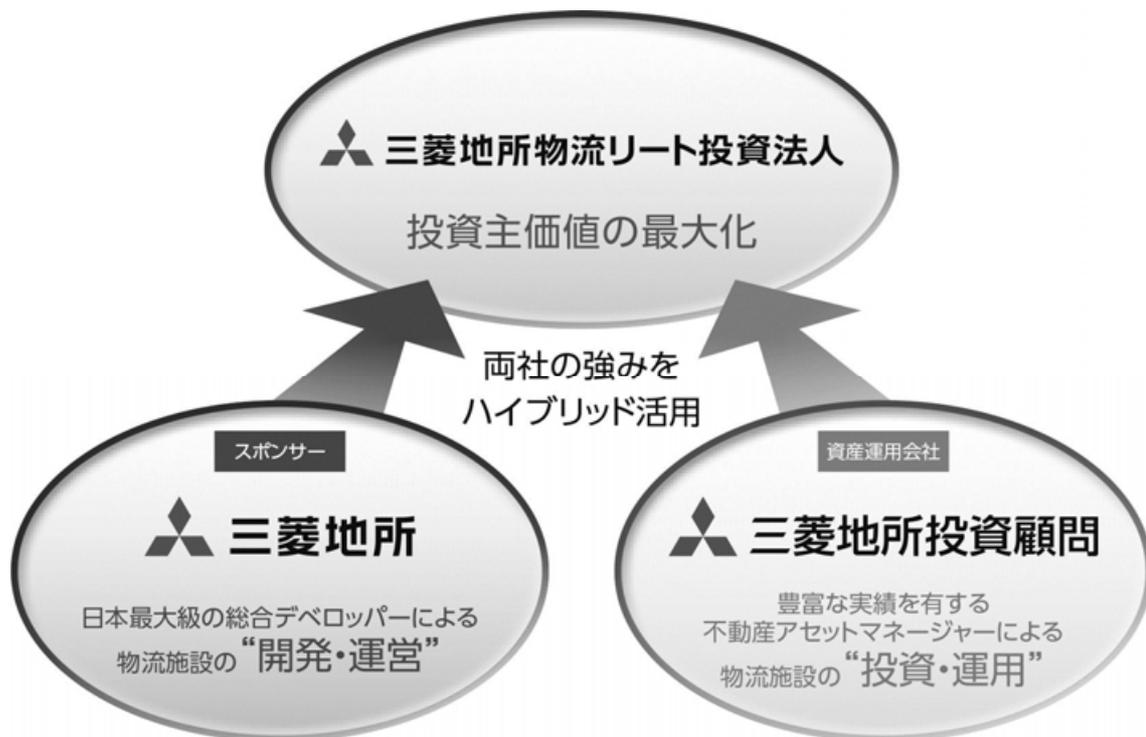
本投資法人は、物流施設を主な投資対象とする上場不動産投資法人として、日本最大級の総合デベロッパーである三菱地所及び2001年の設立以来豊富な不動産ファンドの運用実績を有する不動産アセットマネージャーである三菱地所投資顧問の両社の強みをハイブリッド活用（注1）し、「立地」、「建物特性」及び「安定性」に着眼して、テナントニーズを捉えた競争力の高い物流施設への厳選投資を通じ、質の高いポートフォリオの構築と着実かつ安定的な資産運用を図り、投資主価値の最大化を目指します。

また、本投資法人は、東京・丸の内をはじめとする「まちづくり」によって得た信頼を基盤とする三菱地所グループ（注2）の総合力を活かした運用により投資主価値の最大化を目指すとともに、物流施設事業を取り巻く環境変化に適応することによって、我が国における物流プラットフォーム（注3）の一翼を担うとともに、人々の生活を支える物流機能の発展を通じて豊かな社会の実現に貢献します。

（注1）「ハイブリッド」とは、英語で2つのものを掛け合わせることを意味し、本書において「ハイブリッド」又は「ハイブリッド活用」とは、三菱地所及び三菱地所投資顧問の、それぞれの強み・特長を、状況に応じて使い分け、時に融合させることで、本投資法人の運用において最大限に活用することをいいます。以下同じです。

（注2）「三菱地所グループ」とは、三菱地所及びその連結子会社並びに持分法適用関連会社により構成される企業集団をいいます。以下同じです。

（注3）「プラットフォーム」とは、事業基盤を意味し、本書において、「物流プラットフォーム」とは、物流における事業基盤という意味で用います。以下同じです。



#### ② ハイブリッド・モデル

本投資法人は、三菱地所をスポンサー、三菱地所投資顧問を資産運用会社としており、デベロッパーと不動産アセットマネージャーのそれぞれの強みをハイブリッド活用すること（ハイブリッド・モデル）を特長としています。かかる「デベロッパー」×「不動産アセットマネージャー」のハイブリッド・モデルにより、市場環境の変化や景気循環に適応することで、着実な資産規模の拡大と安定的な運用を実現し、投資主価値の最大化を目指します。

### ③ 成長戦略

#### (ア) ポートフォリオ

＜投資主価値の最大化を目指した長期安定的なポートフォリオの構築＞

三菱地所グループが蓄積してきたノウハウを活用し、「立地」、「建物特性」及び「安定性」に着眼し、テナントニーズを捉えた競争力の高い物流施設への厳選投資を通じ、長期安定的なポートフォリオ（注）の構築を目指します。

（注）ポートフォリオの詳細については、後記「2 投資対象／（2）ポートフォリオの概要／①取得済資産及び新規取得資産の概要」をご参照ください。

#### (イ) 外部成長戦略

＜三菱地所と三菱地所投資顧問双方の強みを最大限に活用したハイブリッド型外部成長＞

本投資法人は、主として、床荷重1.5t/m<sup>2</sup>、梁下天井有効高5.5m以上、柱スパン10m以上等といったテナントニーズを捉えた汎用性の高い仕様を備えた最新型物流施設の開発・運営ノウハウを有する三菱地所とスポンサーサポート契約（注1）を締結し、三菱地所による開発物件を含む、同社が自ら所有する（三菱地所が匿名組合出資、優先出資その他の手法により出資する特別目的会社が所有する場合及び三菱地所の関係会社が保有する場合を含みます。）物流施設等（注2）を売却する場合には、優先的に取得に向けた交渉を行うことができます。また、マーケットや環境変化に合わせて三菱地所のCRE戦略（注3）や共同事業等の開発戦略を活用し、かつ、三菱地所投資顧問の柔軟かつ多様なスキームによる物件取得を通じて、三菱地所の開発力と三菱地所投資顧問の不動産ファンドの組成、継続的な物件取得及び運用経験に裏付けられた物件の投資案件選別力（目利き力）をハイブリッド活用することで、安定的かつ着実な外部成長（ハイブリッド型外部成長（注4））を目指します。

（注1）スポンサーサポート契約の詳細については、後記「（3）ハイブリッド型外部成長戦略／①三菱地所とのスポンサーサポート契約」をご参照ください。

（注2）「物流施設等」とは、本投資法人が投資対象とする物流施設及び「物流施設に関連し又は親和性のある不動産」（工場、研究開発施設及びデータセンター等の産業用不動産）をいいます。以下同じです。

（注3）「CRE戦略」の詳細については、後記「（3）ハイブリッド型外部成長戦略／③総合デベロッパーとしての幅広い事業領域を活用した案件の発掘」をご参照ください。

（注4）ハイブリッド型外部成長の詳細については、後記「（3）ハイブリッド型外部成長戦略」をご参照ください。

#### (ウ) 内部成長戦略

＜本投資法人の安定成長を支えるハイブリッド型内部成長＞

本投資法人は、三菱地所の総合デベロッパーとして培った豊富な法人顧客リレーションを活かしたリーシング力及び物流施設開発・運営事業によって蓄積された運営ノウハウに加え、本資産運用会社の多様なアセットタイプの子ファンド運用実績に裏打ちされた安定的な運用力と独自のテナントリレーションを活かした安定的な物流施設の運営ノウハウをハイブリッド活用し、個別物件のキャッシュフローの最大化、ひいては本投資法人の運用資産の安定成長に資する内部成長（ハイブリッド型内部成長（注））を目指します。

（注）ハイブリッド型内部成長の詳細については、後記「（4）ハイブリッド型内部成長戦略」をご参照ください。

#### (エ) 財務戦略

＜健全性を重視した長期安定的な財務運営＞

三菱地所グループが長年培ってきた財務戦略に係るノウハウ及び信用力を活かした長期安定的な財務運営を基本とし、成長性に配慮してLTV（注1）コントロールを行うとともに、効率的なキャッシュマネジメントによる投資主価値向上を目指します。

（注1）「LTV」とは、本投資法人の総資産額（LTV計算時点における直近の決算期における貸借対照表に記載された資産の部の金額の総額）のうち有利子負債の総額が占める割合をいいます。以下同じです。

（注2）財務戦略の詳細については、後記「（5）財務戦略」をご参照ください。

## (オ) 運用体制

＜投資主価値の向上を重視した運用体制の構築＞

投資主価値の向上のため、適切な利益相反対策をとるとともに、本投資法人の投資主と三菱地所グループの利益が一致することを目指す運用体制を構築します。

(注) 運用体制の詳細については、参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報／第4 関係法人の状況／1 資産運用会社の概況／(2) 運用体制」をご参照ください。また、本募集における三菱地所によるセイムポート出資の詳細については、後記「(5) 財務戦略／③三菱地所による本投資法人へのセイムポート出資の継続」をご参照ください。

## (2) 本募集の意義ー上場後1年以内での三菱地所グループのコミットメントの有言実行

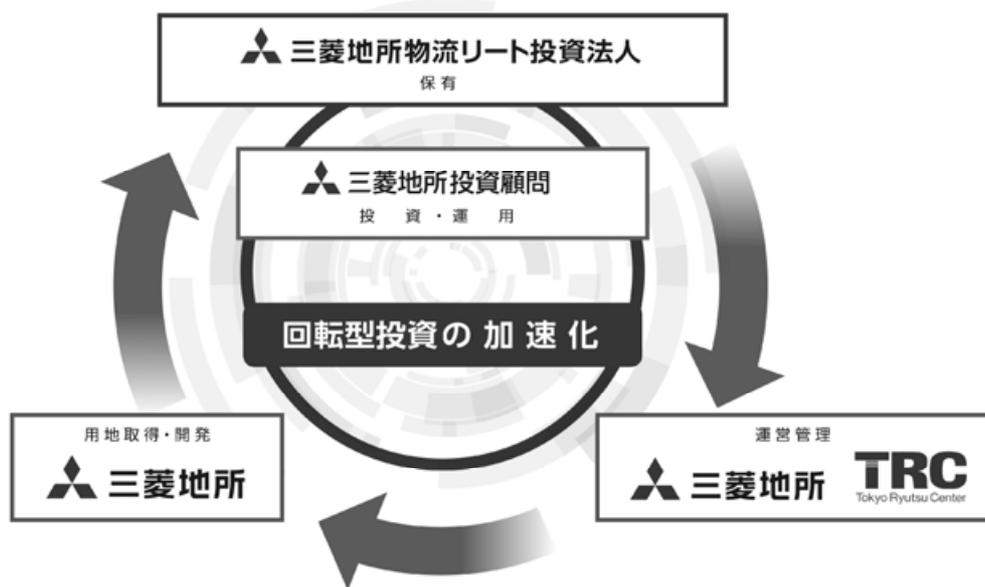
三菱地所グループは、2017年5月に発表した2018年3月期から2020年3月期までのグループ中期経営計画のポイントの1点目である「前中期経営計画期間までの収益基盤強化の成果を利益として具現化」の中で、『「回転型投資」のバリューチェーン(注)活性化』を打ち出し、三菱地所グループのファンドへのパイプラインとして優良物件の供給等を通じた収益基盤の強化及び本投資法人の上場を通じた物流施設事業のプラットフォーム(事業基盤)の強化を目指しています。

本書の日付現在、三菱地所が開発を進めてきた物流施設が順次竣工し、新規開発計画が決定されています。また、三菱地所による「用地取得・開発」、本投資法人による「保有」及び本投資法人から委託を受けて本資産運用会社が行う「投資・運用」という従来からの回転型投資のバリューチェーンに加え、竣工後の物流施設の「運営管理」を三菱地所が2016年8月に連結子会社化した株式会社東京流通センター(以下「TRC」ということがあります。)に委託することを決定する等、さらに「回転型投資」のバリューチェーンの活性化が加速しており、三菱地所グループの物流施設事業のプラットフォームの強化が進展しています。

かかる三菱地所グループにおける取組みを踏まえ、本投資法人は、本募集に係るポイントとして、以下の3つの要素があると考えています。本投資法人は、本募集を通じて、三菱地所グループの物流施設事業のプラットフォームの強化の進展に伴って、上場後1年以内での資産規模の拡大と投資主価値の向上を実現し、今後も更なる成長と投資主価値の向上を目指します。

(注) 「回転型投資のバリューチェーン」とは、用地取得や物件を開発後、三菱地所グループが運用するファンド等の投資家へ売却し、売却後は運営管理によりAM(アセットマネジメント)・PM(プロパティマネジメント)等のフィービジネスを継続受託する事業モデルをいいます。以下同じです。

<三菱地所グループの中期経営計画における「物流施設事業のプラットフォーム強化」の進展>



<本募集のポイント>

- ① 三菱地所が開発した最新型物流施設「ロジクロス」の取得による着実な外部成長の実現
- ② 1口当たり分配金の成長を通じた投資主価値の向上
- ③ ポートフォリオ分散の進展による収益安定性の向上

- ① 三菱地所が開発した最新型物流施設「ロジクロス」の取得による着実な外部成長の実現

本投資法人は、本募集において、三菱地所が単独開発する「ロジクロス(注)」ブランドの物流施設である、「ロジクロス厚木」(取得価格8,440百万円)及び「ロジクロス神戸三田」(取得価格3,900百万円)の新規取得資産2物件を、2018年9月3日に取得し、これらの新規取得資産の取得資金の一部に充当するための借入れ(以下「本ブリッジローン」といいます。)の返済資金の一部に充当する目的で本募集を行います。本募集後の資産規模は83,219百万円となり、本投資法人は、上場後1年以内での着実な資産規模の拡大を実現します。

新規取得資産の概要は、以下のとおりです。

(注) 「ロジクロス」の詳細については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/2 投資方針/(1) 投資方針/①本投資法人の基本理念/(ウ) 三菱地所グループの物流施設ブランド」をご参照ください。

< 新規取得資産 >

物件名称	ロジクロス厚木	ロジクロス神戸三田
物件写真		
所在地	神奈川県厚木市	兵庫県神戸市
取得価格 (百万円)	8,440	3,900
鑑定NOI利回り (%) (注)	4.5	5.0

(注) 「鑑定NOI利回り」は、2018年5月31日を価格時点とする各不動産鑑定評価書に記載された直接還元法における運営純収益の取得価格に対する比率を、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、鑑定評価については、株式会社谷澤総合鑑定所に委託しています。

< 新規取得資産の概要 >

物件数/取得価格合計	2物件/12,340百万円
平均鑑定NOI利回り (注1)	4.7%
取得価格対不動産鑑定評価額 (注2)	96.5%
平均築年数 (注3)	1.2年
平均稼働率 (注4)	100.0%
平均賃貸借契約期間/平均残存賃貸借契約期間 (注4)	16.9年/15.8年
スポンサー開発比率 (注5)	100.0%

(注1) 「平均鑑定NOI利回り」の詳細については、後記「2 投資対象/(1) 新規取得資産の概要」をご参照ください。

(注2) 「取得価格対不動産鑑定評価額」は、新規取得資産の取得価格の合計を、新規取得資産の鑑定評価額の合計で除した比率を小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注3) 「平均築年数」は、新規取得資産に係る各信託不動産の主たる建物の登記簿上の新築年月日から2018年5月31日現在までの期間を取得価格で加重平均して得られた新規取得資産の築年数の平均値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注4) 「平均稼働率」、「平均賃貸借契約期間」及び「平均残存賃貸借契約期間」の詳細については、後記「2 投資対象/(2) ポートフォリオの概要/(ウ) 賃貸借の概要」をご参照ください。

(注5) 「スポンサー開発」とは、三菱地所が単独又は共同で開発中又は開発した物流施設等を意味します。「スポンサー開発比率」には、新規取得資産の取得価格合計のうち、スポンサー開発の物件の取得価格合計が占める割合を小数第2位以下を四捨五入して記載しています。

② 1口当たり分配金の成長を通じた投資主価値の向上

本投資法人は、本募集を通じて、投資主価値の向上に資する着実な外部成長及び成長性にも配慮したLTVコントロールを行うことで、投資口1口当たりの分配金水準を向上させることを目指します。

	取得済資産 (2018年5月末日現在)		新規取得資産		新規取得資産取得後 <sup>(注3)</sup>
物件数	8物件		2物件		10物件
取得価格合計	708億円		123億円		832億円
延床面積合計	514,800㎡		42,775㎡		557,575㎡
平均鑑定NOI利回り	4.9%	+	4.7%	=	4.8%
平均築年数	7.3年		1.2年		6.4年
平均残存賃貸借契約期間	3.4年		15.8年		5.1年
LTV	25.0% <sup>(注1)(注4)</sup>		成長性にも配慮した LTVコントロール		27.5% <sup>(注4)</sup>
1口当たり分配金	5,580円 <sup>(注2)</sup>		低LTVを活用しつつ、 投資主価値を向上		継続的な成長を目指す

(注1) 取得済資産の「LTV」は、2018年2月期の期末の有利子負債の総額から、2018年6月14日付で行った消費税ローンの期限前弁済（以下「本消費税ローン弁済」といいます。）の金額（2,618百万円）を控除した数値を基に算出しています。

(注2) 取得済資産の「1口当たり分配金」は、2018年2月期の実績値を記載しています。

(注3) 新規取得資産取得後のポートフォリオに関する物件数、取得価格合計及び延床面積合計の数値は、取得済資産及び新規取得資産に係る各数値をそれぞれ単純に合算して算出したものです。また、新規取得資産取得後のポートフォリオに関する平均鑑定NOI利回り、平均築年数及び平均残存賃貸借契約期間の数値は、取得済資産及び新規取得資産に係る2018年5月末日現在における各数値を基に算出したものであり、新規取得資産取得後の実際の数値と一致するとは限りません。

(注4) 取得済資産及び新規取得資産取得後の「LTV」は、以下の計算式により求められます。以下同じです。

取得済資産の「LTV」

$$= \{2018年2月期の貸借対照表上の有利子負債の総額(21,519百万円) - 本消費税ローン弁済の金額(2,618百万円)\} \div \{2018年2月期の貸借対照表上の総資産額(78,112百万円) - 本消費税ローン弁済の金額(2,618百万円)\}$$

新規取得資産取得後の「LTV」\*

$$= \text{新規取得資産取得後の有利子負債の総見込額}(24,501百万円) \div \text{新規取得資産取得後の総資産見込額}(89,089百万円)$$

新規取得資産取得後の有利子負債の総見込額\*\*

$$= 2018年2月期の貸借対照表上の有利子負債の総額(21,519百万円) - 本消費税ローン弁済の金額(2,618百万円) + \text{本ブリッジローンを返済するため、本募集と同時に}(2018年9月14日)\text{に実行を予定している借入れ(但し、本当座貸越ローン(後記「*」に定義します。))を除きます。}\text{(以下「本借入れ」といいます。)}\text{に係る有利子負債の総見込額}(5,600百万円)$$

新規取得資産取得後の総資産見込額\*\*\*

$$= 2018年2月期の貸借対照表上の総資産額(78,112百万円) - 本消費税ローン弁済の金額(2,618百万円) + \text{一般募集における発行価額の総見込額}(7,615百万円) + \text{本借入れに係る有利子負債の総見込額}(5,600百万円) + \text{本第三者割当における発行価額の総見込額}(380百万円)$$

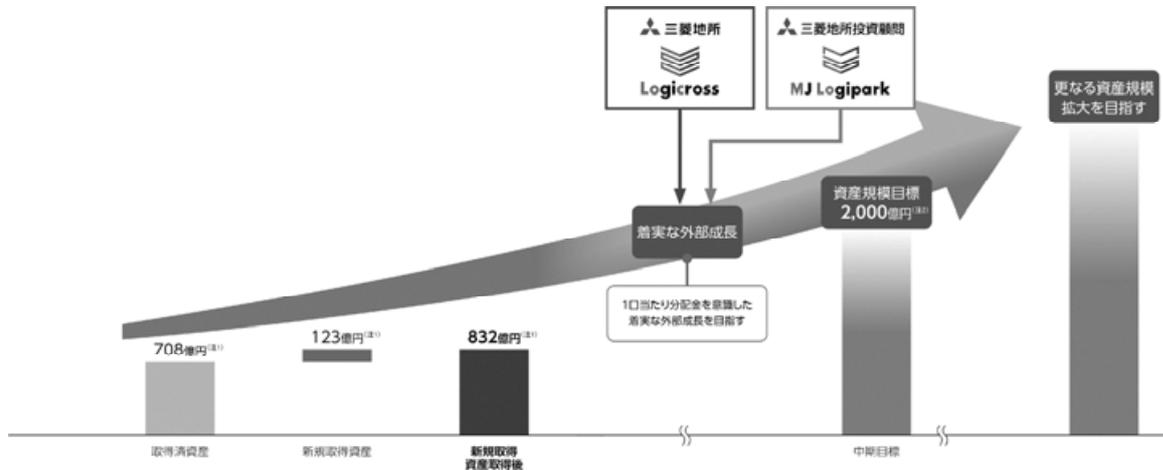
\* 本投資法人は、新規取得資産を本ブリッジローンによる資金調達及び手元資金により取得し、一般募集による手取金、本借入れ及び2018年9月14日付で借入れ予定の当座貸越ローン（以下「本当座貸越ローン」といいます。）による資金調達により、本ブリッジローンを返済します。また、本第三者割当の手取金については、本当座貸越ローンの全部又は一部の弁済に充当する予定です。なお、残額が生じた場合には手元資金とし、実際に支出を行うまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部又は借入れ金の返済資金の一部に充当します。新規取得資産取得後のLTVは、本第三者割当の手取金又は手元資金による本当座貸越ローンの全額弁済後の数値です。

\*\* 本借入れに係る有利子負債の総見込額については、本書の日付現在の見込みに基づき記載しており、最終的な借入金額は、一般募集等を勘案した上、借入実行の時点までに変更される可能性があります。したがって、実際の金額と一致するとは限りません。

\*\*\* 一般募集における発行価額の総見込額及び本第三者割当における発行価額の総見込額は、2018年8月14日（火）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出したものです。

また、本第三者割当については、本第三者割当における発行口数の全部について、SMBC日興証券株式会社により申込みがなされ、払込金額の全額についてSMBC日興証券株式会社により払込みがなされることを前提としています。したがって、一般募集若しくは本第三者割当における実際の発行価額が前記仮定額よりも低額となった場合、又は本第三者割当による新投資口発行の全部若しくは一部について払込みがなされないこととなった場合に

は、一般募集における発行価額の総額及び本第三者割当における発行価額の総額は前記よりも減少することとなり、実際の新規取得資産取得後のLTVは前記よりも高くなる可能性があります。逆に実際の発行価額が前記仮定額よりも高額となった場合には、一般募集における発行価額の総額及び本第三者割当における発行価額の総額は前記よりも増加することとなり、実際の新規取得資産取得後のLTVは前記よりも低くなる可能性があります。



(注1) 金額は、取得価格の合計値を記載しています。

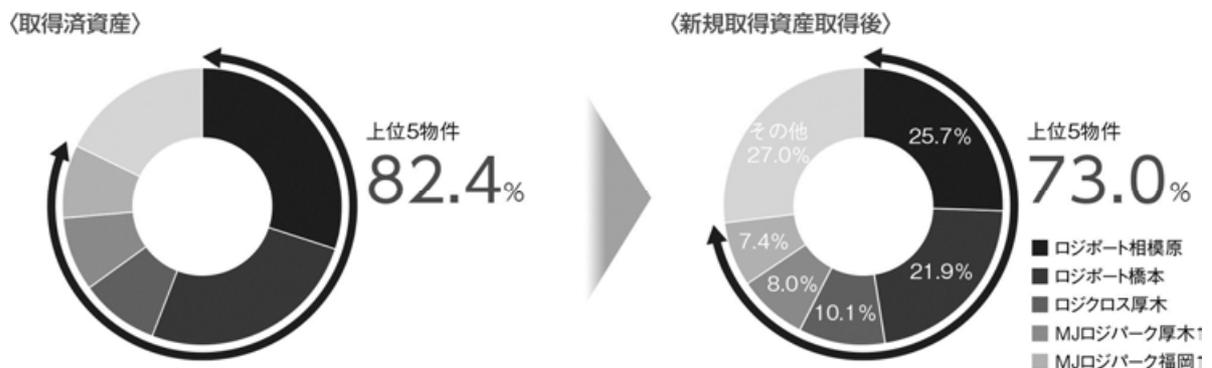
(注2) 2017年8月現在の本資産運用会社の社内規程である資産運用ガイドラインにおいて定めた中期の目標値（取得価格ベース）ですが、実現や目標の達成時期を保証又は約束するものではありません。

### ③ ポートフォリオ分散の進展による収益安定性の向上

本投資法人は、新規取得資産の取得を通じて、物件数及びテナント社数が増えたことによりポートフォリオの分散が進展し、収益安定性が向上すると考えています。新規取得資産取得後のポートフォリオの状況は、以下のとおりです。

#### (ア) 物件分散の進展によるリスクの低減

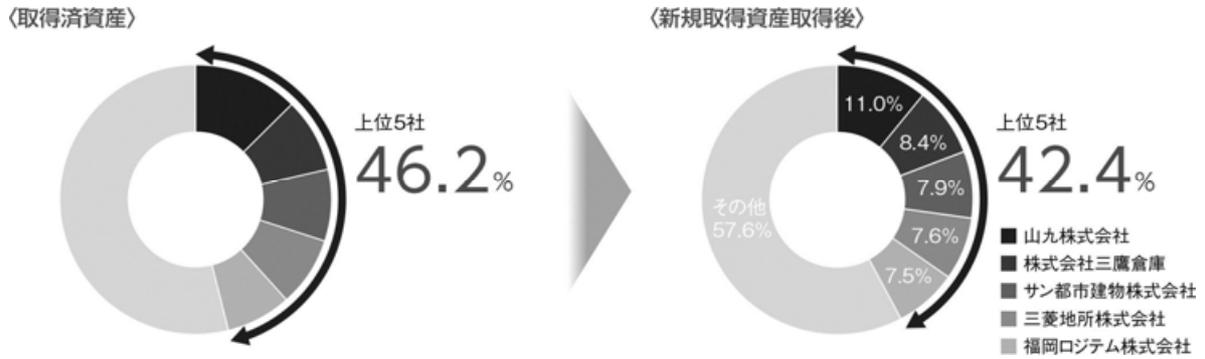
新規取得資産の取得により、本投資法人の資産規模は取得価格ベースで上場時から17.4%成長します。これにより本投資法人のポートフォリオ全体における個々の物件の比率は低下する見込みです。例えば、資産規模の上位5物件の割合は、取得価格ベースで上場時において、82.4%でしたが、新規取得資産の取得により73.0%まで低下する見込みです。個々の物件の比率の低下によりポートフォリオの分散が進展し、本投資法人の収益安定性の向上が期待されます。



(注) 取得済資産については取得済資産に係る、新規取得資産取得後については取得済資産及び新規取得資産に係る取得価格を基に算出した比率を、それぞれ示しています。

(イ) テナント分散の進展によるリスクの低減

新規取得資産の取得により、テナント分散が図られると同時に、テナント社数も増加します。ポートフォリオ全体における上位5テナントの占める割合は、賃貸面積ベースで2018年5月末日現在の46.2%から42.4%まで低下します。こうした分散の進展により、特定のテナントの業況やクレジット（信用力）の下落に伴うリスクやテナントの退去に伴うリスクが低減され、本投資法人の収益が安定することが期待されます。

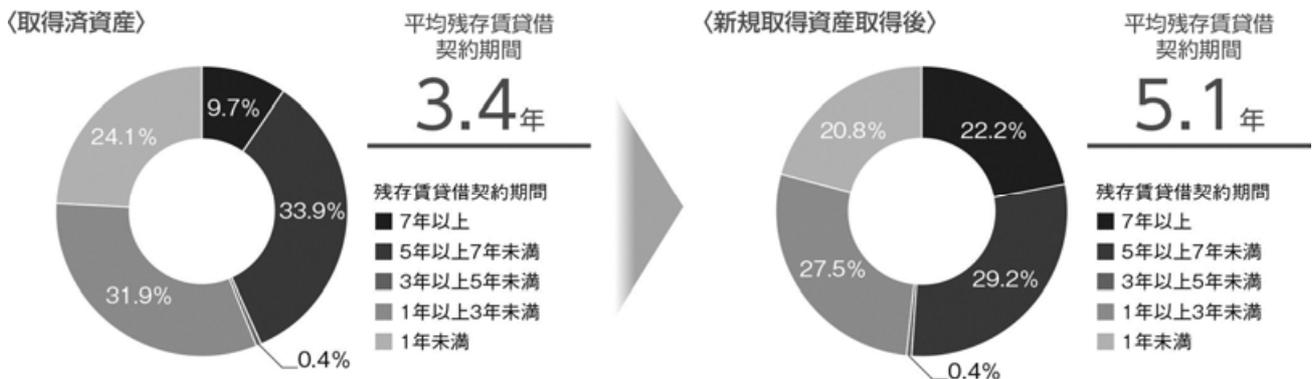


(注) 取得済資産については取得済資産に係る、新規取得資産取得後については取得済資産及び新規取得資産に係る、2018年5月末日現在における賃貸面積を基準として算出した比率を、それぞれ示しています。

(ウ) 賃貸借契約期間の長期化及び満了時期の分散

本投資法人は、テナントとの契約については、安定した賃料収入が期待できる賃貸借契約種別である定期建物賃貸借契約の締結及び長期の残存賃貸借契約期間の確保並びに賃貸借契約期間の満了時期の分散化を目指します。新規取得資産取得後の平均残存賃貸借契約期間は、3.4年から5.1年まで長期化すると同時に、賃貸借契約期間の満了時期の分散化も進展します（2018年5月末日現在）。また、新規取得資産取得後の平均賃貸借契約期間は8.3年、定期建物賃貸借契約比率は100.0%となっています（2018年5月末日現在）。賃貸借契約の満了時期の分散が図られることにより、特定の時期にテナントの退去や賃貸借契約の再契約時期が集中することを回避することができ、結果として収益の安定化に寄与することが期待されると、本投資法人は考えています。

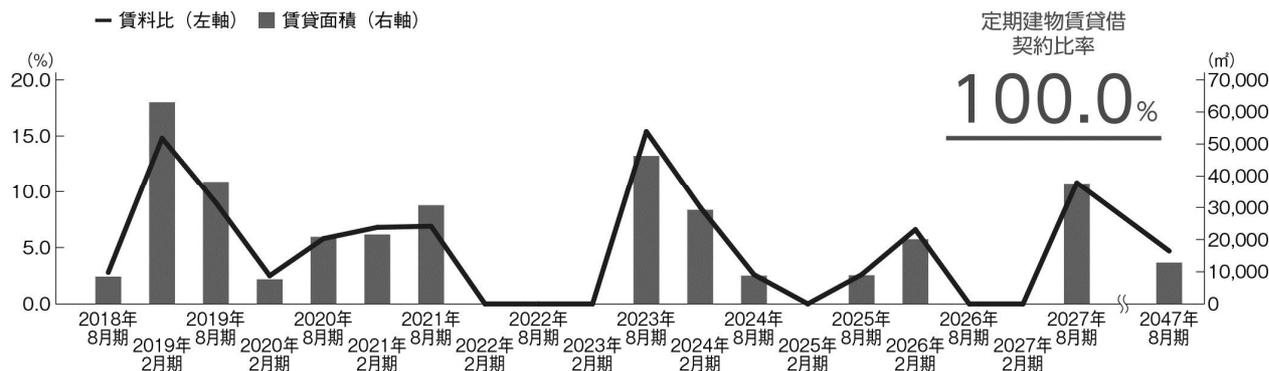
< 残存賃貸借契約期間の長期化 >



(注1) 取得済資産については取得済資産に係る、新規取得資産取得後については取得済資産及び新規取得資産に係る、2018年5月末日現在における年間賃料を基準に算出した比率を、それぞれ示しています。

(注2) 取得済資産及び新規取得資産取得後の「平均残存賃貸借契約期間」の詳細については、後記「2 投資対象 / (2) ポートフォリオの概要 / ①取得済資産及び新規取得資産の概要 / (ウ) 賃貸借の概要」をご参照ください。

< 賃貸借契約期間満了時期の分散 >

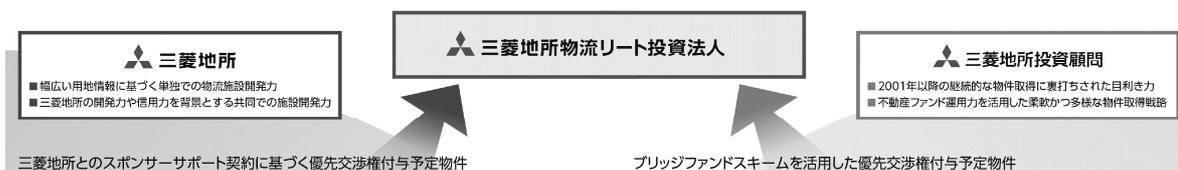


(注) 取得済資産及び新規取得資産に係る2018年5月末日現在における賃貸借契約期間満了時期を示しています。

(3) ハイブリッド型外部成長戦略

本投資法人は、三菱地所の開発力と本資産運用会社の投資案件選別力（目利き力）を活用したハイブリッド型外部成長戦略により、着実な資産規模の成長を目指します。新規取得資産の取得に続いて、本投資法人は、今後も引き続き、優先交渉権の付与が予定される12物件（注）・962千㎡（本書の日付現在）を活用し、安定的かつ着実な外部成長を目指します。

(注) 優先交渉権付与予定物件のうち、「(仮称) 彩ももえぎ物流施設計画」は、「マルチテナント型物流施設」と「BTS型物流施設」の2施設を開発する予定であり、優先交渉権付与予定物件としては、2物件として計算しています。以下同じです。なお、「マルチテナント型」とは、複数のテナントによる利用を想定した汎用性の高い物流施設をいい、「BTS型」とは、ビルド・トゥ・スーツ型の略称であり、特定の企業向けにその要望を取り入れた仕様とした物流施設をいいます。以下同じです。



① 三菱地所とのスポンサーサポート契約

三菱地所は、スポンサーサポート契約に基づき、本投資法人に対してスポンサーパイプライン物件の情報提供を行う他、総合デベロッパーとしての幅広い用地情報に基づく単独での物流施設の開発力、三菱地所の開発力や信用力を背景とする共同での施設の開発力及びCRE戦略や共同事業等の柔軟な開発戦略により、本投資法人の外部成長に寄与します。

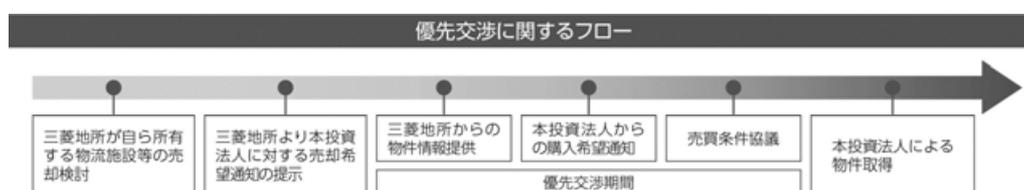
本投資法人は、三菱地所との間で締結済みのスポンサーサポート契約に基づき、三菱地所による開発物件を含む、同社が自ら所有する（三菱地所が匿名組合出資、優先出資その他の手法により出資する特別目的会社が所有する場合及び三菱地所の関係会社が保有する場合を含みます。）物流施設等を売却する場合には、第三者に売買の申込の意思表示を行う前に優先的に取得に向けた交渉を行うことができ、その詳細は次のとおりです。

三菱地所は、自ら所有する（三菱地所が匿名組合出資、優先出資その他の手法により出資する特別目的会社が所有する場合及び三菱地所の関係会社が保有する場合を含みます。）物流施設等を売却する場合には、第三者に売買の申込の意思表示を行う前に、本投資法人に対して、当該物流施設等を売却する意向を有する旨を書面により通知します（本①において「売却希望通知」といいます。）。また、三菱地所は、売却希望通知を行う際には、本投資法人に対して、本投資法人が当該物流施設等の取得検討を行うために合理的に必要な資料及び情報を提供します。本投資法人は売却希望通知を受領した場合には、その受領日から25営業日後までの間（本①において「優先交渉期間①」といいます。）、三菱地所との間で当該物流施設等の取得について優先的に交渉することができます。本投資法人は、優先交渉期間①中に、三菱地所に

対し、当該物流施設等の購入に係る意思表示、購入希望価格（購入希望価格帯である場合を含みます。）、購入希望時期及びその他売買条件（もしあれば）を書面により通知します（本投資法人が購入の意思を通知した場合における当該通知を、本①において「購入希望通知」といいます。）。本投資法人が優先交渉期間①中に購入希望通知を提出した場合において、三菱地所は、当該購入希望通知に記載された売買条件に合理的に満足する場合には、当該物流施設等の第三者への売却活動を開始せず、本投資法人との間で、優先的に当該物流施設等の売買条件につき協議を行うものとし、三菱地所及び本投資法人が別途協議して定める交渉期間（本①において「優先交渉期間②」といいます。）中に売買条件について合意に至った場合には本投資法人に対して当該物流施設等を売却するものとします。

このように、三菱地所が物流施設等を売却しようとする場合に、本投資法人がスポンサーサポート契約に基づいて優先交渉を行うことが想定される物件を、後記「②本資産運用会社の目利き力による外部取得とファンドスキーム」に記載のブリッジファンド（注）により供給される予定の物件と並ぶものとして、本書において「優先交渉権付与予定物件」と位置付けています。

（注）「ブリッジファンド」とは、将来的に本投資法人が取得することを前提にした不動産等を保有する私募ファンドをいいます。以下同じです。



（注）上図の「優先交渉期間」とは、優先交渉期間①及び優先交渉期間②を総称したものをいいます。

#### ＜三菱地所とのスポンサーサポート契約に基づく優先交渉権付与予定物件＞

以下の表は、本書の日付現在、三菱地所グループが、スポンサーサポート契約に基づいて優先交渉権を付与している、又は付与することが想定される物件を示しています。

三菱地所グループ				
竣工(予定)年度	物件名	所在地	延床面積	開発(注2)
2017年度	ロジポート大阪大正	大阪府大阪市	121千㎡	共同
	ロジクロス習志野	千葉県習志野市	39千㎡	単独
2018年度	大阪西淀川物流センター	大阪府大阪市	38千㎡	共同
	ロジクロス名古屋笠寺	愛知県名古屋	80千㎡	単独
	ロジクロス横浜港北	神奈川県横浜市	16千㎡	単独
2019年度	ロジポート川崎ベイ	神奈川県川崎市	296千㎡	共同
	ロジクロス厚木Ⅱ	神奈川県厚木市	34千㎡	単独
2020年度/2021年度	(仮称)彩都もえぎ物流施設計画	大阪府茨木市	32千㎡/125千㎡	共同
合計			781千㎡	

（注1）上記のとおり、三菱地所が自ら所有する（三菱地所が匿名組合出資、優先出資その他の手法により出資する特別目的会社が所有する場合及び三菱地所の関係会社が保有する場合を含みます。）物流施設等を売却しようとする場合、原則として本投資法人にスポンサーサポート契約に基づく優先交渉権が付与されますが、かかる優先交渉権付与予定物件については、共有者、準共有者又は共同事業者（当該投資対象不動産を保有する特別目的会社への匿名組合出資、優先出資その他の手法により出資する者）が存在する場合であって、本投資法人への優先交渉権の付与又は売却につき、それらの者の同意が得られない場合等、スポンサーサポート契約に基づく優先交渉権が付与されない場合があります。

（注2）上記「開発」欄における「単独」又は「共同」とは、それぞれ、三菱地所グループが「単独」で開発をした又はする予定の場合と、グループ外の第三者と「共同」して開発をした又はする予定の場合とを示したものです。

（注3）本書の日付現在、本投資法人が上記の優先交渉権付与予定物件の取得を決定した事実はなく、また将来的にこれらの物件が本投資法人に組み入れられる保証もありません。

また、スポンサーサポート契約に基づいて、三菱地所は、三菱地所及び本資産運用会社以外の第三者が所有又は開発する国内の投資対象不動産について、当該所有者又は開発者が売却を検討していることを知った場合には、原則として、本投資法人に対し、当該投資対象不動産に関する情報を提供するよう努めるものとされています。

② 本資産運用会社の目利き力による外部取得とファンドスキーム

本資産運用会社は、2001年以降、ファンド組成及び物件取得を継続的に実施してきた実績を有しています。かかる実績に基づくものは、「投資案件選別力（目利き力）」と「デューデリジェンス能力」であり、この2つの力は、本資産運用会社の不動産ファンド運用力として結実しています。本資産運用会社は、かかる2001年以降の継続的な物件取得に裏打ちされた目利き力とデューデリジェンス能力に裏打ちされた不動産ファンド運用力を今後も活用し、テナントニーズを捉えた競争力の高い物流施設への厳選投資を実施します。また、本資産運用会社は、その不動産ファンド運用力を活用した開発型ファンドスキーム（注1）やブリッジファンドスキーム（注2）等の多様な取得手法により、柔軟かつ多様な物件取得戦略を推進します。

（注1）「開発型ファンドスキーム」とは、本資産運用会社が投資助言業務を受託する開発ファンドから物件を取得する手法をいいます。「開発ファンド」とは、不動産がキャッシュフローを生み出す前の、開発段階において証券化の手法を活用し、開発資金の調達を行うことを目的としたファンドをいいます。

（注2）「ブリッジファンドスキーム」とは、資本市場環境や物件取得のタイミングに応じてブリッジファンドを活用し、機動的に物件を取得する手法をいいます。以下同じです。

<ブリッジファンドスキームを活用した優先交渉権付与予定物件>

本資産運用会社は、本投資法人を将来的な物件売却先としたブリッジファンドを組成しています。ブリッジファンド保有の投資対象物件を売却する場合には、ブリッジファンドは本投資法人と優先的に協議する旨、ブリッジファンドと匿名組合員の間で合意をしています。かかる合意の対象となった物件を、前記「①三菱地所とのスポンサーサポート契約」に記載の三菱地所が物流施設等を売却しようとする場合に、本投資法人がスポンサーサポート契約に基づいて優先交渉を行うことが想定される物件と並んで、本書において、優先交渉権付与予定物件と位置付けています。

本資産運用会社は、資本市場環境を考慮して、今後もブリッジファンドを活用し、本投資法人による機動的な物件取得を目指します。

ブリッジファンド			
ブリッジファンドでの取得年度	物件名	アセットタイプ	延床面積
2016年度	IHIグループ堺工場（底地）	工場底地	87千㎡（注1）
	MJロジパーク春日井1	物流施設	58千㎡
2017年度	MJロジパーク仙台1	物流施設	36千㎡
合計			181千㎡

（注1）「IHIグループ堺工場（底地）」は、敷地面積を記載しています。なお、「IHIグループ」とは、株式会社IHI及びそのグループ会社をいいます。以下同じです。

（注2）本書の日付現在、本投資法人が上記の優先交渉権付与予定物件の取得を決定した事実はなく、また将来的にこれらの物件が本投資法人に組み入れられる保証もありません。

<優先交渉権付与予定物件>



ロジポート大阪大正



ロジクロス習志野



大阪西淀川物流センター(注1)



ロジクロス名古屋笠寺(注1)



ロジクロス横浜港北(注1)



ロジポート川崎ベイ(注1)



ロジクロス厚木Ⅱ(注1)



(仮称)彩都もえぎ物流施設設計画(注1)



IHIグループ堺工場(底地)



MJロジパーク春日井1



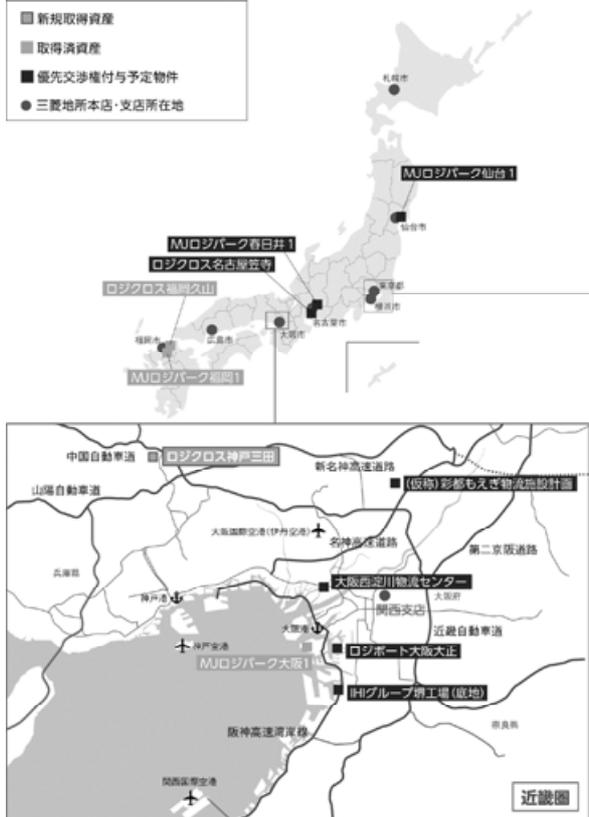
MJロジパーク仙台1

(注1) 竣工予定の建物は、完成予想図であり、実際に竣工する建物とは異なる場合があります。

(注2) 本書の日付現在、本投資法人が上記の優先交渉権付与予定物件の取得を決定した事実はなく、また将来的にこれらの物件が本投資法人に組み入れられる保証もありません。

<本投資法人及び三菱地所グループのポートフォリオマップ>

- 新規取得資産
- 取得済資産
- 優先交渉権付与予定物件
- 三菱地所本店・支店所在地



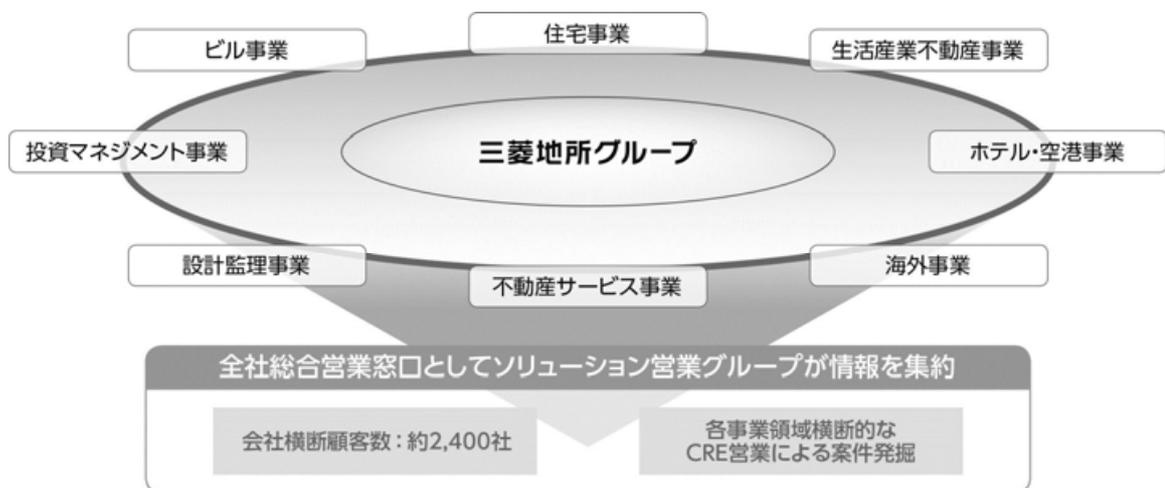
(注) 取得済資産及び新規取得資産を除き、本書の日付現在、本投資法人が上記の物件の取得を決定した事実はなく、また将来的にこれらの物件が本投資法人に組み入れられる保証もありません。

③ 総合デベロッパーとしての幅広い事業領域を活用した案件の発掘

三菱地所グループは、8つのセグメント（ビル事業、住宅事業、生活産業不動産事業、ホテル・空港事業、海外事業、不動産サービス事業、設計監理事業、投資マネジメント事業）を事業領域としており、オフィスから住宅、商業施設、物流施設、ホテルに至るまで、多様な事業を展開しています。また、三菱地所グループは、上記の8つのセグメントを横断的に行き来する全社総合営業窓口として、各セグメントの情報を集約することを目的として、ソリューション営業グループを設置しています。ソリューション営業グループは、法人・個人、国内外を問わず、あらゆる顧客が考える不動産全般の問題を総合的に診断し、企業価値向上に向け、三菱地所グループが展開する幅広い事業・サービスやリソースを活用し、最適な解決方法を提案すること等を中心とする、各事業領域横断的なCRE営業（注1）による案件発掘を推進しており、2018年6月末日現在、CRE営業による会社横断顧客数（注2）は、約2,400社に上ります。

（注1）「CRE」とは、企業の保有する不動産又はその戦略的な活用のための取組みを意味し、「CRE戦略」及び「CRE提案」とは、各企業の保有不動産の実状に応じたきめ細かい戦略及び提案を行うことを意味します。また、「CRE営業」とは、「CRE戦略」及び「CRE提案」を活用した営業活動を行うことを意味します。以下同じです。

（注2）「会社横断顧客数」とは、三菱地所ソリューション営業グループにおいてCRE営業を行っている顧客数を意味します。以下同じです。



#### <三菱地所グループのCRE戦略支援>

三菱地所グループは、強固な法人顧客リレーション及び多岐にわたる事業を通じて蓄積されたノウハウを活用して、不動産に関する各種ソリューション（解決）提案を実施しています。三菱地所グループと緊密な連携を図ることで企業の不動産流動化ニーズ（需要）等の機会を捉え、本投資法人による物件取得を目指します。

代表的な事例として、三菱地所グループは、2012年にセイノーホールディングス株式会社とのCRE戦略策定・推進に向けたパートナーシップ契約を締結し、各種サポートを遂行しています。同社は、大都市圏を中心とした高機能物流施設の整備に向け「ネットワークの安定・強化」及び「高機能物流施設の開発」等をCRE戦略として推進しています。

また、三菱地所グループは「IHIグループ堺工場（底地）」案件において、三菱地所グループと豊洲エリアでの開発パートナーでもあるIHIグループとのリレーション及びCRE提案を通じ、ブリッジファンドにてIHIグループから物件を取得しました。

かかるCRE戦略を推進する中で、三菱地所グループは、企業の不動産流動化ニーズ等をいち早く認識することが可能であり、ひいては、スポンサーサポート契約を通じて、本投資法人に物件提供の機会を提供することが可能であると、本投資法人は考えています。



#### (4) ハイブリッド型内部成長戦略

本投資法人は、三菱地所の総合デベロッパーとして培った豊富な法人顧客リレーションを活かしたリーシング力及び物流施設開発・運営事業によって蓄積された運営ノウハウに加え、本資産運用会社の多様なアセットタイプのリポート運用実績に裏打ちされた安定的な運用力と独自のテナントリレーションを活かした安定的な物流施設の運営ノウハウをハイブリッド活用し、個別物件のキャッシュフローの最大化、ひいては本投資法人の運用資産の安定成長に資する内部成長（ハイブリッド型内部成長）を目指します。

##### ① 三菱地所グループによるリーシング・運営サポート

本投資法人は、三菱地所が東京・丸の内を中心とするオフィス・商業施設事業等で培った法人顧客リレーションに加えて、三菱地所の連結子会社である株式会社東京流通センター（TRC）が約50年にわたり培った物流施設の運営・管理ノウハウを最大限に活用し、ポートフォリオの中長期的な維持・向上を目指します。

##### (ア) 三菱地所の法人顧客リレーションを活用したリーシングサポート

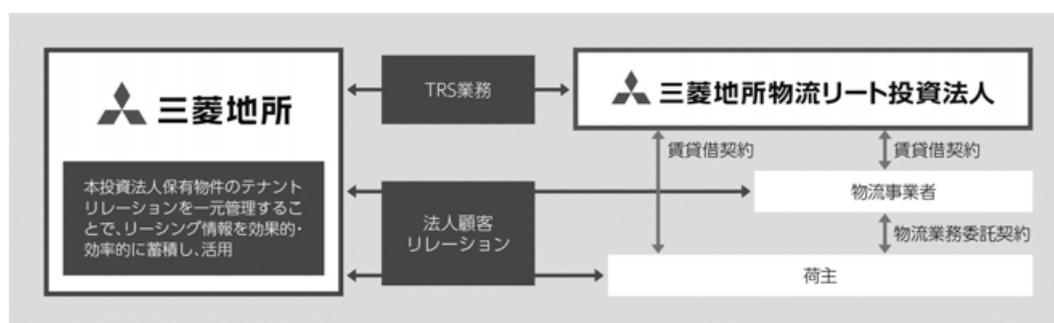
本投資法人は、三菱地所へのテナントリレーションサポート（TRS）業務（注）委託を通じ、三菱地所が東京・丸の内エリアを中心とするオフィス・商業施設事業等で培った法人顧客リレーションを活用することで、物流事業者や荷主とのリレーションを構築し、市場のニーズを酌み取った着実な内部成長を目指します。

スポンサーサポート契約において、本投資法人はスポンサーに対し、全ての保有資産（国内のものに限ります。）に係るテナントリレーションサポート（TRS）業務を委託し（但し、テナントリレーション業務及び賃貸方針提案業務の一部については、本投資法人が指定する保有資産に限り、テナントリレーションサポート（TRS）業務を委託します。また、共有者又は準共有者が存在する保有資産に係るテナントリレーションサポート（TRS）業務の委託は、他方

共有者又は他方準共有者の同意が得られることを条件とします。) 、スポンサーは、かかるテナントリレーションサポート (TRS) 業務を受託すると規定されており、したがって、本投資法人は、その保有資産の運用に当たり、スポンサーによるリーシングへのコミットメントを最大化することで、より高い稼働率、ひいてはポートフォリオの中長期的な収益の維持・向上を目指します。加えて、本投資法人が保有する物流施設におけるテナントリレーションを三菱地所が一元管理することで、リーシングに関する情報やノウハウを効果的かつ効率的に三菱地所グループに蓄積し、三菱地所グループの開発や運営に活用することを通じて、今後本投資法人が取得する可能性があるスポンサー開発物件の品質の更なる向上が期待できると、本投資法人は考えています。

テナントリレーションサポート (TRS) 業務委託の詳細については、参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限/(3) 利害関係人等との取引状況/④取引状況等/(ア) スポンサーサポート契約」もご参照ください。

(注) 「テナントリレーションサポート (TRS) 業務」とは、①契約期間の長期化、増床・移転ニーズの把握、空き区画へのマッチング及び外部流出の阻止等を目的として、定期的に入居テナントを訪問し、入居テナントとのリレーション (関係性) を構築する業務、②新規テナント候補先への営業活動の他、テナント審査サポート及び入居条件・関連工事等の取次・交渉の実施等を含む賃貸募集業務、並びに③保有資産全体の賃貸に係る契約期間等の管理及びテナント戦略の提案を含む賃貸方針提案業務等を意味します。以下同じです。



なお、本投資法人のポートフォリオの稼働状況については、上場来、高稼働率で推移しており、2018年5月末日現在の稼働率も99.5%と高稼働率を維持しています。本投資法人は、今後も三菱地所グループの法人顧客リレーションを積極的に活用していくことで、物流事業者や荷主と良好な関係を構築し、ポートフォリオの安定的な運用を目指します。



(注) 「上場来平均稼働率」は、2017年9月末日から、2018年5月末日までの各月末日時点の保有資産の賃貸面積の合計を、保有資産の総賃貸可能面積の合計で除した値を記載しています。

#### (イ) 三菱地所グループにおける運営体制の強化

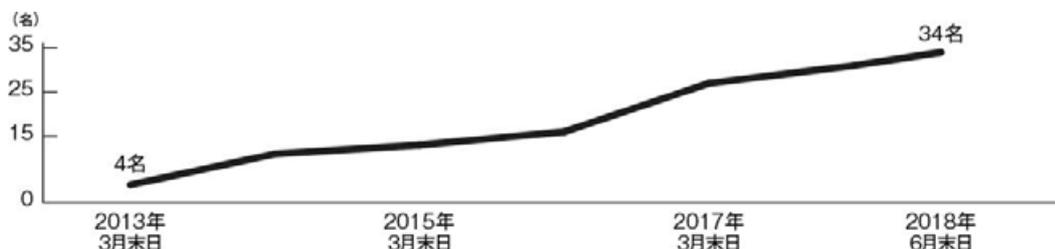
三菱地所グループの物流施設事業は、2012年4月に立ち上げた物流開発室を2013年4月に物流施設事業部に改組し、2018年6月末日現在、物流施設事業部は34名を抱える組織にまで拡大しました。三菱地所の物流施設事業部では、2018年4月に営業企画チームを新設し、他の事業部門に横串を通したグループ横断的なリーシングに取り組んでいます。直近では、リーシングのチーム体制を強化するとともに、部に技術者を参画させているという特徴を有しています。

また、物流施設事業部では、TRCからの出向者の受入れ (プロパティマネジメント部門2名、リーシング部門1名) を行っているとともに、TRCへの出向経験者 (ソーシング部門1名) も在籍しており、豊富な物流施設の運営管理ノウハウを有するTRCとの人材交流による連

携も強化されています。さらに、三菱地所グループは、近年プロパティマネジメント業務を内製化することで、三菱地所による「用地取得・開発」、本投資法人による「保有」、及び本投資法人から委託を受けて三菱地所投資顧問が行う「投資・運用」と合わせ、物流施設事業に一気通貫で取り組む体制をさらに強化しています。

本投資法人は、こうした三菱地所グループの様々な物流施設に係る運営ノウハウを活用することにより、ポートフォリオの安定的な運用を目指します。

<物流施設事業部の従業員数の推移>



(ウ) 三菱地所グループの物流施設事業の特色

三菱地所グループは、用地取得から開発、運営管理に至るまでの各段階において、総合デベロッパーとしての強みを活用することで、一气通貫して独自の物流施設事業を展開しています。

	用地取得	開発	運営管理
総合デベロッパーの幅広い事業領域	幅広い土地情報の把握	開発コストの管理	
総合デベロッパーならではの営業活動	複数地権者の土地集約		物流施設を歩いて回り、テナントニーズを探索
法人顧客リレーション	リレーションを通じた土地情報の収集		グループ横断的なリーシング
支店網を通じた顧客ネットワーク	各地での土地情報探索		各地でのテナントニーズ探索
共同事業	オフィス等のテナントの物流施設開発ニーズの捕捉		
PM内製化を通じたバリューチェーンの強化	テナントニーズの土地取得への反映	テナントの施設仕様ニーズ把握	テナントの利用ニーズを把握
TRCとの協働	運営施設テナントを通じた情報の捕捉		運営施設のテナントリレーションの活用

(5) 財務戦略

本投資法人は、三菱地所が長年培ってきた信用力を活かした健全性を重視した財務運営を基本とし、成長性にも配慮したLTVコントロールを行うとともに、効率的なキャッシュマネジメントによる投資主価値の向上を目指します。本投資法人は、中長期に安定した収益の確保と運用資産の規模の着実な成長及び運用の安定性を考慮し、機動的かつ健全性を重視した財務戦略を実行していきます。また、本投資法人は、長期・短期の借入期間及び固定・変動の金利形態等のバランス、返済期限の分散等にも十分配慮して借入れを行うものとします。

① 本ブリッジローン、本借入れ及び本当座貸越ローンの概要

本投資法人は、新規取得資産の取得資金の一部に充当するため、本ブリッジローンを実行します。また、本ブリッジローンを返済するため、本募集と同時（2018年9月14日）に本借入れ及び本当座貸越ローンを実行することを予定しています。本借入れは、主として国内有力金融機関より行われ、借入期間を4年、7年、8年及び10年を想定しています。また、本投資法人は、2018年8月13日付で、株式会社みずほ銀行との間の本当座貸越ローンに係る当座貸越約定書を締結しており、同年9月11日付で、同年9月14日付実行に係る本当座貸越ローンの申込書

の提出を予定しています。なお、本当座貸越ローンは、本第三者割当の手取金又は手元資金によりその全額を弁済する予定です。

本借入れ後（注1）の本投資法人の有利子負債は、長期負債比率100.0%（注2）、固定金利比率83.7%（注3）、平均残存負債年数5.7年（注4）、平均負債コスト0.48%（注5）となる見込みです。また、本借入れ後のLTVは27.5%となることを見込んでいます。LTVを40%まで引き上げた場合の取得余力（注6）は185億円程度、LTVを50%まで引き上げた場合の取得余力（注6）は400億円程度であり、成長性にも配慮したLTVコントロールを行い、今後の機動的な物件取得に備えることを想定しています。

但し、本書の日付現在、本投資法人は、本借入れに関する個別金銭消費貸借契約を締結していません。本借入れは、各金融機関による貸出審査手続における最終決裁が完了し、本投資法人と当該金融機関との間で合理的に満足する内容の融資に係る契約が締結されること及び別途定められる貸出前提条件が全て充足すること等を条件とします。そのため、実際に本借入れが行われることは保証されているものではなく、また、その内容も本書に記載されているものから変更されることがあります。

また、本書の日付現在、本投資法人は、本当座貸越ローンに係る当座貸越約定書を締結し、2018年9月11日付で、同年9月14日付実行に係る本当座貸越ローンの申込書の提出を予定していますが、本当座貸越ローンは、株式会社みずほ銀行による貸出審査手続における最終決裁が完了し、別途定められる貸出前提条件が全て充足すること等を条件とします。そのため、実際に本当座貸越ローンが行われることは保証されているものではなく、また、その内容も本書に記載されているものから変更されることがあります。

（注1）「本借入れ後」とは、本借入れ及び本当座貸越ローンの実行後、本第三者割当の手取金又は手元資金により本当座貸越ローンの全額を弁済した後の状況を意味します。以下、本「（5）財務戦略」において同じです。なお、本第三者割当については、本第三者割当における発行口数の全部について、SMBC日興証券株式会社により申込みがなされ、払込金額の全額についてSMBC日興証券株式会社により払込みがなされることを前提としています。したがって、本第三者割当による新投資口発行の全部若しくは一部について払込みがなされないこととなった場合、本借入れ後の各想定値は、実際の数値と一致するとは限りません。

（注2）本借入れ後の「長期負債比率」とは、本借入れ実行後における本投資法人の有利子負債の総見込額のうち、借入実行日から返済期限までが1年超の有利子負債の総見込額が占める比率を小数第2位を四捨五入して記載しています。

（注3）本借入れ後の「固定金利比率」とは、本借入れ実行後における本投資法人の有利子負債の総見込額のうち、固定金利による有利子負債の総見込額が占める比率を小数第2位を四捨五入して記載しています。

（注4）本借入れ後の「平均残存負債年数」とは、本借入れ後における、本借入れの実行予定日（2018年9月14日）時点から返済期限までの残存期間を、本借入れの実行予定日現在における各有利子負債（見込）残高に応じて加重平均した数値を小数第2位を四捨五入して記載しています。

（注5）本借入れ後の「平均負債コスト」とは、本借入れ後における各有利子負債に適用される利率に金融機関に支払われた融資手数料等を加え、各有利子負債の（見込）額で加重平均した平均値を小数第3位を四捨五入して記載しています。

（注6）「取得余力」とは、LTVを特定の数値まで上昇させることが可能であると仮定した場合に、金融機関からの新規借入れ及び投資法人債の新規発行によって、物件取得のために追加的に調達することのできる負債性資金の額をいいます。「LTVを40%まで引き上げた場合の取得余力」は、本借入れ後のLTVを仮に40%まで引き上げた場合における取得余力を、「LTVを50%まで引き上げた場合の取得余力」は、本借入れ後のLTVを仮に50%まで引き上げた場合における取得余力を記載しています。なお、当該金額は、当該金額の負債性資金の調達及び調達する負債性資金による物件取得ができることを保証又は約束するものではありません。また、実際の一般募集及び本第三者割当における発行価額の総額が、本書の日付現在の見込額よりも少額又は多額となった場合には、それに応じて実際の本借入れ後の取得余力は上記の金額よりも低く又は高くなる可能性があります。

＜本ブリッジローンの概要＞

区分 (注1)	借入先	借入金額	元本弁済日	利率(注2)
短期	株式会社三菱UFJ銀行	12,600百万円	2018年9月末日	基準金利に0.07%を加えた利率

＜本借入れの概要(注3)＞

区分 (注1)	借入先	借入見込金額 (注4)	返済期限	利率(注2)(注5)
長期	株式会社三井住友銀行	1,000百万円	2022年9月14日	0.24%
	農林中央金庫	800百万円	2025年9月14日	基準金利に0.14%を加えた利率
	株式会社新生銀行	500百万円	2026年9月14日	基準金利に0.16%を加えた利率
	株式会社みずほ銀行	1,000百万円	2028年9月14日	基準金利に0.20%を加えた利率
	株式会社福岡銀行	900百万円		
	信金中央金庫	1,400百万円		
	合計	5,600百万円	-	-

＜本当座貸越ローンの概要＞

区分 (注1)	借入先	借入見込金額 (注4)	返済期限	利率(注2)
短期	株式会社みずほ銀行	380百万円	2019年9月14日	基準金利に0.07%を加えた利率

(注1) 「短期」とは、借入実行日から返済期限までが1年以下の借入れをいい、「長期」とは、借入実行日から返済期限までが1年超の借入れをいいます。

(注2) 短期借入れに係る基準金利は、借入実行日の2営業日前の時点における一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する全銀協1か月日本円TIBORを予定しています。長期借入れに係る基準金利は、借入実行日の2営業日前の時点における融資期間に対応したREUTERSスクリーン9154頁に掲載されるスワップオフアードレートを予定しています。

(注3) 本借入れに関し金融機関が発行した融資の意思を表明するための書面(以下「コミットメントレター」といいます。)の内容に基づいて記載しています。実際に借入れが行われることが保証されているものではありません。

(注4) 「借入見込金額」は、本書の日付現在における予定を記載したものであり、実際の借入金額は、一般募集又は本第三者割当による手取金額等を勘案した上、最終的な借入実行の時点までに変更されることがあります。

(注5) 各借入れの利率は、本書の日付現在における予定を記載したものであり、最終的な借入実行の時点までに変更されることがあります。

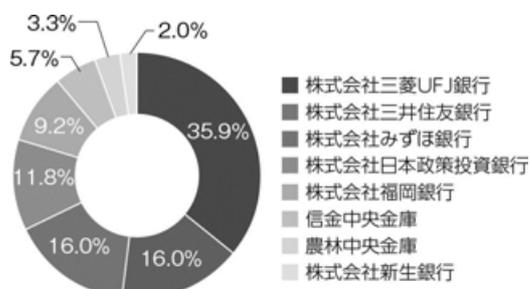
なお、本投資法人は、本書の日付現在、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」といいます。)から長期発行体格付(AA-(安定的))(注)を取得しており、今後もスポンサーである三菱地所が長年培ってきた信用力を活かし安定した財務基盤に基づいた財務運営を行う予定です。

(注) 当該格付は、JCRによる本投資法人に関する格付であり、本投資口に対する格付ではありません。また、本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

② 調達先の分散状況（本借入れ後）

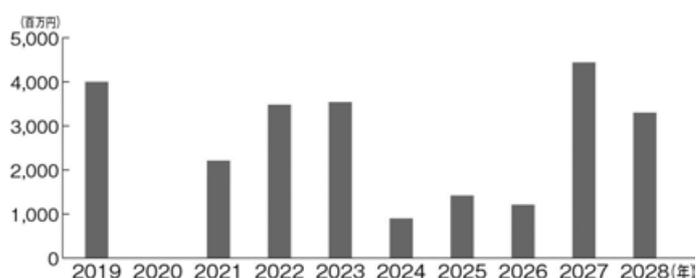
本投資法人は、本借入れにおいて、既存有力金融機関に加え、新規に信金中央金庫、農林中央金庫及び株式会社新生銀行の3行からの借入れを実施する予定です。これにより、本借入れ後も継続して有力金融機関8行による強固なバンクフォーメーションを構成することができるものと、本投資法人は考えています。

<調達先の分散状況（本借入れ後）>



(注) 借入（見込）金額の比率を示しています。

<有利子負債の返済期限の分散状況（本借入れ後）>



(注) 借入（見込）金額を示しています。

③ 三菱地所による本投資法人へのセイムポート出資の継続

本投資法人のスポンサーである三菱地所は、本書の日付現在、本投資法人の投資口を8,000口保有しています。三菱地所は、本募集においても本投資法人の投資口の2,000口について、販売先に指定されており、かかる投資口を全て取得する場合には、本投資法人の発行済投資口数10,000口（4.1%）を保有する見込みです。



④ キャッシュマネジメント：減価償却費の活用方針

本投資法人は、一般的に、物流施設が他のアセットタイプと比較して建物割合が高く減価償却費が大きい一方、設備割合が低く資本的支出が限定的であるという特性を有していると考えています。このような特性を踏まえ、本投資法人は、安定的な分配金水準を確保する観点から一定のルールのもと利益超過分配を実施し、投資主価値の最大化に努めます。

本投資法人は、減価償却費の30%相当額を利益超過分配金額の目途とし、原則として每期継続的に利益超過分配を実施する方針です（注1）。

また、継続的な利益超過分配に加えて、新投資口発行等の資金調達又は大規模修繕等により、一時的に1口当たり分配金の額が一定程度減少することが見込まれる場合は、1口当たり分配金の額を平準化する目的で、一時的な利益超過分配を行うことがあります。なお、第5期（2019年2月期）においては、減価償却費の37.0%相当額を一時的な利益超過分配（上記每期継続的に実施する利益超過分配分を含みます。）として、分配することを予定しています。

但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には分配可能金額を超える金銭の分配を行わない場合もあります。このため、1口当たり利益超過分配金の金額が減少する可能性があります。

また、安定的な財務運営を継続する観点から、上記の金銭の分配を実施した場合に鑑定LTV（注2）が60%を超える場合においては、利益超過分配を実施しないものとします。

なお、利益を超える金銭の分配（出資（投資元本）の払戻し）を実施する場合のイメージ図は、以下のとおりです。なお、以下の図はあくまでもイメージであり、本投資法人の貸借対照表の状況、出資総額又は当期純利益に対する利益を超える金銭の分配（出資（投資元本）の払戻し）の割合等を示すものではありません。

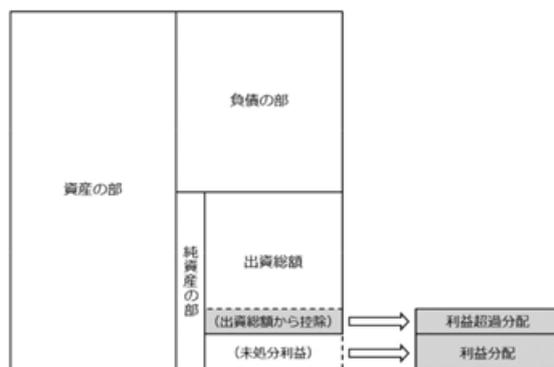
（注1）取得済資産及び新規取得資産に係る東京海上日動リスクコンサルティング株式会社による建物状況調査報告書に記載の緊急・短期更新費用の見積額及び中長期更新費用の見積額を合計した額の12か月平均額は、117百万円です。また、本投資法人は、建物部分の減価償却費の算定方法につき、定額法を採用しており、当該会計処理で計算した場合の2018年9月1日から2019年2月28日までの期間における取得済資産及び新規取得資産の減価償却費の合計額は485百万円、月額平均80百万円を想定しており、2019年3月1日から2019年8月31日までの期間における取得済資産及び新規取得資産の減価償却費の合計額は488百万円、月額平均81百万円を想定しています。なお、本投資法人が準共有持分を有する新規取得資産に係る当該費用は、各物件の信託受益権の準共有持分割合に相当する数値を使用しています。

（注2）鑑定LTV（%）= a / b（%）

a = 当該営業期間に係る決算期における貸借対照表上の有利子負債総額（消費税ローンは除きます。）+ 敷金保証金留保額の取崩相当額（テナント賃貸借契約に基づく敷金保証金の返還に充てる場合等を除きます。）

b = 当該営業期間に係る決算期における貸借対照表上の総資産額 - 当該決算期における保有不動産の減価償却後の簿価の金額 + 当該決算期における保有不動産の不動産鑑定評価額の合計額 - 翌営業期間に支払われる利益分配金総額 - 翌営業期間に支払われる利益超過分配金総額

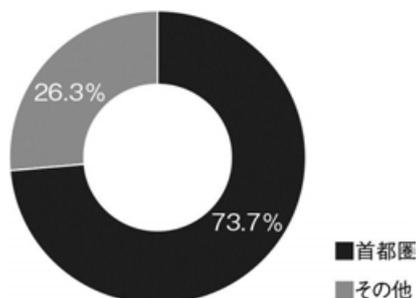
<利益を超える金銭の分配（出資（投資元本）の払戻し）を実施する場合のイメージ図>



⑤ 新規取得資産取得後のポートフォリオの分散状況

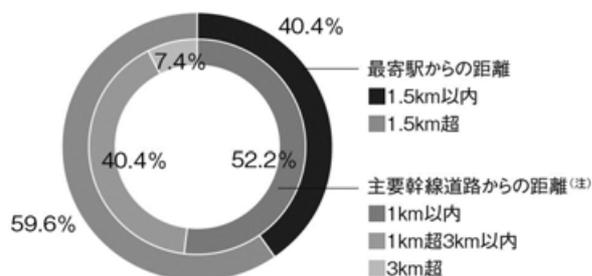
本投資法人のポートフォリオの地域別、交通利便性別、規模（延床面積）別及び取得ルート別の分散状況（取得価格ベース）は、以下のとおりです。

<地域別>



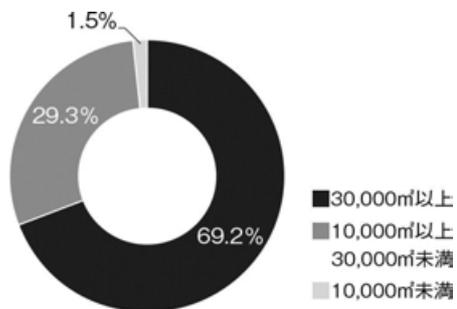
(注) 地域別の分散状況の詳細については、「2 投資対象 / (2) ポートフォリオの概要 / ①取得済資産及び新規取得資産の概要 / (ケ) ポートフォリオ分散の状況」をご参照ください。

<交通利便性別>



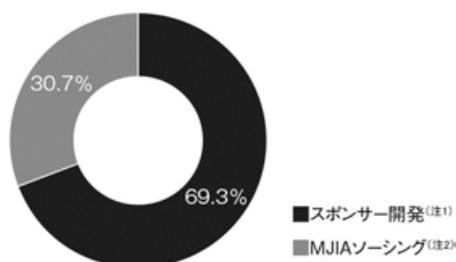
(注) 「主要幹線道路からの距離」とは、高速道路におけるIC（インターチェンジ）又は主要な国道からの距離をいいます。

<規模（延床面積）別>



(注) 規模（延床面積）別の分散状況の詳細については、「2 投資対象 / (2) ポートフォリオの概要 / ①取得済資産及び新規取得資産の概要 / (ケ) ポートフォリオ分散の状況」をご参照ください。

<取得ルート別>



(注1) 「スポンサー開発」とは、三菱地所が単独又は共同で開発中又は開発した物流施設等を意味します。

(注2) 「MJIAソーシング」とは、三菱地所投資顧問が独自に物件情報を取得して本投資法人による物件取得に繋がった物流施設等を意味します。

## (6) 三菱地所グループの概要

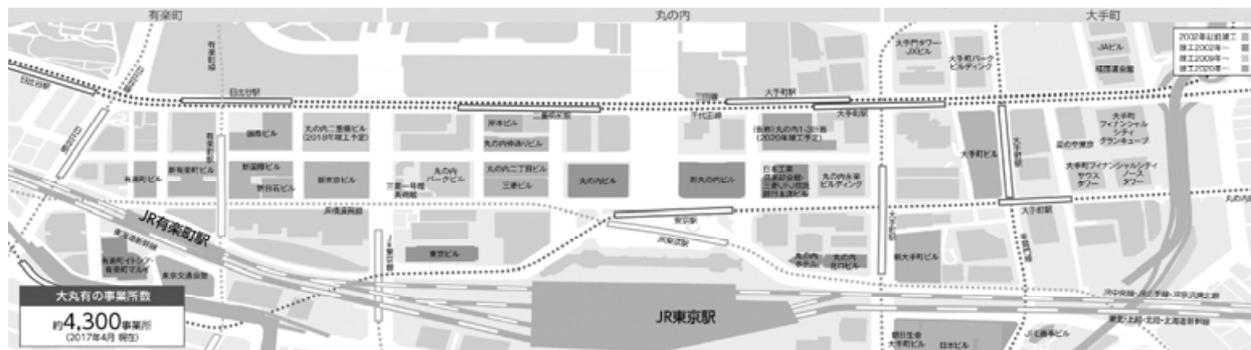
＜三菱地所グループの丸の内エリアにおける開発を通じて形成された法人顧客とのリレーション＞

三菱地所グループは、「人を、想う力。街を、想う力。」のブランドスローガン（注1）のもと、東京・丸の内を中心とした開発を推進しています。持続的な価値創造のプロセスこそ、まちづくりを通じた「真に価値ある社会」の実現に向けた重要なファクターであると考えます。三菱地所のまちづくりの推進によって、東京・丸の内は今や日本を代表するビジネスエリアとしてだけでなく、商業集積も進み、人が集い憩う多様性を有する街として、さらに進化を続けています。

2017年4月現在、大丸有（注2）に所在する事業所数は、約4,300事業所であり、三菱地所は、120年以上にわたる東京駅前に広がる丸の内エリアの開発・再開発を通じて、東京の都市再生を牽引し、国際競争力を高める先進的なまちづくりを進めるとともに、大丸有に事業所を有する企業をはじめとした、法人顧客との豊かかつ強固なりレーションを築き上げてきました。本投資法人は、三菱地所の強固な法人顧客リレーションを活かした物流施設のソーシング及びテナントリーシングの推進を目指します。三菱地所グループの丸の内エリアにおける開発の概要は、以下のとおりです。

（注1）かかるブランドスローガンには、三菱地所グループの誠実な姿勢とチャレンジする姿勢への意思が込められています。お客様をはじめとする三菱地所の全てのステークホルダー（「人」）のため、「街」を通じて社会に貢献するために、これからも「街」を舞台に、新たな価値創造や、環境との共生に挑戦し、夢や感動を提供していきます。

（注2）「大丸有」とは、大手町地区、丸の内地区及び有楽町地区を総称しています。以下同じです。



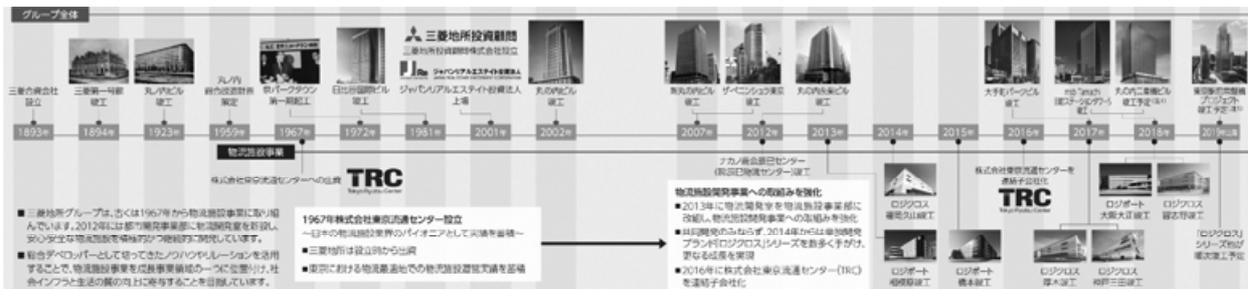
出所：三菱地所「2018年3月期 IR説明資料」及び一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会「大丸有協議会パンフレット」（2017年6月1日）を基に本資産運用会社にて作成

（注1）本投資法人は主として物流施設を投資対象としており、上記の物件が本投資法人に組み入れられる予定はありません。

（注2）上記の物件名については、略称を記載している場合があります。

## ＜三菱地所グループのまちづくり及び物流施設事業の沿革＞

三菱地所グループは、古くは1967年から物流施設事業に取り組んでいます。2012年には、都市開発事業部に物流開発室を新設し、安全・安心な物流施設を積極的かつ継続的に開発しています。2013年には、物流開発室を物流施設事業部に改組し、物流施設開発事業への取組みを強化しました。三菱地所グループは共同開発のみならず、2014年からは単独開発ブランド「ロジクロス」シリーズを数多く手がけ、更なる成長を実現しています。また、2016年に株式会社東京流通センター（TRC）を連結子会社化しました。三菱地所は、総合デベロッパーとして培ってきたノウハウやリレーションを活用することで、物流施設事業を成長事業領域の一つに位置付け、社会インフラと生活の質の向上に寄与することを目指しています。



(注1) 竣工予定の建物は、完成予想図であり、実際に竣工する建物とは異なる可能性があります。

(注2) 本投資法人は主として物流施設を投資対象としており、物流施設以外のアセットタイプについては本投資法人に組み入れられる予定はありません。また、上記の物流施設について、取得済資産及び新規取得資産を除き、本書の日付現在、本投資法人が取得を決定した事実はなく、また将来的にこれらの物件が本投資法人に組み入れられる保証もありません。

(注3) 上記の物件名については、略称を記載している場合があります。

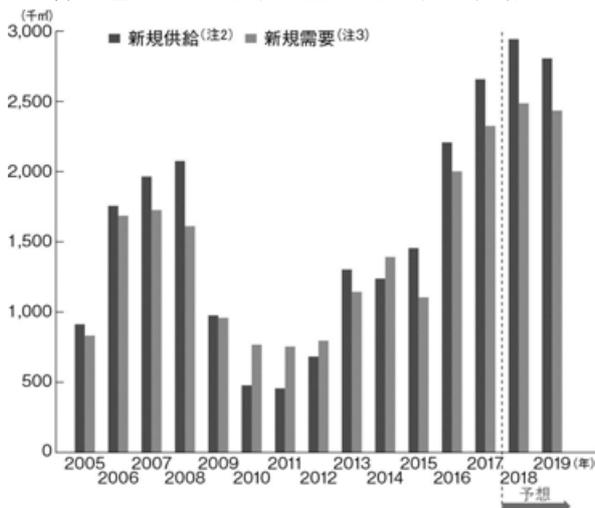
## (7) 物流マーケット概況

### ① 物流マーケットの安定的な成長

#### (ア) 三大都市圏(注1)における中大型物流施設の需給動向

2013年以降、三大都市圏における中大型物流施設の新規需要・新規供給は共に増加する傾向にあります。

<三大都市圏における中大型物流施設の需給動向>



出所：シービーアールイー株式会社「物流マーケット基礎調査(2017年Q4)」(2018年3月)

(注1) 「三大都市圏」とは、首都圏(東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。)、近畿圏(大阪府及び兵庫県をいいます。))及び中部圏(愛知県をいいます。))をいいます。以下同じです。

(注2) 上図の「新規供給」とは、各年において三大都市圏に新たに建設された不動産投資会社及び不動産開発会社等が保有する延床面積5,000㎡以上の賃貸型物流施設の賃貸可能面積の合計を記載しています。

(注3) 上図の「新規需要」とは、各年の稼働床面積の増減を意味します。稼働床面積の増減とは、新規契約面積から退去面積を引いたものをいいます。

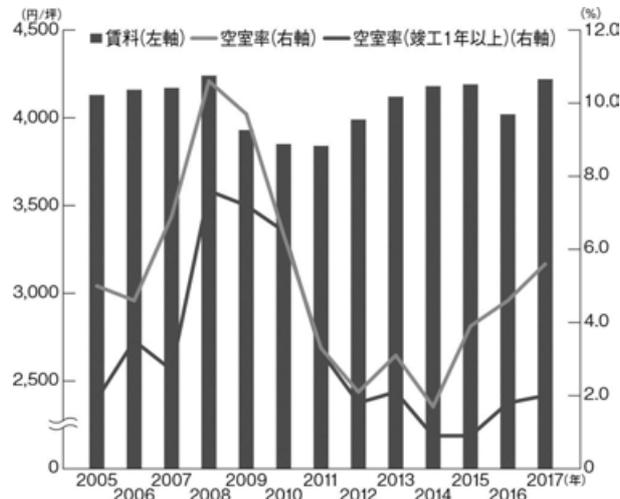
(注4) 2018年及び2019年の数値は、あくまでも予測値であって、その予測値は、物流施設マーケットに関連が高い経済指標等を基に回帰分析を行い、予測モデルを作成し、シービーアールイー株式会社で予測を行った結果算定されたものです。かかる予測値は、一定の前提又は仮定に基づくものであって、実際の結果と異なる可能性があります。

(注5) 上図は、不動産投資会社及び不動産開発会社等が保有する延床面積5,000㎡以上の賃貸型物流施設を調査対象として、シービーアールイー株式会社にて作成したものです。なお、調査対象には、物流会社等が保有する賃貸型物流施設は含まず、全ての延床面積5,000㎡以上の賃貸型物流施設が含まれているわけではありません。

## (イ) 三大都市圏における中大型物流施設の賃料動向及び空室率推移

三大都市圏における中大型物流施設の空室率は、2012年以降、竣工1年以上経過した物件に限れば、2.0%程度と低位安定的に推移しています。三大都市圏における中大型物流施設の賃料動向も概ね安定して推移しています。

＜三大都市圏における中大型物流施設の賃料動向及び空室率推移＞



出所：シービーアールイー株式会社「物流マーケット基礎調査（2017年Q4）」（2018年3月）

(注1) 上図の「賃料」は、募集面積1,000坪以上の賃貸型物流施設を対象として調査した結果を基にシービーアールイー株式会社が作成したものです。なお、調査対象には、全ての募集面積1,000坪以上の賃貸型物流施設が含まれているわけではありません。また、所有者及び入居者各社の開示情報及びシービーアールイー株式会社が日々の仲介活動等により情報提供を受け又は収集した情報を基に上図を作成しています。

(注2) 空室率は貸室面積に対する空室の割合を算定していますが、空室については、直ちに入居できる空室のみを対象としており、所有者が賃貸募集を停止している場合及び建物竣工前に賃貸募集されている場合には、空室率の算定の対象に含めていません。また、貸室面積には、現に賃貸が可能となっている賃貸型物流施設の賃貸可能面積を用いており、建物竣工前に賃貸募集されている場合は含まれませんが、所有者が賃貸募集を停止している場合は含まれます。

(注3) 上図の「空室率」は、不動産投資会社及び不動産開発会社等が保有する延床面積5,000㎡以上の賃貸型物流施設を対象として調査した結果を基にシービーアールイー株式会社が作成したものです。なお、調査対象には、物流会社等が保有する賃貸型物流施設は含まず、全ての延床面積5,000㎡以上の賃貸型物流施設が含まれているわけではありません。また、所有者及び入居者各社の開示情報及びシービーアールイー株式会社が日々の仲介活動等により情報提供を受け又は収集した情報を基に上図を作成しています。

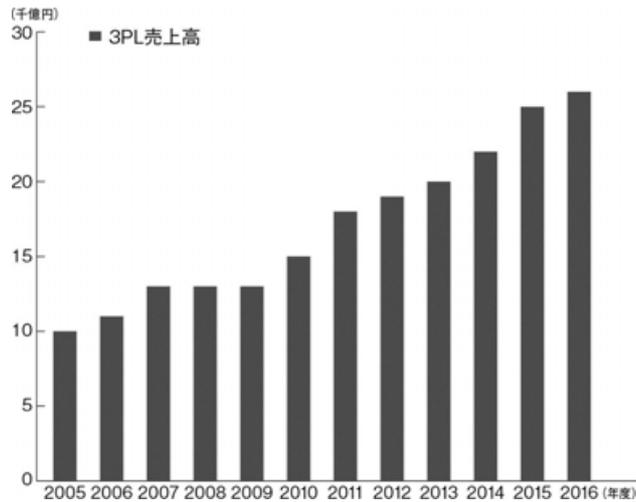
## ② 物流施設需要の高まり

### (ア) 3PL市場規模の拡大

3PL (3rd party logistics) (注) の売上高は2005年度から2016年度までに約2.6倍に増加しており、事業会社による物流機能のアウトソーシングにより、3PL市場は引き続き拡大傾向にあり、配送効率性の高い物流施設への需要が増加していると本投資法人は考えています。

(注) 「3PL」とは、顧客企業からそのサプライチェーン管理機能の全部又は一部を請け負う物流サービスをいいます。以下同じです。

### <3PL市場規模>



出所：シービーアールイー株式会社「物流マーケット基礎調査（2017年Q4）」（2018年3月）

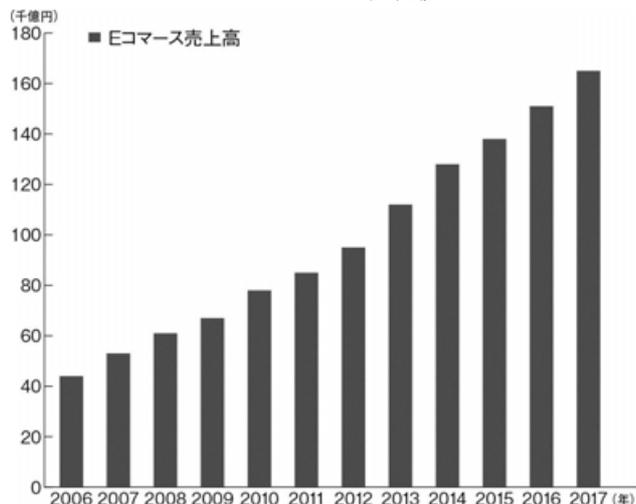
（注1）上図の「3PL売上高」は、「月刊ロジスティクス・ビジネス2017年8月号」よりシービーアールイー株式会社にて集計した数値です。「3PL売上高」は、国内の主要3PL事業者の各年度の3PL事業の売上高の合計額の推移を示しています。2005年度は主要3PL事業者29社を、2006年度は主要3PL事業者36社を、2007年度は主要3PL事業者46社を、2008年度は主要3PL事業者45社を、2009年度は主要3PL事業者48社を、2010年度及び2011年度は主要3PL事業者51社を、2012年度は主要3PL事業者50社を、2013年度は主要3PL事業者48社を、2014年度は主要3PL事業者49社を、2015年度は主要3PL事業者48社を、2016年度は主要3PL事業者46社を対象として調査した売上高の合計額を記載しています。

（注2）各年度は、4月1日に開始し翌年3月31日に終了する期間をいいます。本投資法人の決算期とは一致しません。

### （イ）Eコマース市場規模の拡大

Eコマースの売上高も、2006年から2017年までに約3.8倍に増加しており、Eコマースの市場規模の拡大に伴い、個人顧客への小口多頻度配送の需要が増加し、それを支える物流施設への需要も増加していると本投資法人は考えています。

### <Eコマース市場規模>



出所：経済産業省「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」（2018年4月）を基に本資産運用会社にて作成

（注）上図の「Eコマース売上高」は、BtoC（企業と消費者間）でのインターネットによる取引金額の推計値とし、推計対象は、個人消費における全ての財（商品）、サービスの中でインターネットを通じて行われた取引の金額で、物販系分野、サービス系分野及びデジタル系分野に大別し、それぞれについて市場推計値を算出し合計しています。

## 2 投資対象

### (1) 新規取得資産の概要

本投資法人は、本書の日付現在、借入れにより調達する資金によって、新規取得資産である以下に記載の2物件の不動産に係る信託受益権を取得します。

新規取得資産の詳細は以下のとおりです。

	区分	物件名称	所在地	取得価格 (百万円) (注1)	鑑定評価額 (百万円) (注2)	鑑定NOI 利回り (%) (注3)	売主	取得 年月日 (注4)
新規 取得 資産	物流 施設	ロジクロス厚木	神奈川県 厚木市	8,440	8,740	4.5	厚木デベロップメント 特定目的会社(注5)	2018年 9月3日
		ロジクロス神戸三田	兵庫県 神戸市	3,900	4,050	5.0	三菱地所株式会社(注5)	2018年 9月3日
合計/平均		-	-	12,340	12,790	4.7	-	-

(注1) 「取得価格」は、新規取得資産に係る各売買契約に記載された各信託受益権の売買代金を、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、売買代金には消費税及び地方消費税並びに取得に要する諸費用を含みません。

(注2) 「鑑定評価額」は、2018年5月31日を価格時点とする各不動産鑑定評価書に記載された評価額を記載しています。なお、鑑定評価については、株式会社谷澤総合鑑定所に委託しています。

(注3) 「鑑定NOI利回り」は、各不動産鑑定評価書に記載された直接還元法における運営純収益の取得価格に対する比率を、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、「合計/平均」欄は、取得価格に基づく加重平均を記載しています。

(注4) 「取得年月日」は、新規取得資産に係る各売買契約に記載された取得年月日を記載しています。なお、取得年月日は、本投資法人及び売主の間で合意の上、変更されることがあります。

(注5) 投信法第201条及び投信法施行令第123条に規定する利害関係人等並びに本資産運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係人に該当するため、売買契約の締結に当たり、本資産運用会社は、利害関係人との取引に当たっての利益相反対策のための自主ルールである「利害関係人等取引規程」に定めるところに従い、必要な審議及び決議等の手続を経ています。「利害関係人等取引規程」の詳細については、参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限/(2) 投資法人の資産運用に係る社内規程(利益相反対策ルール)」をご参照ください。

### ① 新規取得資産の個別不動産の概要

以下の表は、新規取得資産の概要を個別に表にまとめたものです(以下「個別物件表」といいます。)。また、個別物件表において用いられている用語は以下のとおりであり、個別物件表については以下に掲げる用語の説明と併せてご参照ください。

なお、時点の注記がないものについては、原則として、2018年5月31日現在の状況を記載しています。

#### (ア) 区分に関する説明

- ・「用途」は、本投資法人の新規取得資産について、本投資法人の投資方針において定められる各用途の分類に応じて記載しています。

#### (イ) 特定資産の概要に関する説明

- ・「特定資産の種類」は、特定資産としての不動産等の種別を記載しています。
- ・「取得年月日」は、新規取得資産に係る各売買契約に記載された取得年月日を記載しています。
- ・「取得価格」は、新規取得資産に係る各売買契約に記載された各信託受益権の売買代金(消費税及び地方消費税並びに売買手数料等の諸費用を含みません)。
- ・「信託受益権の概要」は、新規取得資産の取得時における信託受託者、信託設定日及び信託期間満了日の概要を記載しています。
- ・土地の「所在地」は、登記簿上の建物の所在(複数ある場合にはそのうちの一地番)を記載しています。
- ・土地の「敷地面積」は、登記簿上の記載に基づき記載しています。

- ・土地の「用途地域」は、都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・土地の「容積率」は、建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる容積率の上限値（指定容積率）（複数ある場合にはそのいずれも）を記載しています。指定容積率は、敷地に接続する道路の幅員その他の理由により緩和又は制限されることがあり、実際に適用される容積率と異なる場合があります。
- ・土地の「建蔽率」は、建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる建蔽率の上限値（指定建蔽率）を記載しています。指定建蔽率は、防火地域内の耐火建築であることその他の理由により緩和又は制限されることがあり、実際に適用される建蔽率と異なる場合があります。
- ・土地及び建物の「所有形態」は、信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- ・建物の「竣工日」は、各建物の登記簿上の新築年月日を記載しています。なお、主たる建物が複数ある場合には、登記簿上一番古い年月日を記載しています。
- ・建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいています。なお、「延床面積」は主たる建物と附属建物の延床面積の合計を記載しています。また、主たる建物が複数ある場合には、各主たる建物の「延床面積」の合計を記載しています。
- ・建物の「構造／階数」及び「種類」は、登記簿上の記載に基づいています。主たる建物が複数ある場合には、延床面積が最も大きい主たる建物の登記簿上の記載に基づいています。
- ・建物の「テナント数」は、2018年5月31日現在における新規取得資産の建物に係る各賃貸借契約に表示された賃貸借契約数の合計を記載しています。なお、新規取得資産につきマスターリース契約が締結されている場合又は締結することが予定されている場合には、エンドテナントの総数を記載しています。但し、新規取得資産につき同一の賃借人が複数の賃貸借契約を締結している場合には、当該賃借人は1として総数を算出しています。また、売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約数は「テナント数」に含めていません。
- ・「PM会社」は、新規取得資産についてプロパティマネジメント業務委託契約を締結する予定のプロパティマネジメント会社を記載しています。

#### （ウ）特記事項に関する説明

- ・「特記事項」には、本書の日付現在において新規取得資産の権利関係・利用・安全性等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

#### （エ）テナント賃貸借の概要に関する説明

- ・「テナント賃貸借の概要」は、時点の注記がないものについては、原則として、新規取得資産に関し、賃貸面積の上位3テナント（同順位のテナントがある場合には、それらを含みます。）について、2018年5月31日現在において効力を有する賃貸借契約（売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約は除きます。）の内容を記載しています。
- ・「テナント名」は、新規取得資産におけるテナントの名称を記載しています。
- ・「業種」は、株式会社東京商工リサーチの調査又は総務省日本標準産業分類に基づく業種の区分に従った賃借人の業種を記載しています。
- ・「賃貸面積」は、賃貸借契約に規定された賃貸面積（複数の賃貸借契約が締結されている場合はその合計面積）を記載しています。
- ・「賃貸面積比率」は、賃貸借契約に規定された賃貸面積を賃貸可能面積で除して得られた数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

- ・「賃貸借契約期間」は、賃貸借契約に規定された賃貸借契約期間を記載しています。当該賃貸借契約期間は、契約書所定の賃貸借開始日から、賃貸借の終了日までの期間であり、小数第2位を切り捨てて記載しています。また、当該賃貸借契約期間は、本投資法人の取得時点における残存賃貸借契約期間とは異なります。なお、新規取得資産のテナントの平均残存賃貸借契約期間の詳細については、後記「(2) ポートフォリオの概要／①取得済資産及び新規取得資産の概要／(ウ) 賃貸借の概要」をご参照ください。
- ・「年間賃料」は、2018年5月31日現在における当該各賃貸借契約に表示された月間賃料（共益費を含みます。）を12倍することにより年換算して算出した金額（複数の賃貸借契約が締結されている場合はその合計額）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。但し、各賃貸借契約に表示された月間賃料（共益費を含みます。）について、期間によって異なる定めがなされている場合には、同賃貸借契約の2018年5月分の賃料（共益費を含みます。）を基に算出しています。また、2018年5月31日現在のフリーレント及びレントホリデー（特定の月の賃料の支払いを免除することをいいます。）は考慮しないものとします。
- ・「敷金・保証金」は、2018年5月31日現在における当該各賃貸借契約に表示された敷金及び保証金の残高の合計額（複数の賃貸借契約が締結されている場合はその合計額）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。但し、各賃貸借契約に表示された敷金・保証金の残高の合計額について、期間によって異なる定めがなされている場合には、同賃貸借契約の2018年5月分の敷金及び保証金の残高を記載しています。
- ・「賃貸借形態」、「中途解約」及び「賃料改定」は、賃貸借契約の規定に基づいて記載しています。

(オ) 鑑定評価書の概要に関する説明

- ・「鑑定評価書の概要」は、本投資法人及び本資産運用会社が、各不動産鑑定評価機関に投資対象不動産の鑑定評価を委託し作成された各不動産鑑定評価書の概要を記載しています。当該各不動産鑑定評価書は、一定時点における評価者の判断と意見を記載したものであり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。なお、同欄において、数値については、単位未満を切り捨てて記載し、比率については、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(カ) マーケット分析に関する説明

- ・「マーケット分析」は、本投資法人及び本資産運用会社が株式会社一五不動産情報サービスに、不動産の市況調査を委託し作成された新規取得資産に係るマーケットレポートの記載に基づいて記載しています。当該マーケットレポートは、一定時点における調査者の判断と意見であり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。

<新規取得資産>

物件名称	ロジクロス厚木	用途	物流施設		
特定資産の概要					
特定資産の種類	不動産信託受益権	信託受益権 の概要	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年月日	2018年9月3日		信託設定日	2018年9月3日	
取得価格	8,440,000,000円		信託期間満了日	2028年9月30日	
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権	
	所在地	神奈川県厚木市上落合 字柳添231番地1	竣工日	2017年3月1日	
	敷地面積	14,782.03㎡	建物	延床面積	29,895.80㎡
	用途地域	準工業地域		構造/階数	鉄骨造鋼板ぶき4階建
	容積率	200%		種類	倉庫
	建蔽率	60%		テナント数	1
PM会社	三菱地所株式会社				
特記事項	<p>- 本物件に使用されている「ロジクロス（ロゴマーク）」は、商標登録がなされています（商標登録番号第5674165号）。当該ロゴマークを物件表示等として利用するため、本投資法人は、当該商標の使用許諾権を有する三菱地所との間で「商標使用許諾契約」を締結しています。当該契約の概要は以下のとおりです。</p> <p>①期間：2017年7月5日から5年間。但し、契約期間満了日の6か月前までに契約当事者から本契約の終了を欲する旨の書面による通知がなされない場合には、同一内容にてさらに2年間更新され、それ以後も同様。</p> <p>②許諾役務：不動産投資の管理等</p> <p>③使用地域：日本国内</p> <p>④使用料：無償</p> <p>- 本物件の屋根部分等について、太陽光発電設備設置を目的とする賃貸借契約を締結しています。</p> <p>①契約先：共愛エンジニアリング株式会社</p> <p>②契約期間：2018年1月26日から2038年4月24日まで</p> <p>③年間使用料金：420,000円</p>				

テナント賃貸借の概要						
テナント名	業種	賃貸面積 (㎡)	賃貸面積比率 (%)	賃貸借契約 期間 (年)	年間賃料 (百万円)	敷金・保証金 (百万円)
株式会社三鷹倉庫	倉庫業	29,895.80	100.0	10.0	非開示（注）	非開示（注）
賃貸借形態：定期建物賃貸借						
中途解約：賃貸借契約期間中に本契約を解約することはできません。						
賃料改定：非開示（注）						

（注）賃借人からの開示の承諾が得られていないため、非開示としています。

鑑定評価書の概要			
物件名称	ロジクロス厚木	鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所
鑑定評価額	8,740,000	価格時点	2018年5月31日
項目	内容	根拠等	
収益価格	8,740,000	直接還元法及びDCF法を適用して査定。	
直接還元法による収益価格	8,820,000	-	
(1) 運営収益 (有効総収益①+②+③+④-⑤-⑥)	非開示(注)		
①潜在総収益 賃料収入、共益費収入	非開示(注)		
②水道光熱費収入	非開示(注)		
③駐車場収入	非開示(注)		
④その他収入	非開示(注)		
⑤空室損失相当額	非開示(注)		
⑥貸倒損失相当額	非開示(注)		
(2) 運営費用 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	非開示(注)		
⑦維持・管理費	非開示(注)		
⑧水道光熱費	非開示(注)		
⑨修繕費	非開示(注)		
⑩公租公課	43,890	公租公課実額に基づき査定。	
⑪プロパティマネジメントフィー	非開示(注)		
⑫テナント募集費用等	非開示(注)		
⑬損害保険料	非開示(注)		
⑭その他費用	非開示(注)		
(3) 運営純収益 (NOI(1) - (2))	380,559	-	
(4) 一時金の運用益	1,802	運用利回りを1.0%と査定。	
(5) 資本的支出	3,000	エンジニアリング・レポートや類似事例に基づく数値を基に査定。	
(6) 正味純収益 (NCF(3) + (4) - (5))	379,361	-	
(7) 還元利回り	4.3%	対象不動産の市場性、不動産投資市場の動向等を総合的に勘案して査定。	
DCF法による収益価格	8,700,000	-	
割引率	4.3%、4.4%	対象不動産の地域性、個別性リスク等を総合的に勘案して査定。なお初年度～9年度を4.3%、10年度以降を4.4%として査定。	
最終還元利回り	4.5%	還元利回りに将来予測不確実性等を加味して査定。	
積算価格	9,160,000	-	
その他鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項	市場参加者(需要者)の対象不動産に対する収益性を重視した価格形成過程及び依頼目的並びに「貸家及びその敷地」としての類型を踏まえ、投資家の投資採算性を適切に反映した収益価格を標準とし、積算価格による検証を行って、収益価格にて鑑定評価額を上記のとおり決定した。		

(注) 本評価においては実績値に基づく数値を参考としていることから、これらを開示した場合、本投資法人に競争上の悪影響が生じ、ひいては投資主の利益を害するおそれがあると本資産運用会社が判断したことから非開示としています。

## マーケット分析

### ■ハイライト

- 「ロジクロス」第2号 ～圏央道、東名、新東名へのアクセス良好。西日本から首都圏への玄関口～

### ■立地特性

- 圏央道・東名高速道路・国道129号線へのアクセスが良好であることから、都心部消費地だけでなく、首都圏広域、関西・東海地方への配送が可能です。加えて、新東名高速道路の開通で、さらなる立地ポテンシャルの向上が見込まれます。
- 住宅集積地からも至近で路線バスの利用も可能であることから、雇用確保の観点においても良好です。

### ■物件特性

- 北面と西面にトラックバースが設けられており、荷物エレベーターは3基、垂直搬送機は4基備えています。
- 貸付区画は最大3区画まで分割対応可能であり、複数テナントにも分割可能な機能性の高い物流施設で市場競争力を有しています。
- 三菱地所が再開発を進めている丸の内エリアのオフィスビル（JXビル）にて使用していたOAフロアパネルを再利用することで、環境に配慮しています。

### ■最寄駅

- 小田急小田原線「愛甲石田駅」から約1.5km

### ■雇用の確保

- 住宅集積地から徒歩圏内

### ■主要幹線道路

- 小田原厚木道路「厚木西IC」から約0.9km
- 国道129号線から約1.0km
- 東名高速道路「厚木IC」から約2.0km

## <新規取得資産の地図>



物件名称	ロジクロス神戸三田		用途	物流施設		
特定資産の概要						
特定資産の種類	不動産信託受益権		信託受益権 の概要	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年月日	2018年9月3日			信託設定日	2018年9月3日	
取得価格	3,900,000,000円			信託期間満了日	2028年9月30日	
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
	所在地	兵庫県神戸市北区 赤松台一丁目2番地27		竣工日	2017年6月6日	
	敷地面積	20,000.93㎡		延床面積	12,879.33㎡	
	用途地域	準工業地域				
	容積率	200%		構造/階数	鉄骨造陸屋根・ 合金メッキ鋼板ぶき2階建	
	建蔽率	60%		種類	工場・倉庫	
			テナント数	1		
PM会社	三菱地所株式会社					
特記事項	<p>・本物件に使用されている「ロジクロス（ロゴマーク）」は、商標登録がなされています（商標登録番号第5674165号）。当該ロゴマークを物件表示等として利用するため、本投資法人は、当該商標の使用許諾権を有する三菱地所との間で「商標使用許諾契約」を締結しています。当該契約の概要は以下のとおりです。</p> <p>①期間：2017年7月5日から5年間。但し、契約期間満了日の6か月前までに契約当事者から本契約の終了を欲する旨の書面による通知がなされない場合には、同一内容にてさらに2年間更新され、それ以後も同様。</p> <p>②許諾役務：不動産投資の管理等</p> <p>③使用地域：日本国内</p> <p>④使用料：無償</p>					

テナント賃貸借の概要						
テナント名	業種	賃貸面積 (㎡)	賃貸面積比率 (%)	賃貸借契約 期間 (年)	年間賃料 (百万円)	敷金・保証金 (百万円)
株式会社フレッシュ クリエイター	食料品製造業	12,844.35	100.0	30.0	非開示（注）	非開示（注）
賃貸借形態：定期建物賃貸借						
中途解約：賃貸借契約期間中に本契約を解約することはできません。但し、賃借人が解約希望日の6か月前までに賃貸人に対して解約希望の旨を申し出、一定の条件を満たした場合は本契約を解約できるとされています。						
賃料改定：非開示（注）						

（注）賃借人からの開示の承諾が得られていないため、非開示としています。

鑑定評価書の概要			
物件名称	ロジクロス神戸三田	鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所
鑑定評価額	4,050,000	価格時点	2018年5月31日
項目	内容	根拠等	
収益価格	4,050,000	直接還元法及びDCF法を適用して査定	
直接還元法による収益価格	4,100,000	-	
(1) 運営収益 (有効総収益①+②+③+④-⑤-⑥)	非開示(注)		
①潜在総収益 賃料収入、共益費収入	非開示(注)		
②水道光熱費収入	非開示(注)		
③駐車場収入	非開示(注)		
④その他収入	非開示(注)		
⑤空室損失相当額	非開示(注)		
⑥貸倒損失相当額	非開示(注)		
(2) 運営費用 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	非開示(注)		
⑦維持・管理費	非開示(注)		
⑧水道光熱費	非開示(注)		
⑨修繕費	非開示(注)		
⑩公租公課	24,842	公租公課実額に基づき査定。	
⑪プロパティマネジメントフィー	非開示(注)		
⑫テナント募集費用等	非開示(注)		
⑬損害保険料	非開示(注)		
⑭その他費用	非開示(注)		
(3) 運営純収益 (NOI(1) - (2))	195,114	-	
(4) 一時金の運用益	1,128	運用利回りを1.0%と査定。	
(5) 資本的支出	3,350	エンジニアリング・レポートや類似事例に基づく数値を基に査定。	
(6) 正味純収益 (NCF(3) + (4) - (5))	192,892	-	
(7) 還元利回り	4.7%	対象不動産の市場性、不動産投資市場の動向等を総合的に勘案して査定。	
DCF法による収益価格	4,030,000	-	
割引率	4.7%、4.8%	対象不動産の地域性、個別性リスク等を総合的に勘案して査定。なお初年度～9年度を4.7%、10年度～11年度を4.8%として査定。	
最終還元利回り	4.9%	還元利回りに将来予測不確実性等を加味して査定。	
積算価格	3,890,000	-	
その他鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項	市場参加者(需要者)の対象不動産に対する収益性を重視した価格形成過程及び依頼目的並びに「貸家及びその敷地」としての類型を踏まえ、投資家の投資採算性を適切に反映した収益価格を標準とし、積算価格による検証を行って、収益価格にて鑑定評価額を上記のとおり決定した。		

(注) 本評価においては実績値に基づく数値を参考としていることから、これらを開示した場合、本投資法人に競争上の悪影響が生じ、ひいては投資主の利益を害するおそれがあると本資産運用会社が判断したことから非開示としています。

マーケット分析

■ハイライト

- 「ロジクロス」第3号 ～冷凍・冷蔵・常温の3温度帯に対応し、PC・DC・TC（注）の機能を併せ持つBTS型総合物流施設～

■立地特性

- 中国自動車道・六甲北有料道路「神戸三田IC」に至近であり、2018年3月に新名神高速道路「高槻JCT・IC」～「神戸JCT」間が開通する等、近畿一円のみならず、東海地方、中国地方への交通利便性に優れた希少性の高い立地特性を有しています。
- 工場・倉庫等が集積した工業団地内に位置し24時間運営が可能です。

■物件特性

- 京都府・兵庫県北部を中心に大型ショッピングセンター、食品スーパー等の多業態を展開する老舗流通グループである「さとうグループ」専用のBTS型物流施設です。
- 冷凍・冷蔵・常温の3温度帯に対応しており、PC・DC・TCの機能を併せ持つ総合物流施設です。
- 30台以上接客可能な入出荷用のバースや150台を超える従業員専用の屋上駐車場が整備されています。

■最寄駅

- 神戸電鉄公園都市線「フラワータウン駅」から約3.7km

■雇用の確保

- 住宅集積地から徒歩圏内

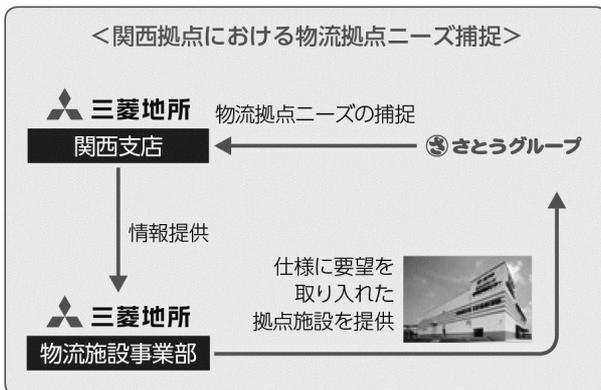
■主要幹線道路

- 中国自動車道、六甲北有料道路「神戸三田IC」から約2.0km

(注) 「PC」とは、鮮魚・精肉・惣菜の加工・配送センターであるプロセスセンターを、「DC」とは、常温商品の在庫型配送センターであるデистриビューションセンターを、「TC」とは、生鮮・日配食品等のチルド商品及び常温商品の通過型配送センターであるトランスファーセンターを、それぞれ意味します。以下同じです。

<グループネットワークの活用>

三菱地所の本店・支店が所在するエリアを中心に地場のネットワークを活用し、テナントリーシングを実現



<新規取得資産の地図>



(2) ポートフォリオの概要

① 取得済資産及び新規取得資産の概要

(ア) ポートフォリオ一覧

新規取得資産取得後の本投資法人の保有資産に係る物件名称、所在地、取得価格、投資比率、鑑定評価額、鑑定NOI利回り、取得年月日、築年数及び物件タイプは、以下のとおりです。

	区分	物件名称	所在地	取得価格 (百万円) (注1)	投資比率 (%) (注2)	鑑定評価額 (百万円) (注3)	鑑定NOI 利回り (%) (注4)	取得年月日 (注5)	築年数 (年) (注6)	物件 タイプ (注7)
取得済 資産	物流 施設	ロジクロス福岡久山	福岡県 糟屋郡 久山町	5,770	6.9	6,070	5.2	2017年9月14日	3.7	マルチ
		ロジポート相模原 (注8)	神奈川県 相模原市	21,364	25.7	22,700	4.7	2017年9月14日	4.8	マルチ
		ロジポート橋本 (注9)	神奈川県 相模原市	18,200	21.9	18,720	4.4	2017年9月14日	3.4	マルチ
		MJロジパーク 厚木1	神奈川県 厚木市	6,653	8.0	6,860	4.7	2017年9月14日	4.9	マルチ
		MJロジパーク 船橋1	千葉県 船橋市	5,400	6.5	6,270	6.5	2016年9月29日	28.5	マルチ
		MJロジパーク 加須1	埼玉県 加須市	1,272	1.5	1,360	5.7	2017年9月14日	12.2	マルチ
		MJロジパーク 大阪1	大阪府 大阪市	6,090	7.3	6,360	5.0	2017年9月14日	10.7	マルチ
		MJロジパーク 福岡1	福岡県 糟屋郡 宇美町	6,130	7.4	6,360	5.3	2017年9月14日	10.7	マルチ
		小計/平均	-	70,879	85.2	74,700	4.9	-	7.3	-
新規 取得 資産	物流 施設	ロジクロス 厚木	神奈川県 厚木市	8,440	10.1	8,740	4.5	2018年9月3日	1.3	マルチ
		ロジクロス 神戸三田	兵庫県 神戸市	3,900	4.7	4,050	5.0	2018年9月3日	1.0	BTS
				小計/平均	-	12,340	14.8	12,790	4.7	-
		合計/平均	-	83,219	100.0	87,490	4.8	-	6.4	-

(注1) 「取得価格」は、取得済資産又は新規取得資産に係る各売買契約に記載された各信託受益権の売買代金を、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、売買代金には消費税及び地方消費税並びに取得に要する諸費用を含みません。

(注2) 「投資比率」は、取得価格の合計額に対する取得済資産又は新規取得資産の取得価格の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、投資比率の合計が一致しない場合があります。

(注3) 「鑑定評価額」は、取得済資産については2018年2月28日を価格時点とする各不動産鑑定評価書に記載された評価額を、新規取得資産については2018年5月31日を価格時点とする各不動産鑑定評価書に記載された評価額を記載しています。詳細については、後記「(エ) 不動産鑑定評価書の概要」をご参照ください。

(注4) 「鑑定NOI利回り」は、各不動産鑑定評価書に記載された直接還元法における運営純収益の取得価格に対する比率を、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、「小計(合計)/平均」欄は、取得価格に基づく加重平均を記載しています。

(注5) 「取得年月日」は、取得済資産又は新規取得資産に係る各売買契約に記載された取得年月日を記載しています。なお、新規取得資産の取得年月日は、本投資法人及び売主の間で合意の上、変更されることがあります。

(注6) 「築年数」は、取得済資産及び新規取得資産に係る主たる建物の登記簿上の新築年月日から2018年5月31日現在までの期間を算出しています。なお、「小計(合計)/平均」欄は、取得価格に基づく加重平均を記載しています。

(注7) 「マルチ」とは、マルチテナント型を、「BTS」とはBTS型をそれぞれいいます。

(注8) 「ロジポート相模原」に係る取得価格及び鑑定評価額は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合(49%)に相当する数値を記載しています。

(注9) 「ロジポート橋本」に係る取得価格及び鑑定評価額は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合(45%)に相当する数値を記載しています。



ロジクロス福岡久山



ロジクロス厚木



新規取得資産

ロジクロス神戸三田



MJロジパーク船橋1



ロジポート相模原



ロジポート橋本



MJロジパーク厚木1



MJロジパーク福岡1

(イ) 建物等の概要

新規取得資産取得後の本投資法人の保有資産に係る物件名称、敷地面積、延床面積、賃貸可能面積、賃貸面積及び建築時期は、以下のとおりです。

	区分	物件名称	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	賃貸可能面積 (㎡) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	建築時期 (注4)
取得済 資産	物流 施設	ロジクロス福岡久山	18,136.89	36,082.08	34,878.55	34,878.55	2014年10月
		ロジポート相模原 (注5)	94,197.27	200,252.53 (98,123.73)	88,609.64	86,916.83	2013年8月
		ロジポート橋本 (注6)	67,746.26	145,809.59 (65,614.31)	58,537.70	58,537.70	2015年1月
		MJ ロジパーク厚木1	19,780.93	27,836.15	28,002.44	28,002.44	2013年7月
		MJ ロジパーク船橋1	7,481.00	18,262.08	18,232.07	18,232.07	1989年11月
		MJ ロジパーク加須1	7,621.09	7,602.06	7,678.10	7,678.10	2006年3月
		MJ ロジパーク大阪1	13,028.81	39,157.61	39,082.95	39,082.95	2007年9月
		MJ ロジパーク福岡1	20,297.84	39,797.96	38,143.21	38,143.21	2007年9月
		小計	248,290.09	514,800.06 (332,475.98)	313,164.66	311,471.85	-
新規 取得 資産	物流 施設	ロジクロス厚木	14,782.03	29,895.80	29,895.80	29,895.80	2017年3月
		ロジクロス神戸三田	20,000.93	12,879.33	12,844.35	12,844.35	2017年6月
			小計	34,782.96	42,775.13	42,740.15	42,740.15
合計			283,073.05	557,575.19 (375,251.11)	355,904.81	354,212.00	-

(注1) 「敷地面積」及び「延床面積」は、取得済資産及び新規取得資産のうち土地又は建物に係る登記簿上の表示に基づき記載しています。なお、「延床面積」は主たる建物と附属建物の延床面積の合計を記載しています。また、主たる建物が複数ある場合には、「延床面積」は、各主たる建物の「延床面積」の合計を記載しています。「ロジポート相模原」及び「ロジポート橋本」に係る「延床面積」の括弧内の数値は、本投資法人が保有する各物件の信託受益権の準共有持分割合（それぞれ49%及び45%）に相当する数値を記載しており、「小計（合計）」欄の括弧内の数値は、各物件の信託受益権の準共有持分割合を考慮した各取得済資産及び新規取得資産の延床面積の合計となります。各数値は、表示単位未満を切り捨てて記載しています。

(注2) 「賃貸可能面積」は、2018年5月31日現在における取得済資産及び新規取得資産のうち建物に係る各賃貸借契約又は建物図面等に基づき賃貸が可能と考えられる面積（売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約に基づき賃貸が可能と考えられる面積は除きます。）の合計を記載しています。

(注3) 「賃貸面積」は、2018年5月31日現在における取得済資産及び新規取得資産のうち建物に係る各賃貸借契約（売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約は除きます。）に表示された賃貸面積の合計を記載しています。

(注4) 「建築時期」とは、取得済資産及び新規取得資産に係る建物の登記簿上の築年月を意味します。なお、主たる建物が複数ある場合は、登記簿上最も古い築年月を意味します。

(注5) 「ロジポート相模原」に係る賃貸可能面積及び賃貸面積は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合（49%）に相当する数値を記載しています。

(注6) 「ロジポート橋本」に係る賃貸可能面積及び賃貸面積は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合（45%）に相当する数値を記載しています。

(ウ) 賃貸借の概要

新規取得資産取得後の本投資法人の保有資産に係る物件名称、賃貸可能面積、賃貸面積、稼働率、テナント数、主なテナントの名称、年間賃料、敷金・保証金、平均賃貸借契約期間及び平均残存賃貸借契約期間は、以下のとおりです。

区分	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	稼働率 (%) (注3)	テナント数 (件) (注4)	主な テナントの 名称 (注5)	年間賃料 (百万円) (注6)	敷金・ 保証金 (百万円) (注7)	平均賃貸借 契約期間 (平均残存賃貸借 契約期間) (年) (注8) (注9)	
取得済 資産	物流 施設	ロジクロス 福岡久山	34,878.55	34,878.55	100.0	2	三菱地所 株式会社	非開示 (注12)	非開示 (注12)	3.6 (2.7)
		ロジポート 相模原 (注10)	88,609.64	86,916.83	98.1	17	株式会社 エス・ブイ・ デー	1,235	295	7.4 (3.7)
		ロジポート橋本 (注11)	58,537.70	58,537.70	100.0	14	KDDI株式会社	922	225	6.0 (3.7)
		MJロジパーク 厚木1	28,002.44	28,002.44	100.0	1	サン都市建物 株式会社	非開示 (注12)	非開示 (注12)	非開示 (注12)
		MJロジパーク 船橋1	18,232.07	18,232.07	100.0	1	株式会社 富士エコー	非開示 (注12)	非開示 (注12)	非開示 (注12)
		MJロジパーク 加須1	7,678.10	7,678.10	100.0	1	カンダホール ディングス 株式会社	非開示 (注12)	非開示 (注12)	非開示 (注12)
		MJロジパーク 大阪1	39,082.95	39,082.95	100.0	1	山九株式会社	非開示 (注12)	非開示 (注12)	非開示 (注12)
		MJロジパーク 福岡1	38,143.21	38,143.21	100.0	5	福岡ロジテム 株式会社	392	179	3.0 (1.2)
	小計/平均		313,164.66	311,471.85	99.5	42	-	非開示 (注12)	非開示 (注12)	6.9 (3.4)
新規 取得 資産	物流 施設	ロジクロス厚木	29,895.80	29,895.80	100.0	1	株式会社 三鷹倉庫	非開示 (注12)	非開示 (注12)	10.0 (8.8)
		ロジクロス 神戸三田	12,844.35	12,844.35	100.0	1	株式会社 フレッシュ クリエイター	非開示 (注12)	非開示 (注12)	30.0 (29.1)
	小計/平均		42,740.15	42,740.15	100.0	2	-	非開示 (注12)	非開示 (注12)	16.9 (15.8)
合計/平均		355,904.81	354,212.00	99.5	44	-	4,761	1,495	8.3 (5.1)	

(注1) 「賃貸可能面積」は、2018年5月31日現在における取得済資産及び新規取得資産のうち建物に係る各賃貸借契約又は建物図面等に基づき賃貸が可能と考えられる面積（売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約に記載の賃貸面積は除きます。）の合計を記載しています。

(注2) 「賃貸面積」は、2018年5月31日現在における取得済資産及び新規取得資産に係る各賃貸借契約（売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約は除きます。本(ウ)において当該建物に係る各賃貸借契約を「対象賃貸借契約」といいます。）に表示された賃貸面積の合計を記載しています。

(注3) 「稼働率」は、2018年5月31日現在における取得済資産及び新規取得資産のうち建物に係る賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合について、小数第2位を四捨五入して記載しています。また、「合計/平均」欄の稼働率は、各物件の賃貸可能面積の合計に対して各物件の賃貸面積の合計が占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注4) 「テナント数」は、対象賃貸借契約数の合計を記載しています。但し、新規取得資産につき同一の賃借人が複数の対象賃貸借契約を締結している場合には、当該賃借人は1として「テナント数」を算出しています。

(注5) 「主なテナントの名称」は、対象賃貸借契約に表示された賃貸面積の最も大きいテナントの名称を記載しています。

(注6) 「年間賃料」は、対象賃貸借契約に表示された月間賃料（共益費を含みます。）を12倍することにより年換算して算出した金額（複数の賃貸借契約が締結されている場合はその合計額）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。但し、各対象賃貸借契約に表示された月間賃料（共益費を含みます。）について、期間によって異なる定めがなされている場合には、同賃貸借契約の2018年5月分の賃料（共益費を含みます。）を基に算出しています。また、同日時点のフリーレント及びレントホリデー（特定の月の賃料の支払いを免除することをいいます。）は考慮しないものとします。

- (注7) 「敷金・保証金」は、対象賃貸借契約に表示された敷金及び保証金の残高の合計額（複数の賃貸借契約が締結されている場合はその合計額）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。但し、各対象賃貸借契約に表示された敷金及び保証金の残高の合計額について、期間によって異なる定めがなされている場合には、同賃貸借契約の2018年5月分の敷金及び保証金の残高を記載しています。
- (注8) 「平均賃貸借契約期間」は、対象賃貸借契約に表示された賃貸借契約期間を、賃料で加重平均して算出しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注9) 「平均残存賃貸借契約期間」は、対象賃貸借契約に基づき、2018年5月31日以後の賃貸借契約期間の残存期間を、賃料で加重平均して算出しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注10) 「ロジポート相模原」に係る賃貸可能面積、賃貸面積、年間賃料及び敷金・保証金は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合（49％）に相当する数値を記載しています。
- (注11) 「ロジポート橋本」に係る賃貸可能面積、賃貸面積、年間賃料及び敷金・保証金は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合（45％）に相当する数値を記載しています。
- (注12) 賃借人からの開示の承諾が得られていないため、非開示としています。

(エ) 不動産鑑定評価書の概要

新規取得資産取得後の本投資法人の保有資産について、本投資法人及び本資産運用会社が、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所又は大和不動産鑑定株式会社に鑑定評価を委託し作成された各不動産鑑定評価書の概要は、以下のとおりです。当該鑑定評価書は、一定時点における評価者たる鑑定評価機関の判断と意見であり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。なお、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所又は大和不動産鑑定株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

区分	物件名称	鑑定評価機関	鑑定評価時点	鑑定評価額 (百万円)	積算 価格 (百万円)	収益還元法					鑑定NOI (百万円) (注1)	鑑定NOI 利回り (%) (注2)	
						直接還元法		DCF法					
						収益 価格 (百万円)	還元 利回り (%)	収益 価格 (百万円)	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)			
取得済 資産	物流 施設	ロジクロス 福岡久山	株式会社 谷澤総合 鑑定所	2018年 2月28日	6,070	6,090	6,070	4.8	6,070	4.7 4.9 (注5)	5.0	297	5.2
		ロジポート 相模原 (注3)	大和不動産 鑑定株式会社	2018年 2月28日	22,700	16,300	22,700	4.3	22,700	4.1	4.5	993	4.7
		ロジポート 橋本 (注4)	一般財団法人 日本不動産 研究所	2018年 2月28日	18,720	15,345	18,990	4.2	18,450	4.0	4.4	798	4.4
		MJ ロジ パーク厚木1	一般財団法人 日本不動産 研究所	2018年 2月28日	6,860	6,430	6,970	4.4	6,740	4.2	4.6	309	4.7
		MJ ロジ パーク船橋1	一般財団法人 日本不動産 研究所	2018年 2月28日	6,270	2,950	6,300	5.1	6,230	4.3	5.5	350	6.5
		MJ ロジ パーク加須1	一般財団法人 日本不動産 研究所	2018年 2月28日	1,360	1,250	1,380	5.1	1,340	4.9	5.4	72	5.7
		MJ ロジ パーク大阪1	株式会社 谷澤総合 鑑定所	2018年 2月28日	6,360	6,020	6,390	4.6	6,340	4.7	4.8	305	5.0
		MJ ロジ パーク福岡1	一般財団法人 日本不動産 研究所	2018年 2月28日	6,360	4,380	6,420	4.8	6,290	4.6	5.0	322	5.3
		小計/平均	-	-	74,700	58,765	75,220	-	74,160	-	-	3,449	4.9
新規 取得 資産	物流 施設	ロジクロス 厚木	株式会社 谷澤総合 鑑定所	2018年 5月31日	8,740	9,160	8,820	4.3	8,700	4.3 4.4 (注6)	4.5	380	4.5
		ロジクロス 神戸三田	株式会社 谷澤総合 鑑定所	2018年 5月31日	4,050	3,890	4,100	4.7	4,030	4.7 4.8 (注7)	4.9	195	5.0
	小計/平均	-	-	12,790	13,050	12,920	-	12,730	-	-	575	4.7	
合計/平均	-	-	87,490	71,815	88,140	-	86,890	-	-	4,025	4.8		

(注1) 「鑑定NOI」は、不動産鑑定評価書に記載された運営収益から運営費用を控除した運営純収益をいい、減価償却費を控除する前の収益です。上記鑑定NOIは直接還元法による鑑定NOIです。なお、「鑑定NOI」は、百万円未満を切り捨てて記載しています。したがって、各物件の鑑定NOIを足し合わせてもポートフォリオ合計と一致しない場合があります。

(注2) 「鑑定NOI利回り」は、鑑定NOIの取得価格に対する比率を、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、「小計(合計)/平均」欄は、取得価格に基づく加重平均を記載しています。

(注3) 「ロジポート相模原」に係る鑑定評価額、積算価格、直接還元法による収益価格、DCF法による収益価格及び鑑定NOIは、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合(49%)に相当する数値を記載しています。

- (注4) 「ロジポート橋本」に係る鑑定評価額、積算価格、直接還元法による収益価格、DCF法による収益価格及び鑑定NOIは、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合（45％）に相当する数値を記載しています。
- (注5) 「ロジクロス福岡久山」に係る割引率は、株式会社谷澤総合鑑定所により、物件の競争力等を総合的に勘案して査定されており、初年度から3年度までを4.7％、4年度以降を4.9％として査定されています。
- (注6) 「ロジクロス厚木」に係る割引率は、株式会社谷澤総合鑑定所により、物件の競争力等を総合的に勘案して査定されており、初年度から9年度までを4.3％、10年度以降を4.4％として査定されています。
- (注7) 「ロジクロス神戸三田」に係る割引率は、株式会社谷澤総合鑑定所により、物件の競争力等を総合的に勘案して査定されており、初年度から9年度までを4.7％、10年度から11年度を4.8％として査定されています。

(オ) 建物状況調査報告書及び地震リスク評価報告書の概要

新規取得資産取得後の本投資法人の保有資産について、本投資法人及び本資産運用会社からの委託に基づき、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社により行われた建物状況評価の結果、作成された評価結果に係る報告書（建物状況調査報告書）及び地震リスク分析の結果、作成された評価結果に係る報告書（地震リスク評価報告書）の概要は、以下のとおりです。なお、これらの報告書の内容は、一定時点における調査業者の判断と意見であり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。なお、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

区分	物件名称	建物状況調査報告書				地震リスク評価報告書			
		ER調査業者	調査書日付	短期修繕更新費用 (千円) (注1)	長期修繕更新費用 (千円) (注2)	PML調査業者	評価書日付	PML値 (%) (注5)	
取得済 資産	物流 施設	ロジクロス福岡久山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2017年 5月	-	43,908	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	1.0
		ロジポート相模原 (注3)	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2017年 5月	-	130,947	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	0.6
		ロジポート橋本 (注4)	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2017年 5月	-	48,432	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	1.6
		MJ ロジパーク厚木1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2017年 5月	-	84,914	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	5.2
		MJ ロジパーク船橋1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2016年 7月	-	505,253	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	4.8
		MJ ロジパーク加須1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2017年 5月	-	17,483	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	0.3
		MJ ロジパーク大阪1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2017年 5月	-	210,511	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	9.8
		MJ ロジパーク福岡1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2017年 5月	-	258,479	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	0.8
新規 取得 資産		ロジクロス厚木	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 7月	-	56,156	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	11.2
		ロジクロス神戸三田	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 7月	-	58,556	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	2018年 6月	7.7
合計/ポートフォリオPML値 (注5)		-	-	-	1,414,639	-	-	1.5	

(注1) 「短期修繕更新費用」は、調査書日付から起算して緊急及び概ね1年以内に必要とされる修繕更新費用として建物状況調査報告書に記載された費用を記載しています。

(注2) 「長期修繕更新費用」は、調査書日付から起算して12年以内に必要とされる修繕更新費用として建物状況調査報告書に記載された費用を記載しています。

(注3) 「ロジポート相模原」に係る緊急・短期修繕更新費用の見積額及び長期修繕更新費用の見積額は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合（49%）に相当する数値を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注4) 「ロジポート橋本」に係る緊急・短期修繕更新費用の見積額及び長期修繕更新費用の見積額は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合（45%）に相当する数値を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注5) 「PML値」及び「ポートフォリオPML値」は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社が試算した2018年6月付「10物件建物地震リスク調査ポートフォリオ解析報告書」に基づき記載しています。

(カ) 設計者、構造設計者、施工者、確認検査機関、構造計算確認機関

新規取得資産取得後の本投資法人の保有資産に係る物件名称、設計者、構造設計者、施工者、確認検査機関及び構造計算確認機関は、以下のとおりです。なお、本投資法人は、第三者専門機関である東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に、構造計算書及び構造設計図の確認・検証業務を委託し、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社からは、設計者の故意により構造計算書の改ざんが行われている疑いは認められず、また構造設計に関して、建築基準法及び同施行令等の耐震上の規定に概ね適合した設計がなされていると判断する旨の総合所見を取得しています。かかる所見は、一定時点における各機関の判断と意見であり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。

物件名称	設計者 (注1)	構造設計者 (注1)	施工者 (注1)	確認検査機関 (注1)	構造計算 確認機関 (注1)
ロジクロス福岡久山	株式会社竹中工務店	株式会社竹中工務店	株式会社竹中工務店	ビューロー ベリタスジャパン 株式会社	- (注2)
ロジポート相模原	株式会社大林組	株式会社大林組	株式会社大林組	株式会社 都市居住評価センター	- (注4)
ロジポート橋本	株式会社大林組	株式会社大林組	株式会社大林組	一般財団法人 日本建築センター	- (注4)
MJ ロジパーク厚木1	株式会社フジタ	株式会社フジタ	株式会社フジタ	ビューロー ベリタスジャパン 株式会社	- (注2)
MJ ロジパーク船橋1	株式会社大林組	株式会社大林組	株式会社大林組	船橋市	東京海上日動 リスクコンサル ティング 株式会社
MJ ロジパーク加須1	株式会社山下ピー・ エム・コンサルタンツ	株式会社山下ピー・ エム・コンサルタンツ	新日本製鐵株式会社	埼玉県	東京海上日動 リスクコンサル ティング 株式会社
MJ ロジパーク大阪1	株式会社大林組	株式会社大林組	株式会社大林組	財団法人 日本建築総合試験所	東京海上日動 リスクコンサル ティング 株式会社
MJ ロジパーク福岡1	大和ハウス工業 株式会社	大和ハウス工業 株式会社	大和ハウス工業 株式会社	日本ERI株式会社	東京海上日動 リスクコンサル ティング 株式会社
ロジクロス厚木	株式会社鴻池組	株式会社鴻池組	株式会社鴻池組	株式会社 都市居住評価センター	- (注2)
ロジクロス神戸三田	清水建設株式会社	清水建設株式会社	清水建設株式会社	建築検査機構株式会社	- (注2)

(注1) 設計者、構造設計者、施工者、確認検査機関及び構造計算確認機関の名称は、当時の名称を記載しています。

(注2) 構造計算適合性判定(注3)を受けているため記載していません。

(注3) 2007年6月20日施行の改正建築基準法により、同法改正日以降に建築確認申請された建築物で、高度な構造計算を要する一定の高さ以上等の建築物について、構造計算適合性判定が義務付けられており、都道府県知事は、構造計算が適正に行われたものかどうかを判定することとなっています。

(注4) 「ロジポート相模原」及び「ロジポート橋本」は免震建築物であり、建築基準法第68条の26に基づき国土交通大臣より構造方法等が適正である旨の認定がなされているため記載していません。

(キ) 主要な不動産等の物件に関する情報

新規取得資産取得後の本投資法人の保有資産のうち、2018年5月31日現在において、年間賃料がポートフォリオ全体の年間賃料総額の10%以上を占める不動産は、以下のとおりです。

物件名称	年間賃料（百万円） （注1）	賃料比率（%） （注2）
ロジポート相模原（注3）	1,235	25.9
ロジポート橋本（注4）	922	19.4
合計	2,157	45.3

（注1）「年間賃料」は、2018年5月31日現在における取得済資産及び新規取得資産のうち建物に係る各賃貸借契約（売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約は除きます。）に表示された月間賃料（共益費を含みます。）を12倍することにより年換算して算出した金額（複数の賃貸借契約が締結されている場合はその合計額）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、当該取得済資産及び新規取得資産につきパス・スルー型のマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントとの間での賃貸借契約に基づき算出し記載しています。但し、各賃貸借契約に表示された月間賃料（共益費を含みます。）について、期間によって異なる定めがなされている場合には、同賃貸借契約の2018年5月分の賃料（共益費を含みます。）を基に算出しています。また、同日時点のフリーレント及びレントホリデー（特定の月の賃料の支払を免除することをいいます。）は、考慮しないものとします。

（注2）「賃料比率」は、当該物件の年間賃料のポートフォリオ全体の年間賃料総額に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

（注3）「ロジポート相模原」に係る年間賃料は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合（49%）に相当する数値を記載しています。

（注4）「ロジポート橋本」に係る年間賃料は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合（45%）に相当する数値を記載しています。

(ク) 主要なテナントに関する情報

新規取得資産取得後の本投資法人の保有資産のうち、2018年5月31日現在において、賃貸面積がポートフォリオ全体の総賃貸面積の10%以上を占める各テナント（パス・スルー型のマスターリース契約が締結されている場合又は締結することが予定されている資産についてはそのエンドテナントを含み、当該マスターリース契約を締結している又は締結することが予定されているマスターリース会社を含みません。）に対する賃貸状況は、以下のとおりです。

テナント名	業種 （注1）	物件名称	年間賃料 （百万円）	賃料比率 （%）	賃貸面積 （㎡） （注2）	面積比率 （%） （注3）	契約期間 満了日
山九株式会社	集配利用運送業	MJ ロジパーク大阪1	非開示 （注4）	非開示 （注4）	39,082.95	11.0	非開示 （注4）

（注1）「業種」は、株式会社東京商工リサーチの調査又は総務省日本標準産業分類に基づく業種の区分に従った賃借人の業種を記載しています。

（注2）「賃貸面積」は、主要テナントの2018年5月31日現在における取得済資産及び新規取得資産のうち建物に係る各賃貸借契約（売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約は除きます。）に表示された賃貸面積及びその合計を記載しています。

（注3）「面積比率」は、主要テナントの賃貸面積のポートフォリオ全体の総賃貸面積に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

（注4）賃借人からの開示の承諾が得られていないため、やむを得ない事情により非開示としています。

(ケ) ポートフォリオ分散の状況

新規取得資産取得後の本投資法人の保有資産に係るポートフォリオ分散の状況は、以下のとおりです。

a. 用途別比率

用途 (注1)	物件数 (件)	取得価格 (百万円) (注2)	投資比率 (%) (注3)
物流施設	10	83,219	100.0
その他	0	0	0.0
合計	10	83,219	100.0

(注1) 「用途」の詳細については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/2 投資方針/(1) 投資方針/②本投資法人のポートフォリオ構築方針」をご参照ください。

(注2) 「取得価格」は、取得済資産及び新規取得資産に係る各売買契約に記載された各信託受益権の売買代金の合計額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、売買代金には消費税及び地方消費税並びに取得に要する諸費用を含みません。以下、本(ケ)において同じです。

(注3) 「投資比率」は、取得価格の合計額に対する取得済資産又は新規取得資産の取得価格の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、投資比率の合計が一致しない場合があります。

b. 地域別比率

地域区分	物件数 (件)	延床面積 (㎡) (注2)	比率 (%)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)
首都圏(注1)	6	429,658.21	77.1	61,329	73.7
その他	4	127,916.98	22.9	21,890	26.3
合計	10	557,575.19	100.0	83,219	100.0

(注1) 「首都圏」とは、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。

(注2) 「延床面積」は、取得済資産及び新規取得資産のうち土地又は建物に係る登記簿上の表示に基づき、主たる建物と附属建物の延床面積の合計を記載しています。また、主たる建物が複数ある場合には、「延床面積」は、各主たる建物の「延床面積」の合計を記載しています。

(注3) 「投資比率」は、取得価格の合計額に対する取得済資産又は新規取得資産の取得価格の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、投資比率の合計が一致しない場合があります。

c. 築年数別比率

築年数 (注1)	物件数 (件)	延床面積 (㎡) (注2)	比率 (%)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)
5年以内	6	452,755.48	81.2	64,327	77.3
5年超10年以内	0	0	0.0	0	0.0
10年超	4	104,819.71	18.8	18,892	22.7
合計	10	557,575.19	100.0	83,219	100.0

(注1) 「築年数」は、取得済資産及び新規取得資産に係る主たる建物の登記簿上の新築年月日から2018年5月31日現在までの期間を算出しています。

(注2) 「延床面積」は、取得済資産及び新規取得資産のうち土地又は建物に係る登記簿上の表示に基づき、主たる建物と附属建物の延床面積の合計を記載しています。また、主たる建物が複数ある場合には、「延床面積」は、各主たる建物の「延床面積」の合計を記載しています。

(注3) 「投資比率」は、取得価格の合計額に対する取得済資産又は新規取得資産の取得価格の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、投資比率の合計が一致しない場合があります。

d. 規模（延床面積）別比率

規模（延床面積）	物件数 (件)	延床面積 (㎡) (注1)	比率 (%)	取得価格 (百万円)	比率 (%) (注2)
10,000㎡未満	1	7,602.06	1.4	1,272	1.5
10,000㎡以上30,000㎡未満	4	88,873.36	15.9	24,393	29.3
30,000㎡以上	5	461,099.77	82.7	57,554	69.2
合計	10	557,575.19	100.0	83,219	100.0

(注1) 「延床面積」は、取得済資産及び新規取得資産のうち土地又は建物に係る登記簿上の表示に基づき、主たる建物と附属建物の延床面積の合計を記載しています。また、主たる建物が複数ある場合には、「延床面積」は、各主たる建物の「延床面積」の合計を記載しています。

(注2) 「比率」は、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、比率の合計が一致しない場合があります。

e. 賃貸借契約期間別比率

賃貸借契約期間 (注1)	年間賃料 (百万円) (注2)	比率 (%) (注3)
10年以上	2,403	50.5
5年以上10年未満	1,088	22.9
5年未満	1,270	26.7
合計	4,761	100.0

(注1) 「賃貸借契約期間」は、2018年5月31日現在における取得済資産及び新規取得資産のうち建物に係る各賃貸借契約（売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約は除きます。）（本e.において当該建物に係る各賃貸借契約を「対象賃貸借契約」といいます。）に表示された賃貸借契約期間に基づき記載しています。

(注2) 「年間賃料」は、対象賃貸借契約に表示された月額賃料（共益費を含みます。）（期間によって異なる定めがなされている場合には、同賃貸借契約の2018年5月分の賃料（共益費を含みます。））を12倍することにより年換算して算出した金額をそれぞれ各賃貸借契約期間の区分毎に合算し、百万円未満を切り捨てて記載しています。そのため、年間賃料の合計が一致しない場合があります。また、2018年5月31日現在のフリーレント及びレントホリデー（特定の月の賃料の支払いを免除することをいいます。）は考慮しないものとします。

(注3) 「比率」は、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、比率の合計が一致しない場合があります。

(注4) 「ロジポート相模原」及び「ロジポート橋本」に係る年間賃料は、本投資法人が保有する各物件の信託受益権の準共有持分割合（それぞれ49%及び45%）に相当する数値を算入しています。

f. 残存賃貸借契約期間別比率

残存賃貸借契約期間 (注1)	年間賃料 (百万円) (注2)	比率 (%) (注3)
7年以上	1,055	22.2
5年以上7年未満	1,389	29.2
3年以上5年未満	17	0.4
1年以上3年未満	1,308	27.5
1年未満	990	20.8
合計	4,761	100.0

(注1) 「残存賃貸借契約期間」は、2018年5月31日現在における取得済資産及び新規取得資産のうち建物に係る賃貸借契約（売店、自動販売機、太陽光発電設備及び駐車場に係る賃貸借契約は除きます。）（本f.において当該建物に係る各賃貸借契約を「対象賃貸借契約」といいます。）に基づき当該時点以後の賃貸借契約期間の残存期間を基準として記載しています。

(注2) 「年間賃料」は、対象賃貸借契約に表示された月額賃料（共益費を含みます。）（期間によって異なる定めがなされている場合には、同賃貸借契約の2018年5月分の賃料（共益費を含みます。））を12倍することにより年換算して算出した金額をそれぞれ各残存賃貸借契約期間の区分毎に合算し、百万円未満を切り捨てて記載しています。そのため、年間賃料の合計が一致しない場合があります。また、2018年5月31日現在のフリーレント及びレントホリデー（特定の月の賃料の支払いを免除することをいいます。）は考慮しないものとします。

(注3) 「比率」は、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、比率の合計が一致しない場合があります。

(注4) 「ロジポート相模原」及び「ロジポート橋本」に係る年間賃料は、本投資法人が保有する各物件の信託受益権の準共有持分割合（それぞれ49%及び45%）に相当する数値を算入しています。

### 3 投資リスク

以下の内容は、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／3 投資リスク」を一括して記載したものであり、参照有価証券報告書の記載を変更又は追加した箇所は\_\_  
罫で示しています。

#### (1) リスク要因

以下において、本投資口への投資に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、今後本投資法人が投資法人債（以下、本（1）において「本投資法人債」といい、短期投資法人債を含むことがあります。）又は新投資口予約権（以下「本新投資口予約権」といいます。）を発行する場合、これらの事項は、本投資法人債及び本新投資口予約権への投資に関してもリスク要因となる可能性があります。但し、以下は本投資口、本投資法人債及び本新投資口予約権への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が取得した個別の不動産及び信託不動産に特有のリスクについては、前記「2 投資対象／（1）新規取得資産の概要／①新規取得資産の個別不動産の概要」を併せてご参照ください。

なお、本書に記載の事項には、特に本投資法人及び本資産運用会社の目標及び意図を含め、将来に関する事項が存在しますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本投資法人及び本資産運用会社の判断、目標、一定の前提又は仮定に基づく予測等であって、不確実性を内在するため、実際の結果と異なる可能性があります。

以下に記載のいずれかのリスクが現実化した場合、本投資口、本投資法人債又は本新投資口予約権の市場価格が下落し、その結果、本投資口、本投資法人債又は本新投資口予約権の投資家は、投資した金額の全部又は一部を回収できないおそれがある他、本投資法人の純資産額の低下、その他財務状況の悪化による分配金の減少が生じる可能性があります。本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避できるとの保証や対応が十分であるとの保証はありません。

本投資口、本投資法人債及び本新投資口予約権に投資を行う際は、以下のリスク要因及び本書中の本項以外の記載事項並びに参照有価証券報告書の記載事項を慎重に検討した上、各投資家自らの責任と判断において行う必要があります。

本項に記載されている項目は、以下のとおりです。

- ① 投資法人が発行する投資口、投資法人債及び新投資口予約権に関するリスク
  - (ア) 換金性・流動性に関するリスク
  - (イ) 市場価格変動に関するリスク
  - (ウ) 金銭の分配に関するリスク
  - (エ) 投資主の権利が株主の権利と同一でないことに関するリスク
  - (オ) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク
- ② 投資法人の組織及び投資法人制度に関するリスク
  - (ア) 投資法人の組織運営に関するリスク
  - (イ) 投資法人の制度に関するリスク
  - (ウ) 三菱地所グループとの連携に関するリスク
  - (エ) 資産運用会社におけるインサイダー取引規制に関するリスク
  - (オ) 本資産運用会社が複数の投資法人等の資産運用を受託していることに関するリスク
- ③ 投資法人の運用資産：原資産である不動産特有のリスク
  - (ア) 不動産の価格変動、流動性等に関するリスク
  - (イ) 物流施設を重点投資の対象としていることによるリスク
  - (ウ) 投資対象に「物流施設に関連し又は親和性のある不動産」（工場、研究開発施設及びデータセンター等の産業用不動産）が含まれていることによるリスク

- (エ) 不動産の偏在に関するリスク
- (オ) 不動産の瑕疵に関するリスク
- (カ) 土地の境界等に関するリスク
- (キ) 建物の事故又は天災地変に関するリスク
- (ク) 建築基準法等の規制に関するリスク
- (ケ) 有害物質又は放射能汚染等に関するリスク
- (コ) 埋立地に関するリスク
- (サ) 不動産の所有者責任に関するリスク
- (シ) 共有物件に関するリスク
- (ス) 借地権に関するリスク
- (セ) 売主の倒産等の影響に関するリスク
- (ソ) 専門家報告書等に関するリスク
- (タ) マーケットレポートへの依存に関するリスク
- (チ) 収入及び支出に関するリスク
- (ツ) PM会社に関するリスク
- (テ) 少数のテナントやシングル・テナントに関するリスク
- (ト) テナント等による不動産の使用に基づく価値減損に係るリスク
- (ナ) 特定の物件への依存度が高いことに係るリスク
- (ニ) 敷金及び保証金に関するリスク
- (ヌ) 転貸に関するリスク
- (ネ) マスターリースに関するリスク
- (ノ) フォワード・コミットメント等に関するリスク
- (ハ) 地球温暖化対策に関するリスク
- (ヒ) 開発物件に関するリスク
- (フ) 太陽光発電設備が付帯した物件に関するリスク
- ④ 投資法人の運用資産：信託の受益権特有のリスク
  - (ア) 信託受益者として負うリスク
  - (イ) 信託受益権の流動性に関するリスク
  - (ウ) 信託受託者に関するリスク
  - (エ) 信託受益権の準共有等に関するリスク
- ⑤ 匿名組合出資持分への投資に関するリスク
- ⑥ 特定目的会社の優先出資証券への投資に関するリスク
- ⑦ 税制等に関するリスク
  - (ア) 導管性の維持に関する一般的なリスク
  - (イ) 過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク
  - (ウ) 借入れに係る導管性要件に関するリスク
  - (エ) 資金不足により計上された利益の全部を配当できないリスク
  - (オ) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないことによるリスク
  - (カ) 投資口を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないことによるリスク
  - (キ) 税務調査等による更正処分のため、追加的な税金が発生するリスク及び支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク
  - (ク) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
  - (ケ) 一般的な税制の変更に関するリスク
  - (コ) 減損会計の適用に関するリスク
- ⑧ 海外不動産への投資に関するリスク
  - (ア) 海外不動産等の取得及び管理運用に関するリスク
  - (イ) 投資対象地域に関するリスク

- (ウ) 外国為替についての会計処理に関するリスク
- (エ) 海外不動産等への減損会計の適用に関するリスク
- (オ) 外国法人税の発生により分配金が減少するリスク
- (カ) 外国法人税の影響により支払配当要件を満たせないリスク

⑨ その他

- (ア) 新規取得資産を組み入れることができないリスク
- (イ) 本投資法人の資金調達（金利環境）に関するリスク
- (ウ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

① 投資法人が発行する投資口、投資法人債及び新投資口予約権に関するリスク

(ア) 換金性・流動性に関するリスク

本投資口へ投資した後、換金・投資回収を行う際、本投資口につき、取得時の価格より低廉な価格で譲渡することを余儀なくされ、又は希望した時期と条件では譲渡できない場合があります（注）。また、本投資法人が本投資法人債又は本新投資口予約権を発行した場合、本投資法人債及び本新投資口予約権には確立された取引市場が存在せず、買主の存在も譲渡価格も保証されていません。

（注）本投資口は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズドエンド型です。したがって、本投資口の換金・投資回収には、上場する金融商品取引所を通じて又は取引所外にて第三者へ売却する等の必要があります。本投資口は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場へ上場しています。しかし、投資家の希望する時期や条件で取引できる保証も、常に買主が存在するとの保証もなく、譲渡価格を保証する第三者も存在しません。さらに、東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触する場合には本投資口の上場が廃止され、投資主は保有する本投資口を取引所外において相対で譲渡する他に換金の手段がないため、本投資口を本投資法人の純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資口の譲渡自体が事実上不可能となる場合があります、損害を受ける可能性があります。なお、本投資法人は、投資主との合意により、本投資法人の投資口を有債で取得することができる場合があります（規約第5条第2項）。

(イ) 市場価格変動に関するリスク

本投資口、本投資法人債及び本新投資口予約権は金融機関の預金と異なり、預金保険等の対象ではなく、本投資口につき、当初の投資額の回収が保証されているものではありません。本投資口の市場価格は、様々な要因により変動し、例えば、金融情勢（注1）、不動産市況（注2）、本投資法人による新投資口の追加発行（注3）、その他市場を取り巻く様々な要因（注4）の影響を受けて変動することがあります。

本投資口の市場価格が下落した場合、投資主は、本投資口を取得した価格で売却できない可能性があります、その結果、損失を被る可能性があります。

なお、本投資法人債は金利動向等の市場環境等により価格が変動することがあり、また格付の見直しや引下げによる影響を受けることがあります。

（注1）本投資口の市場価格は、金利動向や為替相場等の金融環境の変化の他、投資口の売買高及び需給バランス、不動産投資信託証券以外の金融商品に対する投資との比較における優劣、不動産投資信託証券市場以外の金融商品市場の変動、市場環境や将来的な景気動向等の金融情勢による影響を受け、本投資口の市場価格に悪影響が生じることがあります。特に、金利上昇局面においては、本投資口の分配金利回りの魅力が相対的に低下し、本投資口の市場価格が下落する可能性があります。

（注2）本投資口の市場価格は、一般的な不動産の評価額の変動、不動産市場の趨勢、不動産の需給関係、不動産需要を左右することのある企業を取り巻く経済環境、法令・会計・税務の諸制度の変更等、不動産関連市場を取り巻く要因による影響を受け、本投資口の市場価格に悪影響が生じることがあります。

（注3）本投資法人は、その事業遂行のために必要に応じて資金を調達しますが、その資金調達が新投資口の発行又は新投資口予約権の無償割当てにより行われ、本投資口1口当たりの分配金の減少・純資産額が希薄化する場合には、市場における本投資口の需給バランスに悪影響を与え、本投資口の市場価格に悪影響が生じることがあります。

（注4）例えば、本投資法人又は本資産運用会社に対して監督官庁等による行政指導、行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、本投資口の市場価格が下落することがあります。さらに、他の投資法人又は他の資産運用会社に対して監督官庁等による行政指導、行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、その悪影響が不動産投資信託証券市場に及ぶことを通じて、本投資口の市場価格に悪影響が生じることがあります。

#### (ウ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人による分配の有無、金額及びその支払いは、いかなる場合においても保証されるものではありません(注)。

(注) 本投資法人は参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/2 投資方針/ (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、特に、想定している不動産等の取得又は売却が行われな  
ない場合やその時期に変更が生じた場合の他、資産から得られる賃料収入の低下、損失の発生、現金不足等が生じる場合があり、したがって、予想されたとおりの分配を行えない可能性があります。

また、本投資法人は、利益の範囲内で行う金銭の分配に加え、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/2 投資方針/ (3) 分配方針/②利益を超える金銭の分配」に記載の方針に従い、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配(出資の払戻し)を行う方針ですが、利益を超える金銭の分配(出資の払戻し)が行われるとの保証はありません(注)。

(注) 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たないこと、若しくは分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさないことにより、又はその他投資主の利益を最大化するため、役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができます。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等(一般社団法人投資信託協会規則を含みます。)において定める金額を加算した額を上限とします。

#### (エ) 投資主の権利が株主の権利と同一でないことに関するリスク

本投資法人の投資主は、法令上の一定の権利を有していますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは同一ではありません(注)。

(注) 本投資法人の投資主は、投資主総会において議決権を行使し、規約の変更や役員の選任等の重要事項の意思決定に参画できる他、本投資法人に対して投信法で定められた権利の行使を行うことができます。しかし、株式会社における場合と異なり、投資法人においては、役員会の承認のみをもって金銭の分配に係る計算書を含む本投資法人の計算書類等が確定し(投信法第131条第2項)、投資主総会の承認は必要とされていません。また、投資主総会は決算期毎に招集されることも想定されていません。また、投資主総会が開催された場合にも、ある投資主がその総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は当該投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。さらに、本投資法人は、資産の運用に係る業務その他の業務を本資産運用会社その他の第三者に委託しています。これらの要因により、投資主による資産の運用に係る業務その他の業務に対する統制が効果的に行えない可能性もあります。

#### (オ) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、規約において認められる投資口数の範囲において、新規投資口を随時追加発行することが許容されており、かかる追加発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の営業期間中に追加発行された投資口に対しては、当該営業期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われることになるため、既存の投資主は、追加発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性があります。

さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

#### ② 投資法人の組織及び投資法人制度に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づいて設立される社団(投信法第2条第12項)であり、一般の法人と同様の組織運営上のリスク及び投資法人制度固有のリスクが存在します。

#### (ア) 投資法人の組織運営に関するリスク

本投資法人の組織運営上の主なリスクは、以下のとおりです。

a. 役員の職務遂行に関するリスク及びインサイダー取引規制に関するリスク

本投資法人の執行役員及び監督役員は、法令上、善管注意義務及び忠実義務を負いますが、それらの義務が遵守されるとの保証はありません（注1）。本投資法人の執行役員及び監督役員が、法規制（注2）や内部管理体制（注3）にもかかわらず、本投資法人や投資口に関する未公表の内部情報を知りつつ本投資口の取引を行う可能性があります。また、これらの者が、本投資法人に係る未公表の重要事実を第三者に伝達し又はその売買等を推奨する可能性があります。これらの場合には、投資家の信頼又は市場における信頼を損ね又は喪失する可能性があります、その結果、本投資口の市場価格に悪影響が生じることがあります。

（注1） 投信法上、投資法人の業務を執行し投資法人を代表する執行役員及び執行役員の職務の執行を監督する監督役員は、投資法人に対して善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を負います。しかし、これらの義務が遵守されるとの保証はありません。

（注2） 本投資口は、金融商品取引法で定める、いわゆるインサイダー取引規制の適用を受けています。

（注3） 本投資法人は内部規程を設け、執行役員及び監督役員がかかる取引を行うことを制限しています。

b. 投資法人の資金調達及び金利変動に関するリスク

本投資法人は、資金調達を目的として、新投資口を発行することがありますが、新投資口の発行価格はその時々市場価格により左右されることから本投資法人が必要とする時期及び条件で新投資口を発行できるとの保証はありません。

また、新投資口の発行の方法による他、本投資法人は、資金調達を目的として、借入れの実施及び投資法人債の発行を行うことがありますが、本投資法人が必要とする時期及び条件で借入れ及び投資法人債を発行できるとの保証はありません（注1）。

なお、本投資法人が借入れ及び投資法人債を発行するに当たっては限度額や借入先等に関する制限があり（注2）、また、その資金調達に際し財務制限条項等の制約を受けることがあるため（注3）、その結果、本投資口の市場価格に悪影響が生じることがあります。

さらには、資金調達に際して受ける制約のため、本投資法人が希望した価格や時期その他の条件で保有不動産の処分や建替等ができないおそれもあります（注4）。

加えて、本投資法人が、借入金につき期限前返済を行う場合、その時点における金利情勢により、期限前返済コスト（違約金等）が発生する等、予測しがたい経済状況の変化により本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。本投資法人は、財務指標のうちLTVを40～50%を目途としていますが、新たな運用資産の取得等に伴い、一時的にLTVはその上限を超えることがあります。LTVの値が高まれば高まるほど、一般的に、分配可能金額が金利変動の影響を受けやすくなり、その結果投資主への分配金額が減少するおそれがあります。なお、本投資法人は、本募集に伴い取得する新規取得資産を、2018年9月3日に本ブリッジローンによる借入金及び手元資金により取得した上で、本募集の手取金、本借入れ及び本座貸越ローンにより本ブリッジローンを返済する予定ですが、金融市場の情勢その他の要因により本募集の全部又は一部が中止又は変更される場合には、本ブリッジローンの全部又は一部の返済が予定どおり行われず、LTVが想定よりも高い値で推移する可能性があります。加えて、本投資法人は、本座貸越ローンについて、本第三者割当の手取金又は手元資金により本座貸越ローンの全額を弁済する予定ですが、本第三者割当による新投資口発行の全部若しくは一部について払込みがなされないこととなった場合には、本座貸越ローンの全部又は一部の返済が予定どおり行われず、LTVが想定よりも高い値で推移する可能性があります。

また、本投資法人は、金利変動の影響を軽減するため、変動金利と固定金利のスワップ取引及び長期借入れや返済期限の分散化等の取組みを行う予定です。しかし、これらの取組みによっても金利変動の影響を軽減できない場合があり、その場合には、本投資法人の財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (注1) 借入れ及び投資法人債の発行は、政府や日本銀行における資金・通貨の供給政策、経済環境、市場動向、金利実勢、本投資法人の収益及び財務状況の他、借入先や投資家の自己資本規制その他の法的・経済的状況等の多くの要因に従って決定されるため、本投資法人が必要とする時期及び条件で行うことができるの保証はありません。また、借入れについて返済期限が到来した場合に、同一の借入先からほぼ同一の条件で新規の借入れを行う借換えについても、かかる借換えができないことや、金利、担保提供、財務制限条項等の点でより不利な条件での借入れを余儀なくされることがあります。借入れ、投資法人債の発行又は新投資口の発行の方法による他、2014年12月1日施行の改正投信法により、新投資口予約権の無償割当てによる、いわゆるライツ・オフリングでの資金調達方法も導入されています。しかしながら、ライツ・オフリングでの資金調達はまだ制度導入がなされたばかりであり、投資法人制度における確立した資金調達方法となるかは明らかではありません。
- (注2) 本投資法人は資金調達を目的として、借入れ及び投資法人債を発行することがあり、規約上、借入金と投資法人債を合わせた限度額は1兆円と定められています。また、借入れに当たり、税法上の配当等の額の損金算入要件（以下「導管性要件」といいます。）（詳細については、後記「⑦税制等に関するリスク／（ア）導管性の維持に関する一般的なリスク」をご参照ください。）を満たすためには、本投資法人は、その借入先を機関投資家（但し、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15に規定する機関投資家に限ります。）に限定することが要請されるため、規約上、借入先は適格機関投資家（但し、租税特別措置法第67条の15に規定する機関投資家に限ります。）に限るものと定められており、借入先は事実上、制限されています。
- (注3) 借入れ又は投資法人債の発行を行う際には様々な条件、例えば財務制限、第三者に対する担保提供の制限、担保提供義務、現金等の留保義務その他本投資法人の業務に関する約束や制限等が要請されます。このような約束や制限等の結果、本投資法人の運営に支障をもち、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があり、それにより本投資口の市場価格に悪影響が生じることがあります。
- (注4) 本投資法人の保有不動産の全部又は一部が資金の借入先に対して担保に供された場合、担保対象となる保有不動産の処分や建替等は、制限を受けることとなります。その結果、本投資法人が希望した時期及び条件で保有不動産の処分や建替等ができないおそれがあります。

#### c. 投資法人が倒産し又は登録を取り消されるリスク

本投資法人は倒産手続の対象となり（注1）、また投信法上の登録を取り消されることがあり（注2）、これらの場合、本投資口の上場が廃止されます。また、本投資法人が解散し、清算手続に入る場合、投資主は、全ての債権者への償還の後でなければ、その投資額を回収できません。したがって、清算手続において、投資主は投資額の全部又は一部につき償還を受けられないことがあります。また、本投資法人債の債権者は清算手続に従って投資額を回収することになるため、債権全額の償還を受けられる保証はありません。

- (注1) 投資法人は一般の法人と同様に、債務超過に至る可能性があり、本投資法人は、現行法上、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）、「民事再生法」（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）及び投信法上の特別清算手続の適用を受けて倒産手続に入ることがあります。
- (注2) 本投資法人は、投信法に基づき投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります（投信法第216条）。

#### (イ) 投資法人の制度に関するリスク

投資法人の制度上の主なリスクは、以下のとおりです。

##### a. 業務委託に関するリスク

本投資法人の業務を受託する者において、必要な業務が適正に遂行できない事態が生じた場合には、本投資法人の業務に支障が生じ、その結果、投資主、投資法人債権者又は投資法人新投資口予約権者に損害が発生する可能性があります（注）。

- (注) 投資法人は、資産の運用以外の営業行為を行うことができず、投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務の第三者への委託が義務付けられており、また、使用人を雇用することはできません。そこで、本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。したがって、本投資法人の業務執行全般は、これらの業務受託者（本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を併せて、以下「業務受託者」といいます。）の能力や信用性に依存することになります。金融商品取引法上、資産運用会社となるためには投資運用業の登録を行う必要があり、資産保管会社は信託業を兼営する銀行等一定の要件を満たすものに資格が限定されており、一般事務受託者については、本投資法人の設立時及び設立後に新たに行う

一般事務受託者との契約締結時に、不適當なものでないことの調査が執行役員及び監督役員により行われています。しかし、それぞれの業務受託者において、今後、業務遂行に必要とされる人的・財産的基盤が損なわれた場合や、これらの業務受託者が金融商品取引法及び投信法により本投資法人に対して負う善管注意義務や忠実義務に反する行為を行った場合には、本投資法人に対し、適時適切な業務の提供ができないこととなり、その結果、投資法人の業務に悪影響を及ぼす可能性があります。また、業務受託者が、倒産手続等により業務遂行能力を喪失する場合には、倒産に至った業務受託者に対して本投資法人が有する債権の回収に困難が生じるだけでなく、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになります。さらには、業務受託者との委託契約が解約又は解除された場合において、本投資法人の必要とする時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する第三者を選定し業務を委託できないときには、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性がある他、本投資口が上場廃止になる可能性があります。

## b. 資産の運用に関するリスク

投資法人は、投信法上、資産運用会社にその資産の運用に関する業務を委託しなければならないとされており、本投資法人は、その資産の運用成果につき、その資産の運用を委託する本資産運用会社の業務遂行能力に依存することになります。本資産運用会社についての主なリスクは、以下のとおりです。

### (a) 資産運用会社の運用能力に関するリスク

本資産運用会社は2001年7月16日に設立され、本投資法人と2016年7月21日付で、資産運用委託契約を締結しています。

本資産運用会社は、本投資法人の資産の運用に当たり、投信法、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める上場規則の適用を受ける他、法令上善管注意義務及び忠実義務を負った資産の運用を行いますが、これらをもって、運用成果に対して何らの保証を行うものではなく、またその運用能力を保証するものでもありません（注）。

(注) 本資産運用会社が、資産の運用を行うためには投資運用業の登録を行う必要があり、金融商品取引法及び投信法に定める監督を受け、その信用力の維持には一定限度の制度的な裏付けがありますが、その運用能力が保証されているわけではありません。

### (b) 資産運用会社の行為に関するリスク

本資産運用会社の親会社である三菱地所を含む利害関係人等と本投資法人との間で取引を行うに際して、本資産運用会社が、金融商品取引業者及び資産運用会社としての行為準則に違反したり、適正な法的措置を行わない場合には、本投資法人に損害が発生する可能性があります（注1、注2）。本資産運用会社は、利害関係人等との取引により投資主、投資法人債権者又は投資法人新投資口予約権者の利益を害されることがないように適切と考えられる体制を整備しています。しかし、これらの体制が有効に機能しない場合には、投資主、投資法人債権者又は投資法人新投資口予約権者の利益に反する取引が行われ、投資主、投資法人債権者又は投資法人新投資口予約権者に損害が発生する可能性があります。なお、かかる利益相反リスクに対する方策については後記「(2) 投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

また、本資産運用会社自身も自ら投資活動を行うことは法令上禁止されておらず、本資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、本投資法人の利益を害することとなる取引を行わないとの保証はありません。

(注1) 本資産運用会社の主要な役職員の多くは、三菱地所からの出向者です。

(注2) 資産運用会社は、投資法人に対し善管注意義務及び忠実義務を負い、さらに資産運用会社の行為により投資法人が損害を被るリスクを軽減するため、金融商品取引法及び投信法において業務遂行に関して行為準則が詳細に規定されています。

(c) 資産運用会社における投資方針・社内体制等の変更に関するリスク

本資産運用会社は、本投資法人の規約に基づいて投資運用業を遂行しますが、本資産運用会社において定めた投資方針・社内体制等の変更により、本投資法人の資産運用の内容が変更され、その結果、当初予定されていた収益を上げられない可能性があります(注)。

加えて、本投資口について支配権獲得その他を意図した取得が行われた場合にも、投資主総会での決議等の結果として本投資法人の運用方針、運用形態等が他の投資主の想定しなかった方針、形態等に変更される可能性があります。

(注) 本資産運用会社は、本投資法人の規約に基づいて投資運用業を遂行するため、本資産運用会社の社内規程である資産運用ガイドラインにおいて、投資対象資産に関する取得・維持管理・売却の方針及び財務上の指針等の投資方針等を定めていますが、その内容は本投資法人の規約に反しない限度で投資主総会の承認を得ることなく、適宜、見直し、変更されることがあります。そのため、投資主の意思が反映されないまま資産運用ガイドラインが変更される可能性があります。また、本資産運用会社は、資産運用ガイドラインに従いその業務を適切に遂行するため、一定の社内体制を敷いていますが、かかる社内体制について効率性・機能性その他の観点から今後も随時その見直しが行なわれる場合があります。

(ウ) 三菱地所グループとの連携に関するリスク

三菱地所グループは、本投資法人との間で各種の密接な関係を有しています(注)。したがって、本投資法人が、三菱地所グループとの間で本書の日付現在と同一の関係を維持できなくなった場合又はサービス、助言等の提供を受けられなくなった場合には、本投資法人に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、三菱地所グループの業績が悪化した場合や、三菱地所グループの市場での信頼や評価(レピュテーション)が風評等により損なわれた場合等にも、本投資法人に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

優先交渉権付与予定物件について、三菱地所はスポンサーサポート契約に基づき、三菱地所が自ら所有する投資対象不動産を売却しようとする場合、本資産運用会社に対し、当該不動産に係る売却情報を提供し、優先交渉権を付与するものとされていますが、共有者、準共有者又は共同事業者(当該投資対象不動産を保有する特別目的会社への匿名組合出資、優先出資その他の手法により出資する者)が存在する場合であって、本投資法人への優先交渉権の付与又は売却につき、それらの者の同意が得られない場合等、一定の場合には、三菱地所は本投資法人に対して売却情報を提供し、優先交渉権を付与する義務を負っていません(スポンサーサポート契約の詳細については、参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限/(3) 利害関係人等との取引状況/④取引状況等/(ア) スポンサーサポート契約」をご参照ください。)。また、優先交渉権が付与される場合であっても、売買条件について合意に至らない可能性もあり、優先交渉権は売主に対して本投資法人への売却を義務付けるものではありません。さらに、優先交渉権付与予定物件のうち、ブリッジファンドと匿名組合員との間で、当該ファンド保有の投資対象物件を売却する場合に、当該ファンドが本投資法人と優先的に協議する旨の合意がされている物件は、将来的にかかる合意と異なる合意がなされる可能性もあります。このように、優先交渉権付与予定物件については、優先交渉権が付与されることや本投資法人に組み入れられることが保証されているものではありません。

三菱地所は、第三者が売却を予定する不動産等に係る情報を入手した場合、一定の場合を除き、本資産運用会社に対し、かかる情報を提供するものとされていますが、常に本資産運用会社がかかる情報の提供を受ける機会が保証されているものではありません。

また、本投資法人や本資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、三菱地所グループ又は三菱地所グループが運用するファンドとの間で取引を行う場合や物件を共同して運用・維持する場合、本投資法人の利益に反する行為が行われる可能性もあり、その場合には、本投資法人に損害が発生する可能性があります。

さらに、本投資法人及び本資産運用会社が三菱地所グループとの間で締結している契約は、三菱地所グループが、本投資法人と競合する事業を行うことを禁止するものではありません。三菱地所グループは、不動産の開発、所有、運営、PM業務の提供、上場・非上場投資法人の資産運用等、様々な形で不動産に関連する業務を行っています。したがって、本投資法人又は本資産運用会社と三菱地所グループ及びそのグループ会社とが、特定の資産の取得、賃貸借、運営管理、処分等に関して競合する可能性やその他利益相反が問題となる状況が生じる可能性は否定できません。これらの利益相反を原因として、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、スポンサーサポート契約の有効期間は、2016年9月29日から2021年9月28日までとされ、更新拒絶の通知がない限り自動更新されることとされていますが、契約の更新がなされない等により契約が終了した場合、三菱地所からのスポンサーサポートが受けられなくなるおそれがあります。

(注) 具体的には、三菱地所は本投資法人の投資主であり、本資産運用会社の株主であり、スポンサーサポート契約に基づくテナントリレーションサポート (TRS) 業務の受託者であり、本資産運用会社の主要な役職員の出向元である他、本投資法人は、「三菱」商標 (ブランド) の使用許諾を三菱地所から受ける等、本投資法人は、三菱地所グループと強く連携し、多くのサポートを受けています。本投資法人と三菱地所との間の契約の詳細については、参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限/(3) 利害関係人等との取引状況」をご参照ください。

#### (エ) 資産運用会社におけるインサイダー取引規制に関するリスク

本資産運用会社の役職員その他の内部者が、法規制 (注1) や内部管理体制 (注2) にもかかわらず、本投資法人や投資口に関する未公表の内部情報を知りつつ本投資口の取引を行う可能性があります。また、これらの者が、本投資法人に係る未公表の重要事実を第三者に伝達し又はその売買等を推奨する可能性があります。これらの場合には、投資家の信頼又は市場における信頼を損ね又は喪失する可能性があり、その結果、本投資口の市場価格に悪影響が生じることがあります。

(注1) 本投資口は、金融商品取引法で定める、いわゆるインサイダー取引規制の適用を受けています。

(注2) 本資産運用会社は内部規程を設け、その役職員その他の内部者がかかる取引を行うことを制限しています。

#### (オ) 本資産運用会社が複数の投資法人等の資産運用を受託していることに関するリスク

金融商品取引法上、資産運用会社は、複数の投資法人等の資産運用を受託することを禁じられておらず、本資産運用会社は、本投資法人の他、日本オープンエンド不動産投資法人及び複数の不動産私募ファンドからも資産の運用を受託しています。

そのため、本資産運用会社は、競合する取得検討対象資産の情報の恣意的な配分を防止することを目的として、参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報/第4 関係法人の状況/1 資産運用会社の概況/(2) 運用体制/①本資産運用会社の意思決定手続/(エ) 顧客間の競合についての対策」記載のルールを採用しており、かかるルールに則った運営・配分を行うこととしています。

本投資法人は、物流施設等を投資対象としており、かかるルールにおいては、主たる用途が物流施設等である資産に関し本資産運用会社が取得した売却情報について、他の投資法人や私募ファンドに優先して取得検討を行うことができます。しかしながら、実際にかかるルールに反する資産の取得検討が行われる可能性がないことまでは保証されておらず、また、かかるルールは変更される可能性もあり、これらにより、本投資法人にとって望ましいと考えられるポートフォリオの構築が実現しにくくなり、結果として、本投資法人の収益性や資産の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、本投資法人は、物流施設等以外の資産への投資を排除していないため、日本オープンエンド不動産投資法人及び複数の不動産私募ファンドと投資対象が重なることがあります。本投資法人及び本資産運用会社は、日本オープンエンド不動産投資法人及び複数の不動産私募

ファンドとの間では、上記のとおり主たる投資対象が異なっていることや、資金調達の性質や財務戦略、投資家の志向する投資リターンの違いにより、実際に取得希望の競合が生じる場合は限定的であると想定しています。しかし、かかる想定とは異なり、実際に取得希望の競合が生じる場合には、上記のルールにより、日本オープンエンド不動産投資法人及び複数の不動産私募ファンドが優先して資産の取得検討を行うことがあり、本投資法人にとって望ましいと考えられるポートフォリオの構築が実現しにくくなり、結果として、本投資法人の収益性や資産の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 投資法人の運用資産：原資産である不動産特有のリスク

本投資法人は、主として不動産等を投資対象とし、また物流施設に重点投資する投資法人であり、そのため、以下のリスクがあります。

#### (ア) 不動産の価格変動、流動性等に関するリスク

本投資法人がその運用の対象とする不動産は、一般に、価格変動にさらされている他（注1）、相対的に他の資産に比較し流動性は低い（注2）、本投資法人は、常にその投資方針に従った運用ができることの保証や収益を上げられることの保証はありません。

（注1）不動産も、それ以外の資産と同様、経済状況の変動等によりその市場価格は変動します。特に、需要の変動や競争激化等市場環境の動向や、投資採算の観点から、希望した価格や時期その他の条件での物件取得ができず、又は物件取得資金を調達できない等の事情により、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考えるポートフォリオの組成や、物件の取得による外部成長を達成できない可能性があります。また、本投資法人が不動産を取得した後これらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格や時期その他の条件で売却できない可能性があります。これらの結果、本投資法人の投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

（注2）不動産は、流通市場の発達した有価証券と比較すると、相対的に流動性が低いという性格を有しています。また、売買時に相当の時間と費用をかけてその物理的状況や権利関係等を詳細に調査（デューディリジェンス）したにもかかわらず、本投資法人の取得後、当該不動産の物理的状況や権利関係等について重大な欠陥や瑕疵等が発見された場合には、流動性がさらに低下したり、売買価格が下落したりする可能性があります。

#### (イ) 物流施設を重点投資の対象としていることによるリスク

参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／2 投資方針／

（1）投資方針」に記載のとおり、本投資法人は、物流施設について引き続き底堅い需要が継続するものと考えており、物流施設に対して重点的に投資を行っていく方針です。しかしながら、物流施設について、需要が供給を上回る状態が今後とも持続する保証はありません（注1）。その場合、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、本投資法人は、上記以外にも主たる投資対象を物流施設とすることに伴う特有のリスクを抱えています（注2）。

（注1）Eコマース市場の拡大等を背景とした消費物流の潜在的需要等の物流施設に対する需要を高めていると考えられる要因に変動が生じ、又は物流施設の供給が想定以上に増加し競合状況に変化が生じること等により、物流施設について希少性が高く需要が供給を上回る状態が変動する可能性があります。

（注2）周辺環境や主要な輸送手段変化等の要因により、本投資法人が投資対象としている物流施設のテナント需要が後退した場合、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、当該物流施設の周辺の市街地化により、共同住宅・戸建住宅や学校・病院等の公益施設の建設が近隣で行われ、周辺環境が変動し、テナントの操業に支障が発生することがあります。その結果、テナント需要が後退し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、現状の船舶、鉄道、航空機、自動車による物流輸送の役割が、技術革新や、インフラの利便性の変化、環境関連法規の制定による規制等により大きく変化し、それぞれを主要な輸送手段とする物流施設の役割が衰退することとなった場合、テナント需要が低下する可能性があります。

さらに、本投資法人が投資対象としている物流施設には海外への輸出又は海外からの輸入拠点として使用される物件も含まれることから、それらの物件のテナント需要は、為替相場や経済情勢にも左右される可能性があります。

その他、景気減速により物流業界全体における全般的な景気が悪化した場合や今後の物流市場の変化に伴い、テナントのニーズそのものが変化した場合には、本投資法人の収益に悪影響が生じる可能性があります。物流施設スペースの供給過剰若しくは需要の低下又は賃料水準の低下等物流施設に関する市況悪化により物流施設が不採算となる可能性や、他の物流施設

設との競争の状況、物流施設への潜在的テナントの誘致力並びに既存物流施設の保守、改修及び再開発能力等によっても、本投資法人の収益は左右されます。

さらには、用途指定・用途制限、取用及び再開発等に関連する法令及び税法等の改正により、これらに関する規制が変更又は強化され、物流施設運営に影響を与える場合には、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、港湾労働法（昭和63年法律第40号、その後の改正を含みます。）に規定する港湾に所在する物流施設については、港湾労働法その他関係法令の適用を受け、また一定の事業慣行の影響を受けるため、テナントの件数及び営業費用が他の地域に比べ高くなる場合があり、テナントの事業への悪影響を通じ本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

上記の他にも、本投資法人が物流施設を投資対象としていることから、その建物の特性、適用規制、テナント特性等に起因して、特有のリスクが生じ、これらが本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ウ) 投資対象に「物流施設に関連し又は親和性のある不動産」（工場、研究開発施設及びデータセンター等の産業用不動産）が含まれていることによるリスク

特定の又は特殊な用途に適合するように建設された「物流施設に関連し又は親和性のある不動産」（工場、研究開発施設及びデータセンター等の産業用不動産）（以下、本（ウ）において「産業用不動産」といいます。）は、用途の変更が困難である場合が多く、また、物件の特性から賃借人となり得る者が限定されることとなります。したがって、既存の賃借人が退去した場合、代替賃借人が入居するまでの非稼働期間が長期化する可能性があります。また、ある産業用不動産の周辺地域の宅地化・市街地化、周辺のインフラの利便性の低下、将来の生産活動、物流及び交通・通信・エネルギーその他のインフラのあり方の変化による特定の産業用不動産の用途適合性の低下、喪失等を理由として当該不動産の産業用不動産としての価値が損なわれ、その結果、当該産業用不動産に対する賃貸需要が後退し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、産業用不動産は、他の種類の不動産に比べ、立地、用途及び構造等が特殊であり、売り手及び買い手ともに限定される傾向があるため、一般的に流動性が低く、本投資法人が希望した時期及び条件で売り手に売却できない可能性があります。上記の他にも、本投資法人が産業用不動産を投資対象としていることから、その建物の特性、適用規制、テナント特性等に起因して、特有のリスクが生じ、これらが本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(エ) 不動産の偏在に関するリスク

本投資法人は、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／2 投資方針／（1）投資方針／②本投資法人のポートフォリオ構築方針」に記載の方針に基づき資産の運用を行います。その結果、本投資法人の運用資産は、首都圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）に偏在する見込みです。したがって、首都圏の物流マーケットの変動や物流施設等における収益環境等の変化が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、本投資法人の不動産が近接して所在する場合には、物流施設等のマーケットにおいて相互に競合し、その結果、本投資法人の収益に悪影響を与えるおそれがあります。

(オ) 不動産の瑕疵に関するリスク

本投資法人が取得する不動産（不動産信託受益権の原資産たる不動産を含みます。以下同じです。）に一定の欠陥や瑕疵があった場合、本投資法人に損害が発生する可能性があります（注1、注2、注3、注4）。これらの欠陥や瑕疵は、取得前にその物理的状況や権利関係等を詳細に調査（デューディリジェンス）したにもかかわらず、取得後に判明する可能性もあります。加えて、我が国の法制度上、不動産登記にはいわゆる公信力がありません。したがって、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことや予想に反して当該不動産に第三者の権利が設定されていることがあります。このような場合、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上許容される限度で責任を追及することとなりま

すが、その実効性があるとの保証はなく、本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります。

(注1) かかる瑕疵には、権利、地盤、地質、構造等に関する欠陥や瑕疵があります。また、建物の施工を請負った建設会社又はその下請業者において、建物が適正に施工されない場合があり得る他、建築資材の強度・機能等の不具合や基準への不適合がないとの保証はありません。さらに、不動産には様々な法規制が適用されているため、法令上の規制違反の状態をもって瑕疵とされることもあり得ます。

(注2) 本投資法人が特定の不動産の買主となる場合、不動産に係る物理的又は法的な瑕疵があり、それが隠れたものである場合には、本投資法人は売主に対して瑕疵担保責任を追及することができます。不動産の売買においては、特約で排除されていない限り、その対象となる不動産に隠れた瑕疵があった場合には、売主は、民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。)(以下「民法」といいます。)第570条により買主に対して瑕疵担保責任を負うとされるためです。しかし、売主が既に解散・清算されている場合、又は売主が倒産し、若しくはその主要な資産が本投資法人に売却した不動産のみであったためにその資力が十分でない場合には、買主である本投資法人は、実際には売主との関係において上記の瑕疵担保責任による保護を受けることができず、本投資法人に損害が発生することになります。また、個別の事情により、売買契約上売主が瑕疵担保責任を負担する期間若しくは補償金額を限定し、又はこれを全く負わない旨の特約をすることがあります。本投資法人は、状況によっては、売主に対して一定の事項について表明及び保証を要求する場合がありますが、売主が表明及び保証した事項が真実かつ正確であるとの保証はなく、表明及び保証は法律上の制度ではないため、売主が行う表明及び保証の対象、これに基づく補償責任の期間又は補償金額が一定範囲に限定される場合があります。また、売主が解散し、又は無資力になっているために実効性がない場合もあります。

(注3) 不動産信託受益権においても、直接の売買対象である不動産信託受益権又はその原資産である不動産に隠れた瑕疵があった場合については、上記と同様のリスクがあります。不動産の信託契約及び受益権売買契約においても、売主に信託設定日等において既に存在していた原資産である不動産の瑕疵について瑕疵担保責任を負担させ、又は一定の事実に関する表明及び保証を取得することがあります。しかし、このような責任を負担させても、上記のように実効性がない場合があり、また、そもそも責任を負担させなかった場合には、当該不動産の実質的所有者である本投資法人がこれを負担することになり、予定しない補修費用等が発生し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当該瑕疵の程度によっては、補修その他の措置をとったとしても、不動産の評価額が下落するおそれがあります。

(注4) 本投資法人又は不動産信託受託者が不動産の売主となる場合には一定限度の瑕疵担保責任を負うことになる場合があります。投資法人は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。)(以下「宅地建物取引業法」といいます。)上、宅地建物取引業者とみなされ(宅地建物取引業法第77条の2第2項)、投資法人が宅地建物取引業者でない者に対して不動産を売却する場合には、宅地建物取引業法上、不動産の売主として民法上負う瑕疵担保責任を完全に排除することができません(宅地建物取引業法第40条)。

#### (カ) 土地の境界等に関するリスク

我が国においては、土地の境界が曖昧であることが稀ではありませんが、土地の境界が曖昧なために予想外の費用又は損失が発生する可能性があります(注1)。同様に、越境物の存在により、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります(注2)。

(注1) 土地の境界が曖昧な不動産において、隣地の所有者若しくは占有者から境界確認書その他境界を確定させる書面が取得できない場合、又は境界標の確認ができないまま当該不動産を取得する場合には、後日、このような不動産を処分するときに事実上の障害が発生する可能性や、境界に関して紛争が発生し、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担等の本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります。

(注2) 越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去費用等の追加負担が本投資法人に発生し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (キ) 建物の事故又は天災地変に関するリスク

建物は、事故又は地震・津波・火山活動や風水害等の天災地変によって、毀損、滅失又は劣化する可能性があります。このような場合には、毀損、滅失した個所を修復するため予期せぬ費用が発生するばかりでなく、一定期間建物が稼働不能となることを余儀なくされ、賃料収入が減少して、費用が増加することで本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、完全な修復が行われたか否かにかかわらず、不動産の評価額が下落するおそれもあります。

本投資法人は、建物に関する災害・事故等による損害を補償する火災保険(特約による利益補償としての財産保険、家賃保険を含むことがあります。)又は賠償責任保険等を付保する方

針ですが、災害・事故等のリスクが顕在化した場合に、保険金によって、必ずしも原状回復を行うことができるとは限りません（注1）。

加えて、天災地変とりわけ広い地域に被害をもたらす大地震・大津波が起こった場合も、全てのケースにおいて損害が保険等でカバーされるとは限りません（注2）。

また、天災地変が起こった場合、本投資法人の保有する物流施設等に大きな影響がなかったとしても、道路網の寸断や地盤の液状化等により、テナントの事業活動に大きな支障が生じる可能性や、電力供給不足等により物流施設等の稼働に大きな支障が生じる可能性もあり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注1）火災保険又は賠償責任保険等を付保することによって、災害・事故等のリスクが顕在化した場合にも、保険金を充てることで、原状回復を行うことが一定程度期待できます。しかしながら、個々の不動産に関する状況により保険契約が締結されない可能性、保険金の上限額を上回る損害が発生する可能性、保険でカバーされない災害や事故（戦争やテロ行為等に基づくものは必ずしも全て保険でカバーされるとは限りません。）が発生する可能性等があります。また、通常の火災保険では地震による火災はカバーされていません。さらに、保険会社が保険金を完全に支払わない、又は支払が遅れる可能性もあります。保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により、建物を事故発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

（注2）天災地変とりわけ広い地域に被害をもたらす大地震・大津波が起こった場合、本投資法人の保有する複数の建物が同時に天災地変の影響を受ける可能性があります。本投資法人は、取得済資産及び新規取得資産について、専門家による地震リスク診断に基づき地震保険の付保の要否を検討・判断しますが、その結果、地震保険を付保しないこととした物流施設等については、天災地変によりこれらの資産に損害が生じた場合に、保険によりこれを回復することはできません。また、地震保険を付保することとした物流施設等であっても、全てのケースにおいて損害が保険でカバーされるとは限りません。

#### （ク）建築基準法等の規制に関するリスク

建物は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準等を定める建築基準法の規制に服します。また、建物は、様々な規制の下にあり、国の法令の他、各地方公共団体の条例や行政規則等（建築基準法と併せて、以下「建築基準法等」と総称します。）による規制を受けることもあります（注1）。そして、建築基準法等は、随時改正・変更されています。

また、その建築時点（正確には建築確認取得時点）においては、建築基準法等の規制上適格であった建物でも、その後の建築基準法等の改正に基づく規制の変更により、変更後の規制のもとでは不適格になることがあります（注2）。このような場合には、不動産の評価額が下落するおそれがあります。その結果、投資主、投資法人債権者又は投資法人新投資口予約権者に損害を与える可能性があります。

以上の他、土地収用法（昭和26年法律第219号、その後の改正を含みます。）や土地区画整理法（昭和29年法律第119号、その後の改正を含みます。）のような私有地の収用・制限を定めた法律の改正等により、不動産の利用、用途、収用、再開発、区画整理等に規制が加えられ、又はその保有、管理、処分その他の権利関係等に制限が加えられることがあり、その結果、関連する費用等が増加し、又は不動産の評価額が下落するおそれがあります。

（注1）例えば、駐車場の付置義務、住宅の付置義務、福祉施設の付置義務等の他、これらの義務に関連して、建物の新築・増築に際して地方公共団体等と協議する義務等を課されることがあります。また、道路指定により敷地面積・容積率が結果として減少することもあります。

（注2）例えば、建築基準法は、耐震基準について1981年にいわゆる新耐震基準を採用し、それ以降に建築されるべき建物にはそれ以前とは異なる耐震基準が適用されています。法規制の変化により、かつて法令に適合しながら後日適合しなくなった建物を「既存不適格」と呼ぶことがあります。既存不適格の建物は、これを改築したり、建替えたりしようとする際に、従前の建物と同等の建蔽率・容積率・高さ・設備等を維持できなくなり、追加の設備が必要とされ、又は建替自体が事実上困難となる可能性があります。

#### （ケ）有害物質又は放射能汚染等に関するリスク

本投資法人が取得した土地について産業廃棄物やダイオキシン等の有害物質が埋蔵されている場合、当該土地やその上の建物の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替や洗浄が必要となる場合には、予想外の費用が発生する可能性があります。さらに、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は

不動産信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負担する可能性があります。

特に、本投資法人が投資対象とする物流施設や産業用不動産の立地する地域は、工場跡地等の土壌汚染が懸念される地域であることが多く、上記リスクは他の用途の物件を取得する場合に比して相対的に高いものとなります（注1）。

また、本投資法人が取得した建物にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されている場合若しくは使用されている可能性がある場合、又はPCBが保管されている場合等にも、同様の問題があります（注2）。

さらに、原子力発電所の事故等により、不動産又はその所在周辺地域において、放射能汚染又は風評被害が発生し、当該地域における社会的ないし経済的活動が阻害され、その結果、当該不動産の使用収益性やその評価額が大幅に下落するおそれがあります。

また、環境関連法令につき、将来不動産に関して規制が強化され、不動産の所有者に大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務が課され、又は過失がなくても責任を問われることとなる可能性があります。

（注1）土壌汚染等に関しては、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、その後の改正を含みます。）に規定する特定有害物質に係る一定の施設を設置していた場合や土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、その土地の所有者、管理者又は占有者等は、かかる汚染の状況について調査報告を命じられ、又は当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命じられることがあります。この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は支出を余儀なくされた費用についてその原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

（注2）本投資法人が取得した建物にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されている場合若しくは使用されている可能性がある場合、又はPCBが保管されている場合等には、当該不動産の評価額が大幅に下落するおそれがあります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的又は部分的交換が必要となる場合には予想外の費用が発生する可能性があります。さらに、有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は不動産信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負担する可能性があります。

## （コ）埋立地に関するリスク

本投資法人は、埋立地に立地する不動産に投資することがありますが、埋立地に所在する不動産には、土地に有害物質が含まれているリスクや災害等により被害を受けるリスクがあります（注）。これらの理由により当該不動産が被害を受けた場合、本投資法人に予想外の損害が発生する可能性がある他、当該不動産の評価額が下落するおそれがあります。その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受け、投資主が損失を被る可能性があります。

（注）埋立地に所在する不動産には、埋立に使用した土壌に有害物質が含まれている等の理由により、土地に有害物質が含まれている可能性があります。当該土地に有害物質が含まれる場合のリスクの詳細については、前記「（ケ）有害物質又は放射能汚染等に関するリスク」をご参照ください。また、埋立地は沿岸部に所在することも多く、津波、高潮その他の災害、海面上昇等による被害を受ける可能性があります。さらに、埋立地の地盤は、軟弱である可能性があることから、当該土地の建物について、不等沈下その他の沈下を生じる可能性がある他、地震の際には液状化による沈下や毀損等の被害を生じる可能性もあります。かかる災害が生じた場合のリスクの詳細については、前記「（キ）建物の事故又は天災地変に関するリスク」をご参照ください。

## （サ）不動産の所有者責任に関するリスク

本投資法人の不動産の設置又は保存に瑕疵があり、それを原因として、第三者に損害を与えた場合には、直接又は不動産信託受託者を通じて間接的に、本投資法人が損害賠償義務を負担するおそれがあります（注1）。

本投資法人は、その運用資産に関し、賠償責任保険その他の適切な保険等を付保する方針ですが、全てのケースにおいて損害が保険等でカバーされるとは限りません（注2）。

（注1）土地の工作物（建物を含みます。）の設置又は保存に瑕疵があり、そのために第三者に損害を与えた場合には、第一次的にはその占有者、そしてその占有者が損害の発生を防止するに必要な注意を行っていた場合には、その所有者が損害の賠償義務を負うとされ、この所有者の賠償義務は無過失責任とされています（民法第717条）。

(注2) 個々の不動産に関する状況により保険契約が締結されない可能性、保険契約に基づいて支払われる保険金の上限額を上回る損害が発生する可能性、保険でカバーされない損害が発生する可能性等があります。また、保険事故が発生した場合に保険会社が保険金を完全に支払わず、又は支払が遅れる可能性もあります。その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (シ) 共有物件に関するリスク

本投資法人が保有する不動産が第三者との間で共有されている場合には、当該不動産の持分を譲渡する場合における他の共有者の先買権又は優先交渉権、譲渡における一定の手續の履行義務等、共有者間で締結される協定書又は規約等による一定の制限に服することがあります。

また、不動産を単独で所有している場合に比べ、共有不動産は、法的に様々な側面で制約を伴います。

まず、共有不動産において、特に本投資法人が持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります(注1)。また、他の共有者によって、本投資法人の当該不動産の利用が妨げられる可能性があります(注2)。

共有不動産を賃貸する場合、他の共有者(賃貸人)の債権者が当該共有者の持分の割合を超えて賃料債権全部の差し押さえを行うおそれがある等、本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります(注3)。

さらに、不動産を共有する場合、他の共有者から共有物の分割請求(民法第256条)を受けられるおそれがありますが、その場合、本投資法人の意向にかかわらず、当該共有不動産を分割せざるを得なくなる等の可能性があります(注4)。

共有者は、自己の共有持分を自由に処分することができます。したがって、本投資法人の意向にかかわらず他の共有者が変更される可能性があります。これに対し、共有者間の協定書等において、共有者が共有持分を処分する場合に他の共有者に先買権若しくは優先交渉権を与え、又は一定の手續の履践義務等が課される場合があります。この場合は、本投資法人の知らない間に他の共有者が変動するリスクは減少しますが、本投資法人がその共有持分を処分する際に制約を受けることとなります。

また、本投資法人の不動産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の本投資法人の不動産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶ可能性があります(注5)。

以上のとおり、共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあり、その結果、流動性が低くなるおそれや不動産の評価額が減殺されるおそれがあります。

(注1) 共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有物の変更にあたる行為には共有者全員の合意を要し(民法第251条)、変更にあたらぬ管理は共有者の持分の過半数で決定する(民法第252条)ものとされています。

(注2) 共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条)、他の共有者によるかかる権利行使によって、本投資法人の当該不動産の利用が妨げられる可能性があります。

(注3) 共有不動産を賃貸する場合、賃料債権は不可分債権と解されるおそれがあり、また、敷金返還債務は不可分債務であるとい一般的には解されています。したがって、他の共有者(賃貸人)の債権者が当該共有者の持分の割合を超えて賃料債権全部を差し押さえ、又は他の共有者がテナントからの敷金返還債務をその持分の割合に応じて履行しない場合に、本投資法人が敷金全額を返還せざるを得なくなる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、差し押さえられた賃料のうち自己の持分に応じた金額の支払や返還した敷金のうち他の共有者の持分に応じた金額の償還を当該他の共有者に請求することができますが、当該他の共有者の資力の如何によっては、支払又は償還を受けることができない可能性があります。共有不動産に課税される固定資産税等の公租公課、共有不動産の修繕費、保険料等にも、他の共有者が債務を履行しない場合についても、同様の問題があります。

(注4) 他の共有者から共有物の分割請求(民法第256条)を受け、他の共有者から共有物の分割請求が権利の濫用等として排斥されない場合で、現物による分割が不可能である場合又は著しくその価値を損なうおそれのある場合は、本投資法人の意向にかかわらず、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性があります(民法第258条第2項)。共有者間で不分割の合意をすることは可能ですが(民法第256条)、合意の有効期間は5年以内とされています。さらに、不動産に関する不分割

割特約は、その旨の登記をしなければ当該不動産の共有持分の譲受人等第三者に対抗できないことがあります。また、共有者において、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続が開始された場合は、特約があっても、管財人等は分割の請求をすることができます。但し、共有者は、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）（以下「会社更生法」といいます。）第60条、民事再生法第48条）。

（注5）他の共有者の共有持分に抵当権又は根抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた不動産全体について、当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。

## （ス）借地権に関するリスク

本投資法人は借地権（土地の賃借権及び地上権）と借地権設定地上の建物（以下「借地物件」といいます。）に投資することがありますが、借地物件は、土地建物ともに所有する場合に比べ、特有のリスクがあります。

まず、借地権は、期限の到来等の事由により消滅します（注1）。借地権が消滅すれば、建物買取請求権が確保されている場合を除き、建物を取り壊して敷地を返還しなければなりません。仮に、建物買取請求が認められても、本投資法人が希望した価格で買い取られる保証はありません。

さらに、敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分される場合において、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できない可能性があります（注2）。

また、借地権が土地の賃借権である場合には、本投資法人が希望した価格や時期その他の条件で建物を処分することができないおそれがあります（注3）。

また、本投資法人が借地権を取得するに際して保証金を預託することもあり得ますが、敷地を返還する際に、敷地所有者の資力が保証金返還に足りないときは、保証金の全部又は一部の返還を受けられないおそれがあります。

上記に加えて、建築基準法に基づく制度により、敷地利用権として隣接地等の余剰容積が移転されている場合があります（以下「空中権」といいます。）、借地権と同様に期間満了又は建物の滅失等により空中権が消滅する場合があります。

（注1）敷地利用権は、土地の賃借権の場合も地上権の場合も、永久に存続するものではなく、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、普通借地権の場合は期限の到来時に借地権設定者側に更新を拒絶する正当な事由がある場合には消滅します。また、借地権者側に地代不払等の債務不履行があれば解除により終了することもあります。

（注2）敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分されると、本投資法人が借地権について民法又は借地借家法（平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）等の法令に従い対抗要件を具備しておらず、又は競売等が先順位の対抗要件を具備した担保権の実行によるものである場合には、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できません。

（注3）借地権が土地の賃借権である場合にはこれを取得し、又は譲渡する場合には、賃貸人の承諾が必要ですが、かかる承諾が速やかに得られる保証はなく、また、得られたとしても承諾料の支払を要求されることがあります。その結果、本投資法人が希望した価格や時期その他の条件で建物を処分することができないおそれがあります。

## （セ）売主の倒産等の影響に関するリスク

本投資法人が不動産を取得した直後に、売主について破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の倒産手続が開始された場合、当該不動産の売買契約等が否認される等により本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります（注1）。倒産手続が開始されない場合であっても、売主の財務状況が劣悪である場合には、当該不動産に係る売買契約が当該売主の債権者により詐害行為を理由に取り消される可能性があります。

また、上記否認の問題は、売主の前所有者（本投資法人から見て前々所有者等）が倒産した場合にも生じ得ます（注2）。

本投資法人においては、売主等の財務状況等も十分に検討した上で投資を決定しますが、売主又はその前所有者に関する正確な財務情報が入手できる保証はなく、上記リスクが現実化することにより、本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります。

(注1) 本投資法人が不動産を取得した直後に、売主について破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の倒産手続が開始された場合、当該不動産の売買契約又はその対抗要件具備行為は、倒産した売主の管財人等により否認される可能性があります。この場合、不動産は、破産財団等に取り戻される一方で、本投資法人が売主に支払った売買代金等の返還請求権は、倒産手続における平等弁済の対象となり、著しく低い金額しか回収できないことがあります。また、売主につき倒産手続が開始された場合、裁判所又は管財人等が、本投資法人を買主とする、ある売買取引を、担保付融資取引の性質を持つ取引であると法的に評価し、その結果、当該不動産がなおも売主（倒産手続であればその財団等）に属すると判断することがあります。この場合には、本投資法人は、あたかも当該不動産についての担保権者であるかのように取り扱われ、担保権（とみなされた権利）の行使に対する制約を受けることとなります。特に、会社更生手続では、担保権の実行は会社更生手続に従って行われ、弁済金額が切下げられることとなる等、担保権の実行を手続外で行える破産手続等に比較して、本投資法人により大きな損害が発生する可能性があります。

(注2) 本投資法人が不動産を取得した際に、前所有者である売主が前々所有者から否認を主張される原因があることを認識していた場合には、かかる否認の効力が転得者である本投資法人にも及ぶこととなります（破産法第170条、会社更生法第93条、民事再生法第134条）。

## (ソ) 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価を示したものに留まり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません（注1）。また、かかる鑑定及び価格調査の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買を保証又は約束するものではなく、不動産が将来売却される場合であっても当該鑑定評価額又は当該調査価格をもって売却されるとは限りません。

建物の構造、耐震性、法令や条例の適合状況、有害物質等の有無、隣地との境界等に関するエンジニアリング・レポートや地震リスク評価報告書についても、専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に土壌汚染等の環境上の問題又は欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません（注2）。

また、不動産の地震リスク分析の結果算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、予想損失額の再調達価格に対する比率で示されますが、将来地震が発生した場合、予想以上に多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

その他、不動産に関しては、様々な専門家が国家又は民間団体の資格認定を受けて業務を遂行していますが、全ての専門家が常に過誤無くあらゆる業務を遂行できるとの保証はありません。本資産運用会社は、外部の資格を有する専門家の判断や報告に依拠して、本投資法人による資産取得を行います。その専門家の判断や報告が後に誤っていたとされるおそれがあり、その場合、本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります。

(注1) 不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格における、その評価の目的・方法は、必ずしも転売や再取得の場合における市場価格を算出することではありません。したがって、同じ不動産について鑑定等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額や調査価格が異なる可能性があります。

(注2) エンジニアリング・レポートや地震リスク調査評価報告書は、個々の専門家が行った分析に基づく意見の表明であり、評価方法、調査の方法等によってその内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に土壌汚染等の環境上の問題又は欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではなく、本投資法人による取得後に、取得した不動産に欠陥や瑕疵等が判明する可能性があります。

## (タ) マーケットレポートへの依存に関するリスク

本投資法人は、物件の取得や売却に際し、第三者である専門家によるマーケットレポートでの分析を投資判断の材料とする場合があります。しかしながら、マーケットレポートは、個々の専門家の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見の表明であり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け等と一致するとは限りません（注）。

(注) 同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法若しくは時期によってマーケットレポートの内容が異なる可能性があります。特に物流施設に関する情報はオフィスビルや住宅に比べるとサンプル数が少ない等、投資判断に必要な全ての情報が網羅されている訳ではありません。

#### (チ) 収入及び支出に関するリスク

本投資法人の収入は、本投資法人が保有する不動産の賃料収入に主として依存します。不動産に係る賃料収入は、様々な要因により減少する可能性があります(注)。

一方、本投資法人の主要な営業費用は減価償却費、固定資産税や都市計画税等の固定的な費用で構成されており、賃料収入が減少した場合、本投資法人の収益性や分配金の水準に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、退去するテナントへの敷金及び保証金の返還、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大する可能性があります。

さらに、賃貸借契約上、賃借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約が終了する場合があります。また、契約期間が満了する際、常に契約が更新されるとの保証はありません。これらの場合、稼働率が低下し、不動産に係る賃料収入が減少することがあります。賃貸借契約において、賃貸借契約が更新される際の更新料、契約期間中に賃借人が解約した場合の違約金に関して敷金・保証金の没収について規定することがありますが、かかる規定は状況によってはその全部又は一部が無効とされ、その結果、本投資法人に予想外の収入の減少や費用負担の発生をもたらす可能性があります。

不動産からの収入の減少及び不動産に関する支出の増大の、双方又は一方の事由が生じた場合、本投資法人の収支が悪影響を受ける可能性があります。

(注) 不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により大きく減少する可能性がある他、市場環境の影響も受けやすく、また、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されること等により減少する可能性があります。さらに、賃借人の財務状況が悪化した場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性がある他、この延滞賃料、原状回復費用その他の損害金等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況となる可能性があります。本投資法人の主たる投資対象である物流施設に関するテナントとの賃貸借契約の期間は、比較的長期間であることが一般的ですが、このような契約においても、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うとされていることがあります。また、テナントは、定期賃貸借契約において明文で排除されている場合を除き、賃料が不相当に高い場合には借地借家法に基づく賃料減額請求権を行使することができます。したがって、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はなく、賃料改定又は賃料減額請求により賃料が減額されることによって不動産に係る賃料収入が減少する可能性があります。

#### (ツ) PM会社に関するリスク

本投資法人は、建物の保守管理、テナントの管理を含めた不動産の管理の委託先として、その候補業者の資質、経験、ノウハウ、テナントリレーション等を総合的に勘案し、PM会社を選定する方針としていますが、選定したPM会社における業務遂行能力が低下した場合等においては、当該不動産の管理状況が悪化し、収益の悪化等により本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります(注)。

(注) 建物の保守管理、テナントの管理を含めた不動産の管理は、本投資法人の収益性を確保する観点から重要ですが、その良否は、建物を管理するPM会社の能力、経験、ノウハウによるところが大きく、その結果、PM会社の業務遂行能力に大きく依拠することになります。また、選定したPM会社における人的・財産的基盤が今後とも優良であるとの保証はありません。したがって、PM会社の業務遂行能力が低下した場合やPM会社が交替する場合には、当該不動産の管理状況が悪化し、収益の悪化等により本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります。

#### (テ) 少数のテナントやシングル・テナントに関するリスク

本投資法人は、その保有する不動産につき、一部の少数のテナント又は単一のテナントに物件全体を賃貸することがあります。このような物件においては、様々な要因により、賃料収入が大きく減少するリスクや一度に多額の支出を余儀なくされるリスクがあります(注1)。

さらに、このようなシングル・テナント又は少数の核となる大規模テナントに賃貸する物件においては、当該テナントとの合意に基づき、物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります(注2)。かかる合意がなされている場合、本投資法人が希望した時期及び条件で取得及び売却することができない可能性や不動産の評価額が減殺される可能性があります。

(注1) 少数のテナントやシングル・テナント物件においては、既存テナントの営業状況又は財務状況が悪化し、賃料支払が遅延したり、物件から退去した場合に、当該物件の稼働率が大きく減少し、代替テナント確保のために賃料水準を引き下げざるを

得なくなり、賃料収入に大きな影響を及ぼす可能性があり、さらに敷金等の返還のため一度に多額の資金の支出を余儀なくされる可能性もあります。また、新たなテナントの要望に合わせて本投資法人の負担で大規模な工事を行わざるを得なくなる可能性もあります。特に、特定のテナントのニーズに合わせて開発されるBTS型物流施設において、これらのリスクが顕著となる可能性があります。

(注2) シングル・テナント又は少数の核となる大規模テナントに賃貸する物件においては、当該テナントとの間で、優先購入権や処分禁止に関する合意（その内容は様々です。）がなされることがあり、物件の所有権又はこれらを信託財産とする信託の受益権を第三者に売却しようとする場合に、当該テナントに優先購入権が与えられている等により、物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります。かかる合意がなされている場合、取得及び売却により多くの時間や費用を要したり、価格の減価要因となる可能性があります。

#### (ト) テナント等による不動産の使用に基づく価値減損に係るリスク

本投資法人は、テナントの属性や資力に留意しつつ賃貸借契約を締結し、PM会社を通じてその利用状況を管理しますが、個々のテナントの利用状況をつぶさに監督できるとの保証はなく、また本投資法人の承諾なしに、テナントによる転貸借や賃借権の譲渡、物件の造作や改築等がなされるおそれがあります。また、本投資法人の承諾を得た場合においても、テナントによる想定外の利用等がなされるおそれもあります。さらに、一部のテナントの属性により当該物流施設等が悪影響を受けることがあり、例えば、一定の反社会的勢力が賃貸人の承諾なくして建物の一部を占拠する等といった場合には、本投資法人は直ちにこれに対応しますが、当該物流施設等の価値が減損し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (ナ) 特定の物件への依存度が高いことに係るリスク

前記「2 投資対象／(1) 新規取得資産の概要」記載の新規取得資産の取得後の本投資法人のポートフォリオは10物件により構成され、取得済資産及び新規取得資産の各取得価格が取得価格の総額に占める割合をみると、10物件中3物件（「ロジポート相模原」、「ロジポート橋本」及び「ロジクロス厚木」）がそれぞれ10%超となっています。したがって、そのうちのいずれかの物件が何らかの理由で毀損、滅失若しくは劣化し、又はオペレーションが困難となる事由が生じた場合、さらにはその主要なテナントの営業状況又は財務状況が悪化したり、物件から退去した場合には、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (ニ) 敷金及び保証金に関するリスク

不動産賃貸においては、借借人が多額の敷金及び保証金を長期間にわたって無利息又は低利で賃貸人に預託することが多く、本投資法人は、今後、これらの資金を資産の取得資金や資産の運用に係る支出の一部として活用することを想定しています。しかし、賃貸市場の動向、借借人との交渉等により、本投資法人の想定よりも借借人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (ヌ) 転貸に関するリスク

##### a. 転借人に関するリスク

本投資法人は、その保有する不動産につき、転貸を目的として借借人に賃貸することがあります(注)。このように、借借人に不動産の全部又は一部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。また、借借人の賃料が転借人から借借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、転貸を目的として借借人に賃貸する場合、借借人の財務状態の悪化により、借借人の債権者が借借人の転借人に対する賃料債権を差し押さえる等により、本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります。

(注) 投資対象となる不動産において、PM会社等が当該不動産等の所有者である本投資法人又は信託受託者との間でマスターリース契約を締結してマスターリース会社となり、その上でエンドテナントに対して転貸する場合があります。

b. 敷金等の返還義務に関するリスク

転貸借関係における賃貸借契約が合意解約された場合その他一定の場合には本投資法人が転貸人の地位を承継し、転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が本投資法人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ネ) マスターリースに関するリスク

投資対象となる不動産等において、PM会社等が当該不動産等の所有者である本投資法人又は信託受託者との間でマスターリース契約を締結してマスターリース会社となり、その上でエンドテナントに対して転貸する場合があります。

本投資法人又は信託受託者がマスターリース契約を締結する場合、マスターリース会社の財務状態の悪化により、マスターリース会社の債権者がマスターリース会社のエンドテナントに対する賃料債権を差し押さえる等により、マスターリース会社から賃貸人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

(ノ) フォワード・コミットメント等に関するリスク

本投資法人は、不動産を取得するに当たり、フォワード・コミットメント等を行うことがあります。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない等の理由により、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払により、本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります(注)。

(注) フォワード・コミットメント等において、買主の事情により不動産売買契約が解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、不動産売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。

(ハ) 地球温暖化対策に関するリスク

法律又は条例により、地球温暖化対策として、一定の不動産の所有者に温室効果ガス排出に関する報告や排出量制限の義務が課されることがあります。これらの制度の創設又は拡充に伴い、排出量削減のための建物改修工事を実施したり、排出権等を取得する等の負担を余儀なくされる可能性があります。

また、物流施設のテナントの事業はトラック輸送に大きく依存しているため、地方公共団体の自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量規制等の規制が強化された場合、テナントの費用が増加する結果、物流施設に対する需要が縮小する可能性があります。

(ヒ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、資産運用ガイドラインにおいて、未稼働の不動産等は、原則としてその投資対象としていませんが、例外的に未稼働の不動産等への投資を検討する場合があります。未稼働の段階で売買契約を締結する場合には、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性がある他、入居率において不確実性が存在する可能性があります。この結果、未稼働物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性がある他、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があります。その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、新規開発物件の場合は、運用実績がないため、実際の収益等が予想と大きく異なる可能性があります。

(フ) 太陽光発電設備が付帯した物件に関するリスク

取得済資産及び新規取得資産には太陽光発電設備が付帯している物件が含まれています。

売電事業については、天候、売電事業者間の競争環境、売電事業に関する国の施策及び規制その他様々な要因によるリスクを伴い、これらの要因により、当該売電事業者による売電事業の売電収入が減少した場合、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 投資法人の運用資産：信託の受益権特有のリスク

本投資法人が、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、以下のような信託の受益権特有のリスクがあります(注)。

(注) 以下、2007年9月30日施行の信託法(平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。)を「新信託法」といい、同日施行の信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号、その後の改正を含みます。)(以下「信託法整備法」といいます。)による改正前の信託法(大正11年法律第62号、その後の改正を含みます。)を「旧信託法」といい、信託契約に別段の定めがない限り、2007年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます(信託法整備法第2条)。

(ア) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは信託の利益を享受するものですが、一旦不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産、不動産の賃借権又は地上権である場合と実質的にはほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになり、その結果、本投資法人の収益又は存続に悪影響を及ぼす可能性があります(注)。

(注) 旧信託法の下では、受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっています(旧信託法第36条第2項)。すなわち、信託受託者が信託財産としての不動産を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的には全て受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人が不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する十分なデューディリジェンスを実施し、保険金支払能力に優れた保険会社を保険者、受託者を被保険者とする損害保険を付保すること等、本投資法人自ら不動産を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要があり、一旦不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産、不動産の賃借権又は地上権である場合と実質的にはほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになります。他方、新信託法の下では、旧信託法第36条第2項が廃止され、原則として信託受益者がこのような責任を負うことはなくなりましたが、信託受益者と信託受託者の間で信託費用等に関し別途の合意をした場合には、当該合意に従い信託受益者に対し信託受託者から信託費用等の請求がなされることがあり(新信託法第48条第5項、第54条第4項)、その場合には同様に本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 信託受益権の流動性に関するリスク

本投資法人が信託受益権を保有し、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分する場合には、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また、信託受益権を譲渡しようとする場合には、契約上、信託受託者の承諾が必要とされるのが通常です。さらに、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する場合の信託受益権については金融商品取引法上の有価証券とみなされますが、譲渡に際しては債権譲渡と同様の譲渡方法によるため(新信託法第94条)、株券や社債券のような典型的な有価証券と同等の流動性があるわけではありません。また、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負っての信託財産である不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。

## (ウ) 信託受託者に関するリスク

### a. 信託受託者の破産・会社更生等に関するリスク

信託法上、信託受託者が倒産手続の対象となった場合に、登記等の対抗要件を具備している限り、信託財産が信託受託者の破産財団又は更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属するリスクは極めて低いと判断されます(注)。但し、信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があります。したがって、本投資法人は、不動産を信託する信託の信託受益権については、信託設定登記がなされるもの限り投資を行う予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

(注) 信託財産が破産財団又は更生会社の財産その他受託者の固有財産に属するか否かに関しては、旧信託法の下では、明文の規定はないものの、同法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、上記のとおりと解されています。新信託法においては、信託財産は信託受託者の固有財産に属しない旨が明文で規定されています(新信託法第25条第1項、第4項及び第7項)。

### b. 信託受託者の債務負担に伴うリスク

信託受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うこととなった場合には、信託受益者である本投資法人に予想外の損害が発生する可能性があります(注)。

(注) かかるリスクに備え、旧信託法及び新信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めていますが、本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を免れることができるとは限りません。

## (エ) 信託受益権の準共有等に関するリスク

信託受益権が準共有されている場合、単独で保有する場合に比べ、特有のリスクがあります。

準共有持分とされている信託受益権の信託財産である不動産の管理及び運営については、準共有者全員の承諾がない場合には、当該不動産の管理及び運営についての信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります(注1)。また、信託契約において別の意思決定の方法が定められている場合でも、当該方法が本投資法人の意向を反映するような形で定められている保証はなく、同様に信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。

準共有持分の処分については、本投資法人の意向にかかわらず他の準共有者が変更される可能性があります(注2)。一方で、準共有者の間において信託契約とは別の協定書等において、準共有者が準共有持分を処分する場合に他の準共有者に先買権若しくは優先交渉権を与え、又は一定の手続の履行義務等が課されることがあります。この場合は、本投資法人の知らない間に他の準共有者が変動するリスクは減少しますが、本投資法人がその準共有持分を処分する際に制約を受けることになります。

また、他の準共有者の債権者が当該準共有者の準共有持分の割合を超えて信託交付金請求権全部を差し押さえ、又は他の準共有者が信託受託者からの信託費用等の請求をその準共有持分の割合に応じて履行しない場合に、本投資法人が請求された全額を支払わざるを得なくなる可能性があります(注3)。不動産自体が共有されている場合と同様、これらの場合、本投資法人は、差し押さえられた信託交付金請求権のうち自己の準共有持分に応じた金額の支払や支払った信託費用等のうち他の準共有者の準共有持分に応じた金額の償還を当該他の準共有者に請求することができますが、当該他の準共有者の資力の如何によっては、支払又は償還を受けることができない可能性があります。

(注1) 旧信託法の下では所有権以外の財産権の準共有については、所有権の共有に関する規定が可能な限り準用されます(民法第264条)。新信託法の下では信託受益者が複数の場合の意思決定の方法に関する明文規定があり(新信託法第105条以下)、信託受益権が準共有されている場合にもかかる規定の適用があるものと解されるため、所有権の共有に関する民法の規定に優先してかかる規定がまず適用されます。旧信託法の下では、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有されてい

る信託受益権の変更に当たる行為には準共有者全員の合意を要し（民法第251条）、変更に当たらない管理は、準共有者の準共有持分の過半数で決定する（民法第252条）ものと考えられます。したがって、特に本投資法人が準共有持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営についての信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。一方、新信託法の下では、信託契約において意思決定の方法が定められていない場合、一定の行為を除き、準共有者の全員一致によることになるものと解されます（新信託法第105条第1項本文）。

（注2）旧信託法及び新信託法いずれの下でも、準共有者は、信託受託者の承諾を得ることを条件として、自己の準共有持分を自己の判断で処分することができます。

（注3）別段の合意のない限り、信託受益権の準共有者が信託受託者に対して有する信託交付金の請求権は不可分債権と解されるおそれがあり、また、信託受託者に対して負担する信託費用等の支払義務は、不可分債務であると一般的には解されています。

#### ⑤ 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産に関する匿名組合出資持分への投資を行うことがあります。本投資法人が出資する匿名組合では、本投資法人の出資を営業者が不動産に投資しますが、当該不動産に係る収益が悪化した場合、当該不動産の価値が下落した場合、意図されない課税が生じた場合や匿名組合に係る不動産が想定した価格で売却できない場合等には、当該匿名組合出資持分より得られる運用益や分配される残余財産の減少等により、本投資法人が営業者に出資した金額を回収できない等、本投資法人に損害が発生する可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が禁止若しくは制限されている場合があり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、希望した価格や時期その他の条件で譲渡できる保証はありません。また、匿名組合出資持分への投資は、営業者が開発する新規物件に係る優先交渉権の取得を目的として行われることがあります。かかる優先交渉権により当該新規物件を取得できる保証はありません。

#### ⑥ 特定目的会社の優先出資証券への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に基づく特定目的会社の優先出資証券への投資を行うことがあります。特定目的会社の投資する不動産に関する収益が悪化した場合や当該不動産の価値が下落した場合又は特定目的会社の開発する不動産が予想した価格で売却できない場合、さらには導管体である特定目的会社において意図されない課税が生じた場合等には、本投資法人が投資した当該優先出資証券より得られる運用益や分配される残余財産の減少等により、本投資法人に損害が発生する可能性があります。また、優先出資証券については確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、希望した価格や時期その他の条件で譲渡できる保証はありません（注）。優先出資証券の発行をした特定目的会社が自ら土地又は土地の賃借権を取得してその上に建物を建築する場合もあり、そのような場合には、前記「③投資法人の運用資産：原資産である不動産特有のリスク／（ヒ）開発物件に関するリスク」に記載のリスクがあります。

（注）本投資法人はその規約に基づき、資産流動化法に基づく特定目的会社はその資産の2分の1を超える額を不動産に投資することを目的とする場合、その優先出資証券への投資を行うことがあります。かかる優先出資証券への投資を行う場合には、本投資法人は、税法上の配当等の額の損金算入要件（導管性要件の詳細については、後記「⑦税制等に関するリスク／（ア）導管性の維持に関する一般的なリスク」をご参照ください。）に抵触することなく保有する意向です。また、規約に基づき中長期の安定運用を目標としているため、取得した優先出資証券につき短期間でその売却を行うことは意図していません。但し、売却の方が本投資法人にとってより経済的な合理性があると判断される場合、その売却を行うことがあります。

## ⑦ 税制等に関するリスク

### (ア) 導管性の維持に関する一般的なリスク

税法上、導管性要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／4 手数料等及び税金／(5) 課税上の取扱い」に記載する配当等の額を投資法人の損金に算入することが認められています。導管性要件のうち一定のものについては、計算期間毎に判定を行う必要があります（以下「継続的導管性要件」といいます。）が、本投資法人において継続的導管性要件が今後とも全ての計算期間において必ず満たされるとの保証はありません。本投資法人の投資主の異動・減少、多額の法人税額等の発生、海外投資主比率の増加、資金の調達先、機関投資家以外の者からの借入れの発生、税務当局と本投資法人との見解の相違、借入金等の定義の不明確性、会計処理と税務処理の取扱いの差異に起因する法人税額の発生、借入金の借入先、分配金支払原資の制限・不足、法律の改正その他の要因により導管性要件を満たすことができない計算期間が生じた場合、本投資法人の税負担が増大するため、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります、その結果、本投資口の市場価格に悪影響が生じることがあります（注）。

なお、課税上の取扱いについては、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／4 手数料等及び税金／(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（注）現行税法上、導管性要件を満たさなかったことについてやむを得ない事情がある場合の救済措置が設けられていないため、後記「(オ) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないことによるリスク」に記載する同族会社化の場合等、本投資法人の意図しないやむを得ない理由により要件を満たすことができなかった場合においても、配当等の額を損金算入できなくなります。

### (イ) 過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク

継続的導管性要件の一つに、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法施行令」といいます。）に規定する配当可能利益の額の90%超の金銭の分配を行うことという要件（以下「支払配当要件」といいます。）があります。支払配当要件においては、投資法人の税引前の会計上の利益を基礎として判定を行うこととされているため、会計処理と税務上の取扱いの差異又は90%の算定について税務当局の解釈・運用・取扱いが本投資法人の見解と異なること等により、過大な税負担が発生した場合又は多額の外国税額の支払い等が発生した場合には、この要件を満たすことが困難となる計算期間が生じる可能性があります（注）。この結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）2015年4月1日以後に開始する計算期間については、会計処理と税務上の取扱いの差異が生じた場合であっても、一時差異等調整引当額の増加額（参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／4 手数料等及び税金／(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）を配当等の額として取扱い、損金算入することが可能になるという手当てがなされています。

### (ウ) 借入れに係る導管性要件に関するリスク

継続的導管性要件の一つに、投資法人が租税特別措置法に規定する機関投資家以外の者から借入れを行っていないことという要件があります。本投資法人が何らかの理由により上記機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合、又は、保証金若しくは敷金の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合には、この要件を満たすことが困難となる計算期間が生じる可能性があります。この結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(エ) 資金不足により計上された利益の全部を配当できないリスク

本投資法人において利益が生じているにもかかわらず金銭の借入れ又は投資法人債の発行に際しての財務制限条項上、一定額を内部留保しなければならない等、配当原資となる資金が不足する場合は、借入金や資産の処分により配当原資を確保する場合があります。しかしながら、導管性要件に基づく借入先の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、配当の金額が租税特別措置法施行令に規定する配当可能利益の額の90%超とならない可能性があります。かかる場合、配当等の額を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(オ) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないことによるリスク

継続的導管性要件の一つに、租税特別措置法施行令で定める同族会社に該当しないことという要件があります(注)。本投資法人は投資主による投資口の売買をコントロールすることができないため、公開買付等により、この要件を満たすことが困難となる計算期間が生じる可能性があります。本投資法人が同族会社要件を満たさなくなった場合、配当等の額を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(注) 継続的導管性要件のうち、計算期間末において同族会社のうち租税特別措置法施行令で定めるものに該当していないこと(発行済投資口の総数又は一定の議決権総数の50%超が1人の投資主グループによって保有されていないこと等)とする要件があります。

(カ) 投資口を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないことによるリスク

継続的導管性要件の一つに、計算期間末において投資法人の投資口が租税特別措置法に規定する機関投資家のみにより保有されること、又は50人以上の投資主に保有されることという要件があります。したがって、本投資法人は投資主による投資口の売買をコントロールすることができないため、本投資法人の投資口が50人未満の投資主により保有され(上記の機関投資家のみにより保有される場合を除きます。)、この要件を満たすことが困難となる計算期間が生じる可能性があります。かかる場合、配当等の額を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(キ) 税務調査等による更正処分のため、追加的な税金が発生するリスク及び支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、税務当局との見解の相違により過年度の課税所得計算について追加の税務否認項目等の更正処分を受けた場合には、予想外の追加的な課税が発生することとなり、過年度における支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスクがあります。現行税法上このような場合の救済措置が設けられていないため、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ク) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、本書の日付現在において、一定の内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産取得税及び登録免許税の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができなくなる可能性があります。

(ケ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託の受益権その他投資法人の運用資産に関する税制若しくは投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有又は売却による手取金の額が減少する可能性があります。

(コ) 減損会計の適用に関するリスク

本投資法人においても、企業会計の基準・慣行に従い「減損会計」が適用されることから、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります(注)。

(注) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会2002年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号-2003年10月31日)が、2005年4月1日以降に開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても第1期計算期間より「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。なお、2015年4月1日以後に開始する計算期間については、会計処理と税務上の取扱いの差異が生じた場合であっても、一時差異等調整引当額の増加額(詳細については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/4 手数料等及び税金/ (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。)を配当等の額として取扱い、損金算入することが可能になるという手当てがなされています。

⑧ 海外不動産への投資に関するリスク

(ア) 海外不動産等の取得及び管理運用に関するリスク

本投資法人の規約上、海外不動産等を取得することが許容されており、本投資法人は、将来、海外不動産等を取得することがあります。本資産運用会社は、海外不動産等の取得・管理運用の経験の有しておらず、実際に海外不動産等の取得・管理運用を行う際には、日本国内における一般的な取扱いとの相違等のため、不測の事態が発生し、想定する海外不動産等の取得を実行できず、又は取得した海外不動産等につき管理運用上の問題が発生する可能性があります。その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 投資対象地域に関するリスク

本投資法人は、海外不動産等への投資を行うに際し、また投資の後において、海外不動産等の所在する国又は地域(所在国)の政府による統制、複数の管轄権での課税、外国為替規制、海外不動産等への投資から生じる収益を日本国内に送金することができないリスク、投資対象不動産等の所在国の政治・経済・文化・宗教その他の社会情勢の変化や悪化、税法を含む各種法令等の改正、為替レートの変動、金融市場や経済環境が世界的に悪化することに伴うリスク等にさらされるおそれがあります。かかる国際的要因に伴うリスクが現実化する場合には、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、日本と海外不動産等の所在国との関係が悪化した場合には、本投資法人の当該所在国での事業が制限又は禁止される可能性があります。本投資法人は、これらのリスクを適切に管理できない場合、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、日本と諸外国との間の関係の悪化により、海外不動産の価値に悪影響が生じるおそれがあります。また、所在国において、紛争等が生じ、現地の不動産の価値が減損するおそれがあります。

(ウ) 外国為替についての会計処理に関するリスク

本投資法人は、海外不動産等への投資に関して外貨建ての取引を行う場合があります。そのような取引では為替レートの変動に係るリスクを有しており、為替レートの変動は本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。外国通貨に対して円高が進んだ場合、海外不動産等への投資に関して発生する外貨建て取引の円換算額が目減りし、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、海外不動産等への投資に関して外貨建て資産及び負債が発生する場合には、それらの一部の項目は、財務諸表作成のために決算時の為替レートにより円換算されます。これらの項目は、為替変動により本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(エ) 海外不動産等への減損会計の適用に関するリスク

海外不動産等への投資についても、国内不動産と同様、減損会計の適用を受けます。減損会計の適用に関するリスクについては前記「⑦税制等に関するリスク／(コ) 減損会計の適用に関するリスク」に記載のとおりです。

(オ) 外国法人税の発生により分配金が減少するリスク

本投資法人は海外不動産等の所有権を直接又は信託等を通じて取得する場合、投資先である現地において法人税等を負担する可能性があります。また、本投資法人が海外不動産保有法人を通して海外不動産等へ投資する場合、現地の法令に基づき、海外不動産保有法人において不動産の賃貸収益や売却益に対して法人税等が課税される可能性があります。この場合、本投資法人は海外不動産保有法人から課税後の配当（又は利子）を受け取ることとなりますが、海外不動産保有法人所在国の税制等により、当該配当（又は利子）に源泉税が課される可能性があります。本投資法人が現地で負担した法人税等及び配当（又は利子）に課された源泉税（以下「外国法人税」といいます。）は、投資主へ支払う利益の範囲内で行う金銭の分配に係る源泉所得税の額から控除する取扱い（以下「控除外国法人税の額の控除」といいます。）になっていますが、控除外国法人税の額の控除はその源泉所得税の額を限度とするため、多額の外国法人税が発生した場合には源泉所得税の額から控除しきれない可能性があります。また個人投資主が、源泉徴収ありを選択した特定口座で利益の範囲内で行う金銭の分配を受け取る場合には控除外国法人税の額の控除は認められておらず、NISA（ニーサ）口座で利益の範囲内で行う金銭の分配を受け取る場合にはそもそも源泉徴収されないので、控除外国法人税の額の控除の適用もありません。外国法人税が利益の範囲内で行う金銭の分配に係る源泉所得税の額から控除できない又は控除しきれない場合には、分配金の手取額がその分減少する可能性があります。

(カ) 外国法人税の影響により支払配当要件を満たせないリスク

投資法人が配当等の額を損金算入するための要件（導管性要件）の一つである支払配当要件は、配当可能利益の額の90%超の配当を求めています。この配当可能利益の額は通常、投資法人の損益計算書の「税引前当期純利益金額」を用います。一方、外国法人税は、損益計算書において税引前当期純利益の下に位置する「法人税、住民税及び事業税」として計上されるため、配当可能利益の額の計算上は控除されません。その結果、海外不動産等への投資により多額の外国法人税が発生した場合には、配当等の額が配当可能利益の額の90%超とならず、支払配当要件を満たすことが困難となる可能性があります。導管性要件を満たせない場合のリスクについては、前記「⑦税制等に関するリスク／(ア) 導管性の維持に関する一般的なリスク」をご参照ください。

## ⑨ その他

### (ア) 新規取得資産を組み入れることができないリスク

本投資法人は、本ブリッジローンによる資金調達及び手元資金によって、前記「2 投資対象／(1) 新規取得資産の概要」に記載する新規取得資産を取得することとしていますが、新規取得資産を購入できるとの保証はなく、本ブリッジローンによる資金調達が予定どおり完了しない等の理由により、新規取得資産の全部又は一部を購入することができない場合には、投資主、投資法人債権者又は投資法人新投資口予約権者に損害が発生する可能性があります。

(注)。

(注) 本投資法人は、本書の日付現在保有する資産の運用のみを目的としているものではなく、ポートフォリオの質の向上、ひいては投資主価値の最大化に資するため、規約及び資産運用ガイドラインに基づき、新たな資産取得に向けた市場調査や情報の入手並びに資産譲渡の実現可能性の把握等に努めており、また、必要に応じ、資産取得又は資産譲渡の検討や関係者との協議を行っています。したがって、新規取得資産の取得を含め、今後、本投資法人の行う資産の運用において、本投資法人が本書の日付現在保有する資産以外の資産の取得、又はこれらの一部の譲渡を行うことがあり得ます。しかしながら、契約締結後新規取得資産取得までの間に、かかる契約に定められた一定の条件が成就しないことにより、かかる資産を購入することができず、投資主、投資法人債権者又は投資法人新投資口予約権者に損害が発生する可能性があります。また、本投資法人が信託受益権として取得する資産の一部については、本投資法人による取得に先立ち信託が設定される場合があります。しかし、何らかの理由により、かかる資産が予定どおり信託されない可能性があります。このような場合、信託受益権売買契約の条件が成就しないとされるため、本投資法人が当該資産を取得することができず、その結果、投資主、投資法人債権者又は投資法人新投資口予約権者に損害が発生する可能性があります。

### (イ) 本投資法人の資金調達（金利環境）に関するリスク

本投資法人は、本借入れについて、複数の金融機関から融資に関するコミットメントレターを入手しています。これを受け、租税特別措置法に規定する機関投資家である金融機関からの借入れを行い、基本合意書に基づくファシリティーエージェント及び参加予定金融機関との間で、個別金銭消費貸借契約を締結します。本書の日付現在、各参加予定金融機関における与信審査等の内部手続が未了であることから、本投資法人が希望する額及び条件による本借入れの実行がなされる保証はありません。

また、本投資法人は、2018年8月13日付で、株式会社みずほ銀行との間の本当座貸越ローンに係る当座貸越約定書を締結しており、同年9月11日付で、同年9月14日付実行に係る本当座貸越ローンの申込書の提出を予定しています。なお、本当座貸越ローンは、本第三者割当の手取金又は手元資金によりその全額を弁済する予定です。本当座貸越ローンは、株式会社みずほ銀行による貸出審査手続きにおける最終決裁が完了し、別途定められる貸出前提条件が全て充足すること等を条件とするため、本投資法人が希望する額及び条件による本借入れの実行がなされる保証はありません。

本借入れ及び本当座貸越ローンを実行するまでに借入金利が著しく変更される等、本借入れ及び本当座貸越ローンに時間を要し、本ブリッジローンの期限前返済が遅れ、又は借換えが本投資法人の希望する条件で事項できないことで、投資主、投資法人債権者又は投資法人新投資口予約権者に損害が発生する可能性があります。

(ウ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

本投資法人が新規取得資産の売主等から入手した新規取得資産に係る過去の収益状況は、本投資法人の将来の業績や運用実績を予測させ又はこれを何ら保証するものではありません(注)。

(注) 本投資法人は、売主その他の関係者から新規取得資産の過去の収支状況に係る情報を入手することがあります。しかし、これらは、本投資法人に適用のある会計原則に従って会計監査等の手続を経たものではなく、現所有者等から提供を受けた参考としての情報にすぎません。特に契約形態が大きく異なる場合、比較可能性の低い情報となる場合があります。また、当該情報は不完全であるおそれがある他、その正確性も担保されていない情報です。したがって、本投資法人が、新規取得資産を取得した後に、本投資法人に適用のある会計原則に従ってそれらの収支を作成し会計監査済み財務諸表を作成した場合、当該会計監査済みの収支は上記情報に基づく収支とは大幅に異なるおそれがあります。

(2) 投資リスクに関する管理体制

上記の様々なリスクに鑑み、本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人の資産運用に関し、以下の検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。本投資法人及び本資産運用会社は可能な限り、本投資口又は本投資法人債への投資に関するリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、これらの措置が結果的に十分な成果を収めるとの保証はありません。

① 本投資法人の体制

本投資法人は、少なくとも3か月に1回以上役員会を開催し、適宜本資産運用会社の運用状況の報告を受け、定期的に法令等遵守に関する事項について議論する他、執行役員は適宜本資産運用会社の運用状況を聴取及び関係書類の閲覧・調査を実施し、本資産運用会社の管理・監督を行います。

また、監督役員は、原則として、法令等遵守に関する事項について議論を行う役員会に出席しなければならないが、執行役員及び監督役員は、必要に応じて、本資産運用会社、本会計監査人、又は法律事務所の役職員その他適当と認める者を役員会に同席させ、説明、意見の申述等を行わせることができます。

② 本資産運用会社の体制

(ア) 本資産運用会社は、本資産運用会社の取締役会において審議、決議され、本投資法人の役員会に報告される資産運用ガイドラインを遵守するとともに、本資産運用会社のコンプライアンス規程及びリスク管理規程に基づきコンプライアンス及びリスク管理を行います。

(イ) 本資産運用会社は、利害関係人等と本投資法人との間の取引については、原則として、本資産運用会社のコンプライアンス部、コンプライアンス・リスク管理委員会に付され取引に係る議案を審議するものとされています。かつ、利害関係人取引に関する自主ルールを利害関係人等取引規程において定めており、これを遵守することにより利益相反に係るリスク管理を行います。

(ウ) 本資産運用会社は、投資法人に係るインサイダー取引規制導入に十分な対応を図るための内部体制の構築を念頭におき、内部者取引の未然防止についての内部情報等管理規程を定め、役員等インサイダー取引(インサイダー類似取引も含まれます。)の防止に努めています。

(エ) 本資産運用会社は、コンプライアンス部が、法令遵守の状況を監視します。また、本資産運用会社は、コンプライアンスに関する社内体制を整備し、コンプライアンス上の問題の発生についての対応を講じています。さらに、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス基本方針や役職員等の行動規範を定めるのみならず定期的にコンプライアンス研修を実施します。

(オ) 本資産運用会社は、コンプライアンス部をリスク管理部門とし、本資産運用会社のリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、運用部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じるものとします。

(カ) 本資産運用会社は、内部監査に関する社内体制を整備し、取締役会及び取締役社長の監督に基づく実効的な監視活動を通じて、リスクを特定し、その最小化を図っています。内部監査に関する担当部門である内部監査部は、他の組織及び部署から独立した組織として維持するものとします。

以上のように、本投資法人及び本資産運用会社は投資リスクに関する管理体制を整備していますが、このような体制が常に有効に機能する保証はありません。管理体制が有効に機能しないことによりリスクが顕在化した場合、本投資法人又は投資主に損失が生じるおそれがあります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱地所物流リート投資法人 本店  
(東京都千代田区丸の内二丁目5番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第三部【特別情報】

### 第1【内国投資証券事務の概要】

#### 1 名義書換の手續、取扱場所、取次所、事務受託者の名称及び住所並びに手数料

本投資口は、振替投資口であるため、投資主は、本投資法人及び本投資法人の投資主名簿等管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して本投資口の名義書換を直接請求することはできません。

本投資口については、本投資法人は、原則として、投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります（社債株式等振替法第226条第1項及び第227条第1項）。本投資口に係る投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（振替機関である保管振替機構が本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。）により行われます（社債株式等振替法第228条及び第152条第1項）。投資主は、振替機関又は口座管理機関に対して振替（譲渡人の口座における保有欄の口数を減少させ、譲受人の口座における保有欄の口数を増加させることをいいます。以下同じです。）の申請を行い、本投資口の振替が行われることにより、本投資口の譲渡を行うこととなります（社債株式等振替法第228条及び第140条）。本投資口の譲渡は、本投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することはできません（投信法第79条第1項）。

投資主名簿に係る取扱場所、取次所、投資主名簿等管理人の名称及び住所並びに手数料は次のとおりです。

取扱場所	: 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	: 該当事項はありません。
投資主名簿等管理人の名称及び住所	: 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
手数料	: なし

#### 2 投資主に対する特典

該当事項はありません。

#### 3 内国投資証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

#### 4 その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

## 第2【その他】

該当事項はありません。